

第 2 編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

各機関及び住民・事業所等が予防・応急及び復旧対策を実施する主体として適切な活動を行うために目指すべき「防災組織の整備」に関する計画のあらましを示し、また、町を中心にして各機関が相互に連携協力するための「情報連絡体制の整備」に関し、現況と今後の計画のあらましを示すものである。そして「地域拠点の整備」においては、一般災害の特性を踏まえるとともに、大規模災害時に最も懸念される社会不安の発生を未然に防止するため、公民館等を地域における拠点として位置付け、整備する施策について、その具体化を図るものである。

第1 防災組織の整備

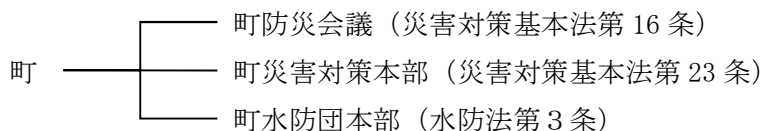
大規模な災害が発生した場合、混乱した事態の中で住民の生命を守り被害を最小限にとどめるためには、町を中心とする防災関係機関において、迅速な防災活動を開始するための組織をあらかじめ整備しておく必要がある。

また、住民や各事業所等が一体となった地域ぐるみの防災体制確立のため、自主的に災害に対処し得るための自主防災組織の育成等を推進するものとする。特に避難行動要支援者を災害時に救助するには、その近隣者に頼らざるを得ないこともあり、自主防災組織等の活動に大きな期待が寄せられているため、これらの組織が十分活動できるような条件を整備していく。

この項においては、各レベルにわたる防災組織整備計画を示すものである。

1. 町 [総務課]

(1) 町の防災組織



(2) 職員の動員配備体制の確立所掌事務

休日、夜間等における職員の参集及び連絡体制の整備、動員体制の確保のため、本庁舎、その他の各施設の直近職員の把握、その役割の明確化を図る。

町では、平成28年3月に策定した業務継続計画（災害などの重大な危機事象から、町民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するため、庁舎や職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、本町が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な処置を講じておくもの）の実施に努める。

2. 県 [県]

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

(1) 県災害対策本部（災害対策基本法第23条）

(2) 県水防本部（水防法第7条）組織

3. 防災関係機関 [防災関係機関]

町域を所管又は町内にある「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」「指定地方公共機関」（以上公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、自衛隊及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び

町地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備し、その改善に努める。

4. 自主防災組織 【総務課】

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置推進と育成に努める。

なお、自主防災組織の結成促進に当たって、町内会、自治会を単位として行う。これら自主防災組織に対して、災害に関する情報の提供と住民の防災に対する意識の高揚と、防災活動の指導とリーダーの養成に努めていく。

(2) 組織の規約

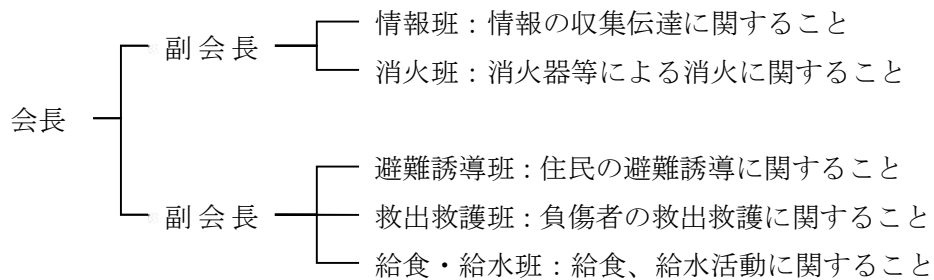
自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については自主防災組織規約を設けておく必要がある。そのための規約の整備を引き続き促進する。

(3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきものであるが、その統一様式として以下に示し、その活性化と実効性の確保を図っていく。

なお、具体的な自主防災組織の整備活動については、「第18節 自主防災組織の整備」に示すとおりである。

【自主防災組織系統】



【活動内容】

平常時の活動	災害時の活動
1 防災に関する知識の普及	1 町内の防災情報の収集・伝達
2 防災訓練の実施	2 町内の被害状況の把握・報告
3 町の安全点検の実施	3 出火防止及び初期消火
4 防災用資機材の整備・点検	4 負傷者の救出・救護
5 避難先・避難体制の確認	5 避難誘導
6 その他の地震等災害の予防	6 給水、給食、救援物資の配付

(4) 自主防災組織等の現況

本町における自主防災組織は、行政区を単位とした自主防災組織が2組のみであり、早期に組織の結成及び育成とリーダーの養成に努める。

【自主防災組織】

- ・中組自主防災会（秋山）
- ・小島ふるさと会自主防災組織（小島）

5. 施設の防災組織 【伊達地方消防組合】

学校、病院その他多数の人が出入りする施設及び危険物施設の管理者は、その社会的責任に基づき、自らの責任において、被災の影響が少なく済むよう最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を着実に実施する。また、町が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

また、その具体的な活動内容は、次に示す事業所等に準ずる。

6. 事業所等の防災組織 【事業者】

事業所(企業等)は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携を取り、災害時の事業所の果たす役割を認識し、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。さらに、町が実施する防災事業や地域の防災訓練等に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策

災害発生時には自社の重要業務を継続し、また速やかに通常業務に復帰できるよう事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるものとする。

7. その他の防災組織 【事業者、危険物施設等管理者】

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の管理者は、消防法及び災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

8. 各防災組織相互間の協調 【総務課】

地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合には、住民組織と事業所組織の連携を促進させるため協議会を設置し、相互の活動の調整を図れるよう計画を定める。

9. 罹災証明書発行に備えた体制整備 【総務課、伊達地方消防組合】

町及び伊達地方消防組合は、災害発生時における被害の程度に応じた住民への適切な支援の実施を図るため、被災者からの申請に応じて遅滞なく罹災証明書を発行できる体制の整備

に平時から努める。

(1) 住家の被害調査等に係る人員の確保

「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成30年 内閣府)を参考に、災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について算定しておく。

(2) 職員の育成

被害の認定を行う予定の職員に対し、被害状況調査研修の実施、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害状況調査の実務経験者の活用等を推進する。

(3) 他の地方公共団体等との連携確保

他市町村等との協定の締結等による相互応援体制の構築、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士等の専門家や団体との協定締結による応援体制の構築等を推進する。

(4) その他必要な措置

関係職員が、罹災証明書の発行に必要な事務処理を速やかに行うことができるよう、マニュアル等の整備に努める。

第2 応援協力体制の整備

特に大規模な災害が発生した場合、その応急対策を講ずるに当たっては、本町のみでは対応が不可能な場合が起こり得る。

このため、広域的な応援体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

1. 県内市町村間及び県外市町村との相互応援 【総務課】

町は、当該町の地域に係る災害について、適切な災害応急対策(広域避難対策、役場機能の低下・喪失時の移転対策を含む。)を実施するため、「災害時における相互応援協定(福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、大玉村、本宮市)」及び「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定(福島・宮城・山形隣接33市町村)」を締結している。

また、大規模災害時に県内の市町村が広範囲に被災することも想定し、同時に被災する可能性が少ない遠方の県外市町村との応援協定の締結についても推進している。

さらに、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応を取ることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

2. 町内防災関係機関の相互応援 【防災関係機関】

町の地域内、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

3. 消防の相互応援 【伊達地方消防組合】

消防相互応援協定については、消防組織法第39条の規定に基づき、隣接市町村、広域消防組合と相互応援のための協定を締結し、広域消防体制の推進を図っている。

この協定に基づき、応援の受入れ(宿舎、道案内、消防水利の所在案内等)、本部(消防相互応援に係る)の設置等について、具体的な方策を協議していく。

4. 指定行政機関、指定地方行政機関、他市町村からの職員派遣要請に対応するための資料整備 【総務課】

町は、県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、広域応援協定団体又は他市町村長から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

5. 経費の負担 【総務課】

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

6. 民間協力計画 【総務課、防災関係機関】

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、町の関係各課等は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

7. 関係機関団体等との協力体制の確立 【総務課】

救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制を確立するとともに、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し協力を求めておくものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

大規模な災害が発生した場合、交通施設、通信施設の被災や電話の輻輳等により防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、住民に対する広報活動が困難になることが予測される。

これら電気、電話等が一時的に途絶しても国、県、防災関係機関、福島地方拠点都市地域を構成する市町村をはじめとする近隣市町村との情報連絡体制が確保されるよう、情報伝達ルートのも多重化、情報交換のための収集、連絡体制の明確化等を中心に計画する。

第1 防災情報通信網の整備

1. 町の優先電話 【総務課】

町の災害時優先電話は、川俣町役場のほか、保健センター、小中学校等25施設で設置している。今後は、さらに災害時優先電話の指定の拡充に努める。

町の災害時優先電話の設置施設及び電話番号については、資料編（資料3-4）に示す。

2. 町防災行政無線 【総務課】

災害時における住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段など通話秘和性の確保や画像等のデータ管理など防災通信を高度化するため、令和2年4月にデジタル式防災行政無線を導入。

【同報系】

名称	台数	設置場所
同報系親局	1局	川俣町役場 防災無線室
中継局設備	2局	東福沢・山木屋
屋外拡声子局	70基	町内各所 (うち3基はテレメーター子局)
戸別受信機	980台	

【移動系】

名称		台数	設置場所
移動系統計局		1 式	川俣町役場 防災無線室
基地局		2 ヲ所	東福沢・山木屋
移動局	車載型無線送受信装置	50 台	役場公用車・消防車両
	半固定型無線送受信装置	2 台	川俣町役場・とんやの郷
	携帯型無線送受信装置	20 台	川俣町役場・川俣町消防団

3. 福島県総合情報通信ネットワーク 【総務課、政策推進課、県】

(1) 町防災行政無線の拡充

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信によるネットワークである。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することがで

きるが、災害時にあっては、これらの一般通信の回線を県が統制し、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始し平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの更新整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

町は、県総合情報通信ネットワーク整備事業において町に配備された衛星系防災行政無線の活用を図る。

(2) 無線局数

局数は県庁統制局など138機関147局（うち中継局9局）であり、このうち衛星系、地上系の両方が整備されているのは87機関である（下表の※印80機関、大峠・日中総合道路管理事務所、消防防災航空センター、消防学校、環境創造センター、環境放射線センター、南相馬原子力災害対策センター、楢葉原子力災害対策センター）。

区 分	県庁※	合庁※	市町村※	消防本部※	県出先	防災関係機関
衛 星 系	○	○	○	○	—	—
地 上 系	○	○	○	○	○	○
衛星携帯電話	○	○	—	—	○	○
整備機関数	1	8	59	12	43	15

（注）合庁とは県合同庁舎をいい、県出先とはその他の県出先機関をいう。

(3) 各機関の機能

区 分	県庁	合庁	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
一斉指令	送信	送受信	受信	受信	受信	受信
電話、FAX	○	○	○	○	○	○
データ通信	○	○	○	○	○	○
画像伝送	○	○	○	○	○	○

4. 気象情報提供システム 【総務課】

福島地方気象台からの気象、地象及び水象情報を福島県が提供を受け、福島県総合情報通信ネットワークシステムを通じ、町へ伝達または提供される。

伝達される内容は次のとおりである。

- (1) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- (2) 気象、高潮及び波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報
- (7) 地震・津波に関する情報

(8) 噴火警報等

(9) 気象通報

5. 職員参集システム [総務課、政策推進課]

県では、勤務時間外において、地震の発生、気象特別警報・気象警報の発表を迅速に伝達するため、職員参集システムを整備している。

このシステムでは、福島地方気象台からの気象情報伝送処理システムによる情報、県震度情報ネットワークシステムによる情報に基づき、危機管理総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員の携帯電話及び加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

今後、町においても職員参集システムを活用し、勤務時間外においても自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図る。

第2 その他通信網の整備・活用

1. 非常通信体制の充実強化 [総務課]

町及び防災関係機関は、大規模停電も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できないとき、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常無線通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

2. その他通信連絡網の整備・活用 [総務課、政策推進課]

(1) 整備と活用

ア 町及び関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の活用について検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、お知らせメール配信サービス「インフォ@かわまた」(平成25年7月1日サービス開始)、川俣公式ライン「k a - L I N E」(令和3年5月1日配信開始)は「インフォ@かわまた」と同じ情報配信に加え、防災関係(町防災行政無線での放送内容の視聴、オンライン避難届)のオンラインサービスの提供を行う。また、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

イ 消防庁が運用する、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災(災害)情報を瞬時に提供するシステムを活用するとともに、デジ

タル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

ウ 緊急情報ネットワークシステム (Em-net) により、防災 (災害) 情報を文書にて正確かつ迅速に入手し、住民への提供を行う。

エ 災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末 (防災電話等) を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

オ 町及び公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組みを促進する。

カ 町は、通信が途絶した場合又は確実性を必要とする場合の伝令の方法として、自転車、バイクの配備及び調達体制について整備しておく。

キ 広域応援を円滑に行うため、福島地方拠点都市地域を構成する市町村をはじめとする近隣市町村との連絡網の確立を図る。

ク その他災害時の情報手段として、民間の無線従事者からの情報提供の活用についても検討し、町内タクシー無線取扱業者、無線を利用する運送業者等の把握に努めるとともに災害時の多様な通信連絡網の確保及び無線従事者の協力体制の確保に努める。

ケ 災害対策本部員、災害対策本部設置前配備課等に対し、携帯無線電話の配備を進めていく。

コ 停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

サ 土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、当該地域と町との情報伝達手段の確保に努める。

(2) 災害時の機能確保

町は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3. クラウドシステムなどICTの導入に係る検討 [総務課、政策推進課]

町は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3 体制の整備

[総務課]

災害時における連絡体制について、以下の整備を行い、災害発生時の連絡体制の強化に努める。

- 1 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員の指定と、報告要領の整備を行う。
- 2 夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を行う。
- 3 町の防災会議を構成する各防災関係機関の委員のもとに連絡責任者等を設置する。
- 4 情報連絡員 (県リエゾン) の受入体制を確保する。

第4 情報連絡員（県リエゾン）との連携

【総務課】

町は、福島県地域防災計画において定める県と町の相互協力的手段として、大規模災害の初動期に県から町に派遣される情報連絡員（県リエゾン）と連携し、情報収集・連携を行う。なお、町は、情報連絡員（県リエゾン）との連携体制の構築に向けて、防災訓練等への参加等により、平時においても連携を強化するよう努める。

【県が情報連絡員の派遣を行う基準】

- (1) N T T回線や携帯電話だけでなく、県総合情報通信ネットワークによる連絡も困難になった場合等、県と町の間で通信が途絶え又は困難になった場合
- (2) 町において災害対策本部を設置する要件の災害が発生した場合
- (3) その他、災害対策地方本部長が必要と認めた場合

【業務内容】

- (1) 地方本部と派遣先町間の情報伝達の支援
ただし県と町との通信が途絶している場合、携行した衛星携帯電話等を活用
- (2) 町の被害情報や要望事項を積極的に収集し、地方本部への速やかな報告及び地方本部に報告した内容について町との共有
- (3) 町の承諾を得て災害対策本部会議等に参加し、被災の実態を調査するなど、町の状況の把握や分析、関係機関との共有
- (4) 県が所有している情報の町への積極的な提供
- (5) その他、災害対策地方本部長が指示する業務

【派遣の終了】

- (1) 町と県との通信状況が回復したとき
- (2) 町において、緊急時対応が終了したとき
- (3) 町において、災害対策本部を解散したとき

第5 担い手の確保

1. 事業計画 【総務課】

民間の情報通信の担い手を確保し、様々な情報通信ルートを整備する。

- (1) 無線従事者の確保
- (2) 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備え、タクシー無線取扱業者、MC A無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進する。

第6 通信手段の周知

1. 町と関係機関間の連絡体制の周知 [総務課]

町は、通信連絡網を整備し、県及び防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておく。

2. 住民への連絡体制の周知 [総務課]

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送をはじめ、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておく。

第3節 気象等観測体制

気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき福島地方気象台が行う気象に関する予報・警報及びその他気象に関する情報の収集とその伝達を、迅速かつ的確に行うものとする。

第1 気象観測施設等

町内における気象観測機器の設置状況は、次のとおりである。

1. 雨量・気温・湿度観測計 【国、県、政策推進課】

管理機関	観測所名	所在地	観測員名
国土交通省	山木屋	山木屋字庚申山3番地5	福島河川国道事務所
福島県	川俣（県）	飯坂字八幡	福島県河川整備課
川俣町	川俣町役場	川俣町字五百田30	政策推進課

2. 統一河川情報システム 【総務課、福島地方気象台、県北建設事務所】

（一財）河川情報センターは、気象庁のデータ及び各地のテレメータから送られた気象情報、河川水位情報等を、福島県総合情報通信ネットワークシステムの端末機を通じて町へ提供する。

（1）雨量情報

- ア 雨量観測所概況図（10分更新）
- イ 時間雨量概況表（10分更新）
- ウ 時間雨量現況表（10分更新）
- エ 時間雨量経過表（10分更新）
- オ 時間雨量グラフ（10分更新）
- カ 日雨量現況表（1日更新）
- キ 日雨量経過表（1日更新）
- ク 日雨量グラフ（1日更新）

（2）雪情報

- ア 毎時刻積雪深状況（1時間更新）
- イ 日降雪量・積雪深一覧表（8時又は16時更新）

（3）水位情報

- ア 水位流量観測所概況図（1時間更新）
- イ 時刻水位量概況表（10分更新）
- ウ 時刻水位流量現況表（10分更新）
- エ 時刻水位流量経過表（10分更新）
- オ 時刻水位流量グラフ（10分更新）
- カ 水位流量伝播グラフ（1時間更新）

（4）警報

- ア 警報発表状況一覧表
- イ 雨量・水位概況一覧表

- ウ 洪水予警報
- エ 水防警報状況図
- オ 水防警報

(5) その他

臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川に関わる緊急な情報

第2 気象観測体制の充実

〔総務課〕

町は、各気象観測機関との連携を図りながら、自然災害を未然に防止するため、気象観測施設等の充実、情報収集の改善に努め、気象観測体制の充実を図るものとする。

第4節 水害予防対策

水害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。
また、防災マップにて農業用ため池浸水想定の間知と活用を図る。

第1 河川対策

1. 現状 【建設水道課、県北建設事務所】

本町の河川は、町を南北に流れる広瀬川をはじめ、口太川、女神川、高根川、三百川、田代川、長滝川、小谷沢川の8つの一級河川がある。このうち、女神川、広瀬川及び三百川については重要水防区域に指定されているが、これらの河川は出水期や台風期には度々増水し、溢水等による被害発生危険性を有している。これまでの大洪水や、令和元年台風19号により、甚大な被害を受け広瀬川河川改良復旧事業等により河道掘削、築堤工及び護岸工等が進められているものの、一部未整備箇所、他河川の未整備地区があり、今後とも改良復旧の促進はもとより、予防対策としての各種施策が必要である。

また、近年の都市開発に伴い、一部河川においては洪水頻度の増加、平常時流量減少、土砂が堆積し、雑草も繁茂して河川の流れを停滞させているところもあるので、整備改修を関係機関に要望するとともに、治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠である。

さらに、この河川以外の用排水路も、農業振興と併せて整備を促進し、災害の予防に努める必要がある。災害復旧に伴って、河川空間を活用した親水空間の設置が行われているが、今後も治水対策の充実と共にゆとりある快適で安全な生活環境づくりと住民の河川愛護意識を高める必要がある。

2. 計画 【総務課、建設水道課、県北建設事務所】

(1) 一級河川の整備

多くの中小河川が合流している広瀬川水系の流域全体の治水安全度を高めるため、広瀬川等の整備促進を国・県に要望する。

(2) 中小河川の整備

町が管理する準用河川（普通河川、排水路）については、出水期に氾濫溢水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから、順次、改修、整備事業を促進し、雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うと共に、洪水氾濫などに対応した河道掘削及び樹木伐採等を実施し機能管理に努める。

また、下流の河川整備計画との整合性を図りながら、災害時において大きな被害をもたらす恐れのある箇所から計画的に、河川改修事業などの整備を図り、安全で快適な生活環境づくりを推進する。

なお、内水被害を未然に防止するため、可搬式排水ポンプ等の適正な維持管理を行い洪水時に備え、増水時に支川にむけて逆流することを防ぐための設備措置に努める。

また、避難発令のタイミングの検討、自主防災組織の育成、支援および連携強化のソフト対策の強化・拡充により水害予防対策を推進する。

(3) 防災ハザードマップの普及

町は、土砂災害や浸水の危険区域及び、内水浸水による浸水箇所や被害発生時の対処等について、広く住民へ情報を提供するため、町内全戸に防災マップ配布する。また、町ホームページで公表し、今後も地域住民へ周知徹底を図る。

洪水は、想定しうる最大規模の降雨により、広瀬川、三百川、高根川、田代川などの主要河川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域を表示し、円滑かつ迅速な避難確保を目的とする。また、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、家屋倒壊等氾濫想定区域など、特に早期水平避難が必要な区域も併せて表示する。

内水は、局所的で短時間の強雨などにより、身近なところで発生する浸水被害を浸水想定区域で示し、危険箇所や避難方法などの情報提供や浸水被害への適切な対応促進を目的とする。

なお、町防災マップの記載情報については、内水及び外水に事象と被害の違い、浸水箇所の範囲と深さの色別等による見方、更には、避難方法の情報などについて、住民への周知を図っていく。

第2 下水路対策

1. 現状 [建設水道課]

近年、市街地における宅地の造成、道路の舗装等による吸水・保水面積の低下、激甚化する短時間豪雨や台風により、排水力が低い低地部、又は河川流域において、雨水による浸水被害が増大している。これらの問題を解決するため下水路の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

2. 計画 [建設水道課]

この問題を解決するため、都市下水路の整備促進を図り雨水による浸水被害の防止に努める。

川俣町都市下水路	計画延長	1,430m
供用延長		270m

第3 その他施策の維持補修

1. 現状 [農林振興課]

町域のため池施設は50箇所を県に報告している。特に危険な箇所については、監視体制を強化するとともに、状況により管理組合等と協議し必要な措置を取ることとしている。

2. 計画 [農林振興課、建設水道課]

緊急性の高い箇所から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、排水路等の改修又は新設などの指導を行う。

なお、豪雨や地震等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、防災マップへ掲載する。

第4 災害危険箇所

〔総務課、建設水道課、県〕

川俣町地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは「重要水防区域」として、女神川で1箇所、三百川で1箇所、広瀬川で2箇所指定されている。

重要水防区域の詳細は、資料編（資料2-1）に示す。

第5 浸水想定区域における避難の確保

〔総務課、保健福祉課、建設水道課〕

1. 洪水時の迅速な避難

町は、水防法第15条第1項に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

なお、本計画で定める要配慮者関連施設の名称及び所在地については資料編2-8に定める。

2. 洪水予報等の伝達方法

町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下施設等及び要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3. 住民への周知

町長は、地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在について住民に周知させるように努める。

4. 避難確保計画の作成等の義務 〔町内社会福祉施設、学校等、町内医療機関、総務課、保健福祉課〕

浸水想定区域に指定された要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を町へ報告する必要がある。

町は、避難確保計画の作成を促進するために支援する。

また、施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

第5節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある場所は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等、町内各所に存在する。土砂災害を未然に防止するため、町及び関係機関は以下のような土砂災害に対する対策を講じるものとする。

第1 土石流災害対策

1. 現状 【総務課】

土石流危険渓流では、大雨により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

本町においても、土石流の発生するおそれのある渓流は204渓流存在している。また、町内の砂防指定地域は17箇所、土石流危険渓流は204箇所あり、それらの対策として砂防ダム等によって整備を図っている。

町内における砂防指定地域及び土石流危険渓流箇所一覧は、資料編（資料2-4、資料2-5）に記載する。

2. 計画 【総務課】

町は、台風等の大雨により土砂災害が甚大になると想定される土石流危険渓流については、土石流対策事業の促進を関係機関に要請する。また、土石流災害による被害を軽減するために、県が提供する土石流危険渓流、砂防指定、土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を受けるなど情報収集に努める。そして、これをもとに県と連携し、ハザードマップの配布等により、危険箇所への標識設置等による住民への周知徹底及び警戒、避難のための観測体制の強化を推進する。

第2 地すべり災害予防対策

1. 現状 【総務課】

台風等の大雨により、地すべり危険箇所では、地すべりが発生し、地域の人家公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

なお、町においては現在、地すべり危険箇所の指定はない。

2. 計画 【総務課】

町は、今後、町において地すべりに関する土砂災害警戒区域の指定等を受けた場合については、ハザードマップの配布等により、その危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

第3 急傾斜地災害予防対策

1. 現状 [総務課]

台風等の大雨により、急傾斜地にあってはがけ地崩壊が発生し、地域住民の生命、財産に大きな損害を与えることが予想される。

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は13箇所ある。

また、山地に関連する山腹崩壊危険地区数は、32箇所となっている。

町内における急傾斜地崩壊危険区域一覧は、資料編（資料2-6）に記載する。

2. 計画 [総務課]

台風等の大雨により、がけ崩れ災害が発生すると予想される危険箇所については、国、県の協力を得ながら急傾斜地対策事業の促進に努める。また、危険箇所への標識設置等による住民への周知徹底及び警戒、避難のための観測体制の強化に努める。

第4 土砂災害警戒区域等の指定

1. 現状 [総務課]

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定・公表を行っている。

令和4年12月2日現在、町内では、急傾斜地及び土石流に関する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については322区域存在する。

町内における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧は、資料編（資料2-7）に記載する。

2. 計画 [総務課]

町は、防災ハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域等をはじめとした危険箇所の周知を図る。

また、防災ハザードマップについては、必要に応じて見直し、更新を図る。

第5 警戒避難体制の整備・運用

[総務課]

土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。

- 1 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- 2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（資料2-8）の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を町へ報告する必要がある。

町は、避難確保計画の作成を促進するために支援する。

また、施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。（要配慮者利用施設に関する避難計画に関しては、「第1章第12節第9 学校、病院等

施設における避難計画」を参照。)

- 3 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難指示等の判断・伝達マニュアルを運用する。

土石流等による被害を予防し軽減するため、次の事項に留意し、対策を講ずるものとする。

- 1 土石流等危険箇所の住民に対し、日頃から土石流等に関する情報の収集、伝達、防災活動及び降雨時の対応についてなど、総合的な防災意識の普及に努める。
- 2 雨に関する予・警報等が出されたとき又は台風による被害が予想されるときは、危険箇所を所管する消防団等関係機関に対し警戒について指示するものとする。
- 3 相当量の降雨量があり、危険があると予想されるときは、時機を失することなく避難を指示する。避難先については、土石流等の被害を受けるおそれのない場所で関係住民の人家から近距離の公共施設とする。

第6 道路落石等防止対策

1. 現状 【建設水道課】

本町は、山間を通る道路が多いため、大雨等の災害により落石、法面崩壊等による交通網の寸断と住民生活の安定を損なうおそれがある。

2. 計画 【建設水道課】

道路利用者の交通安全の確保と住民生活安定のため、落石等危険箇所の道路管理者による定期的な点検の実施と計画的な安全対策事業推進の要請に努める。

第7 治山対策

1. 現状 【農林振興課】

本町の保安林面積は、37 箇所 299.6ha で全森林の 3.5%である。これらは、土砂流出防備保安林 22 箇所 161.5ha、水源かん養保安林 4 箇所 94.6ha、土砂崩壊防備保安林 8 箇所 9.4ha、干害防備保安林 1 箇所 23.3ha であり、山地の崩壊防止等に大きな役割を果たしている。

保安林の指定状況については、資料編（資料 2-3）に記載する。

2. 計画 【農林振興課】

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り安全で潤いのある町土を形成するため、計画的な山地治山、地すべり防止事業を国、県及び関係機関に対し要請していくよう努める。

第8 森林整備対策

1. 現状 [農林振興課]

本町の森林は、8,546ha（国有林 831ha、民有林 7,715ha）で町土の約 69.9%を占めている。これら森林の持つ水源かん養、災害防止等の公益的機能により、森林の崩壊、洪水等が防止されている。

2. 計画 [農林振興課]

町は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備の推進に努める。

第9 宅地造成地の災害予防対策

1. 現状 [建設水道課]

令和5年1月現在、町内には宅地造成工事規制区域は存在しない。

2. 計画 [建設水道課]

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、町及び関係機関が一体となって移転について指導を行う。

第10 監視体制の強化

[総務課、建設水道課]

町は、県と連携を図り、危険箇所への標識設置等により住民に対し、周知徹底を図るとともに、警戒・避難に資する規制・監視体制の強化を図る。また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努めるものとする。

第11 二次災害予防対策

[総務課、建設水道課、県]

町及び県は、地震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておく。

第12 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

〔総務課 建設水道課〕

総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」に加盟し、関係機関における土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第13 土砂災害警戒情報の発表

1. 目的 〔総務課〕

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長が避難指示発令判断の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

2. 発表機関 〔総務課、県、福島地方気象台〕

土砂災害警戒情報は、気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

3. 発表対象地域 〔総務課、県、福島地方気象台〕

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内の全ての市町村を発表対象とする。

4. 土砂災害警戒情報の基本的な考え方 〔総務課、県、福島地方気象台〕

- (1) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (2) 市町村長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (3) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩落」とする。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

5. 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準 〔総務課、県、福島地方気象台〕

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙「地震等発生後の暫定基準設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(2) 解除基準

C Lを下回り、かつ短時間で再びC Lを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

6. 利用に当たっての留意事項 【総務課、県、福島地方気象台】

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

7. 情報の伝達体制 【総務課、県、福島地方気象台】

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市町村長その他関係者に伝達する。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- (1) 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を気象情報伝送処理システム等により、県等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。
- (2) 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び町等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。

また、県（河川港湾総室）は、土砂災害警戒情報を発表した市町村長に対し、建設事務所長を経由して電話・FAXによる伝達確認を行う。

- (3) 町は、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- (4) その他関係機関は、必要な伝達等の措置を取る。

8. 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市町村及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

イ 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 土砂災害等の調査

ア 国、県、町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。

緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。

ウ 町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県、町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

ア 国、県は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、町へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

イ 町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

9. 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を町に通知する。

(2) 町の情報の伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

(4) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市町村に通知する。

イ 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市町村に通知する。

第6節 雪害予防対策

大雪による被害から交通、通信及び電力等の生活関連施設を確保し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、関係機関は、以下のような雪害に対する対策を講じるものとする。

第1 福島県の過去の雪害被害

- (1) 平成13年大雪（平成12年12月13日～平成13年2月28日）

福島県内では死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、床下浸水32棟の被害が発生した。

- (2) 平成18年豪雪（平成17年12月1日～平成18年3月31日）

12月から1月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。

福島県内では死者3名、重傷者27名、軽傷者38名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、床下浸水19棟の被害が発生した。

- (3) 平成22年11月からの大雪等（平成22年11月1日～平成23年3月7日）

福島県内では死者4名、重傷者6名、軽傷者20名、住家半壊1棟、住家一部破損16棟、床下浸水12棟の被害が発生した。

- (4) 平成26年豪雪（平成26年2月14日～2月16日）

2月13日に発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。福島県内では重傷者2名、軽傷者9名、住家全壊1棟、住家一部破損3棟、床下浸水5棟、非住家公共建物7棟、非住家その他34棟の被害が発生した。

第2 町の活動体制の整備

〔各課〕

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

町は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第3 道路交通の確保

〔建設水道課、各道路管理者〕

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため、迅速かつ的確な除雪体制の整備を図る。

- 1 道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や情報板等により気温、路面状況並びに交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。
- 2 緊急輸送路のために除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設、消融雪施設等の整

備を推進する。

第4 通信及び電力供給の確保

〔関係機関〕

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は、雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図るものとする。

第5 公共交通機関対策

〔バス事業者〕

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第6 寒冷時の避難対策

〔総務課、建設水道課〕

避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

また、被災者及び避難者に対する防寒用具の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のための長期対策を検討する。

第7 災害危険箇所

〔総務課〕

本町においては、なだれ危険箇所の指定地域はない。また、なだれ災害は過去発生していないが発生するおそれが生じた場合は、なだれ対策事業を推進するとともに、県と連携を図り定期的に巡視を行い、なだれ発生の予防に努める。

第8 広報活動

1. 防災意識の高揚 〔総務課〕

雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等は、雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

2. 住民に対する防災知識の普及 〔総務課、各道路管理者、運転事業者〕

町は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策

及び降積雪時に取るべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。さらに、町及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

また、町、県及び道路管理者は、集中的な大雪が予想される場合には、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路使用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車輛の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲料水及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

運転事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬季に運転する際の必要な準備等について、車輛の運転者への周知に努めるものとする。

第9 除排雪計画

町は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

第10 県の除雪対策

県は、平成26年2月豪雪により、交通障害や除雪の遅れなど除雪に関する様々な問題が顕在化したことから、除雪機械の能力不足・応援体制の不備、道路管理者間の除雪における連携不足などといった問題点を解決するため、平成26年8月に策定した「除雪業務改善のためのアクション・プラン」、毎年改定する除雪事業計画書に基づき対策を講じている。

第7節 農林業災害予防計画

気象等による農林業の被害を未然に防止するため、町及び関係機関は、以下の対策を講じるものとする。

第1 農業の防災対策

〔総務課、農林振興課〕

福島地方気象台をはじめ関係機関・団体との密接な連携の下に、気象や農作物生育等に関する情報の迅速かつ的確な把握に努め、適切な農作物等管理技術対策を講じ、被害の未然防止を図る。

また、天気予報及び技術対策の周知徹底を図るため、下記資料を関係機関・団体に配付し、災害予防の技術指導を行う。

「配付資料」

・各種注意予報等	随 時
・1か月天気予報	月3回
・3か月天気予報	月1回
・暖侯期天気予報	年1回
・寒侯期天気予報	年1回
・農作物等当面の技術対策	随 時

第2 林業の防災対策（林野火災を除く）

〔農林振興課〕

気象災害を未然に防止するため、適正な植栽密度、適正な立木密度を維持する除間伐を促進し、災害に強い山づくりを推進する。

第8節 火災予防対策

この計画は、火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防に関し必要な事業及びその他の対策について定める。

なお、大規模火災対策については、「第4編 事故対策編 第1章 大規模な火事災害対策計画」に、林野火災対策については、「第4編 事故対策編 第2章 林野火災対策計画」に定める。

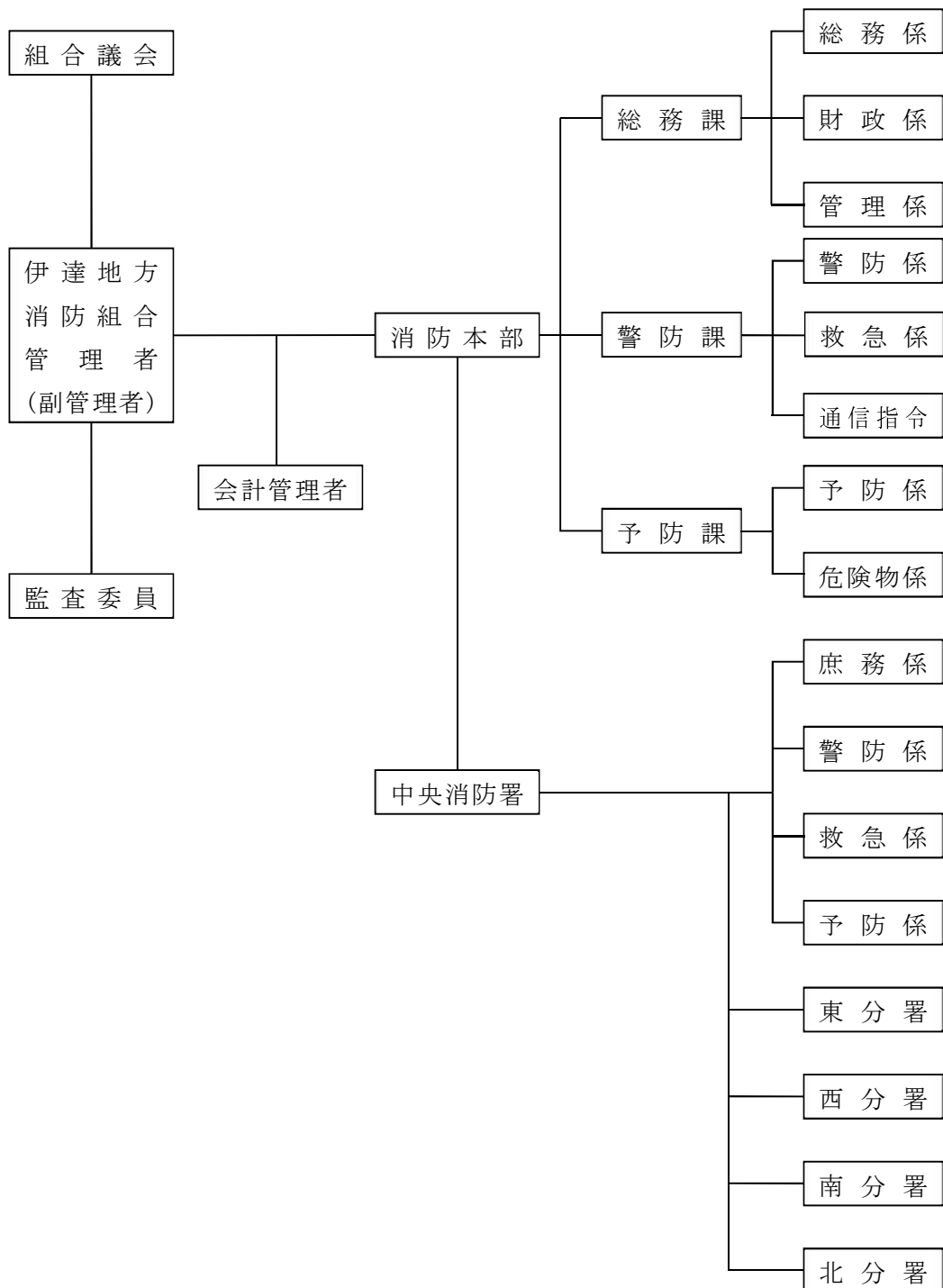
第1 消防力の強化

大規模火災に対応し得る消防の組織、人員、施設等の消防体制の充実強化を図り、予防消防を徹底し、火災発生を未然に防止するとともに、これらによる被害を軽減し、住民の安寧秩序を保持する。

1. 消防体制 [総務課、伊達地方消防組合]

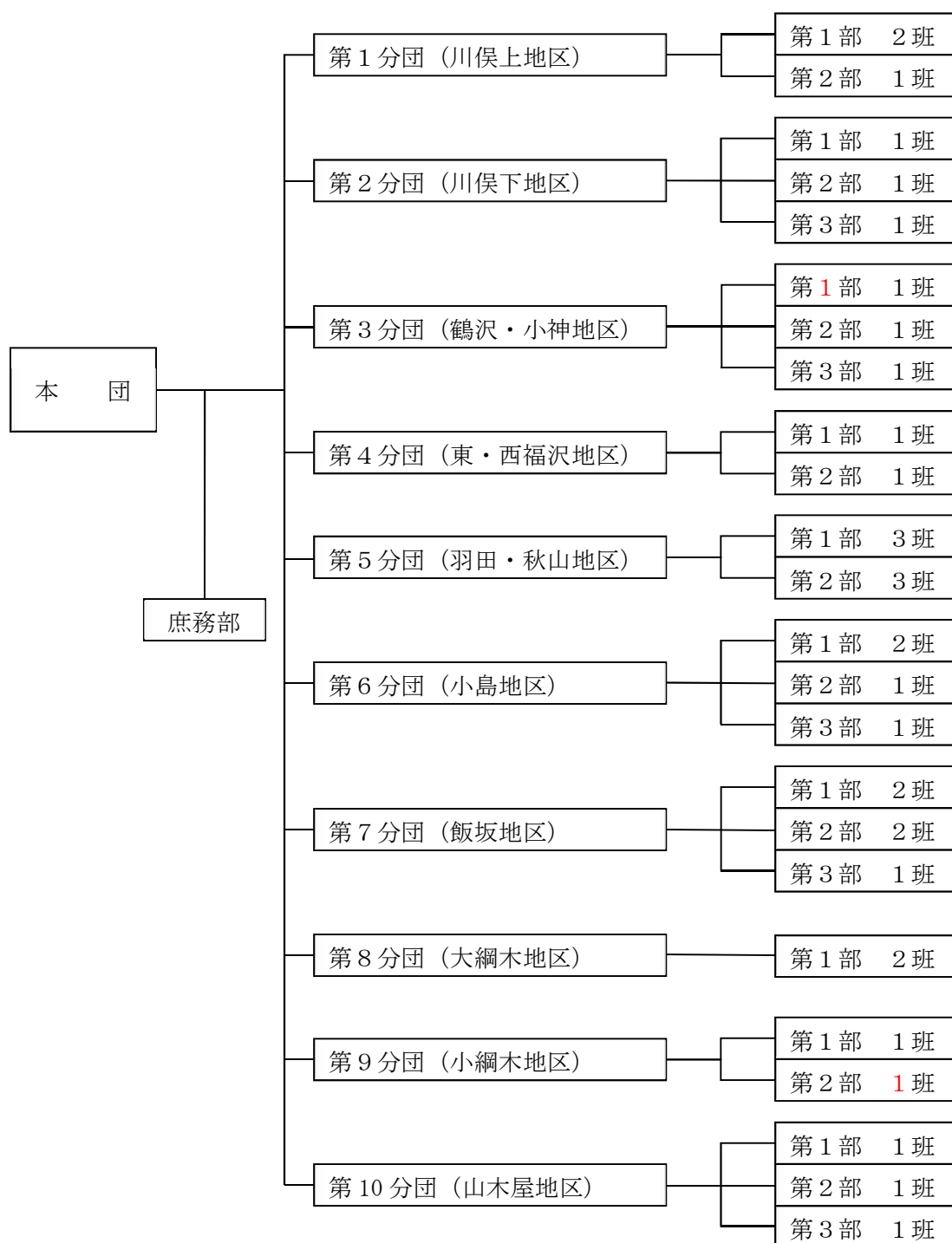
川俣町における消防体制についてその組織、消防署等の庁舎現況、消防団の人員、施設の状況及び火災通信体系は次のとおりである。

【伊達地方消防組合・消防本部・消防署組織】



(「消防年報 令和3年版 (伊達地方消防組合消防本部)」より)

【川俣町消防団組織】



2. 消防力の強化 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

(1) 常備消防力の整備拡充

常備消防力は、伊達地方消防組合として1市3町により構成されている。署の配置状況は、伊達市保原町を所轄する消防本部・中央消防署をはじめ、川俣町を所轄する中央消防署南分署、伊達市霊山町・伊達市月舘町を所轄する中央消防署東分署、桑折町・伊達市（旧伊達町）・国見町を所轄する中央消防署西分署、及び伊達市梁川町を所轄する中央消防署北

分署である。なお、各町における市街地の拡大傾向あるいは交通事情等を考慮し、さらに消防力の整備拡充を計画的に計るものとする。

(2) 非常備消防力の整備

非常備消防力は、川俣町消防団として10分団24部33班体制で配置されているが、常備消防力との連携及び自衛的消防機能を確保するため、老朽機器等について計画的に更新を進めるものとする。また、消防団器具置き場、消防用資機材、携帯用無線機等の整備、点検、増強を進める。

(3) 消防水利の確保

耐震性をもたせた貯水施設の整備、また、自然水利の重要性に鑑み、河川等を消防水利として活用を図るなど、水利の多様化に努め、市街地の拡大に対応し得る消防水利の充実と消火栓の増設を計画的に進めるものとする。特に市街地の耐震貯水槽については、40t規模のものを整備していく。

(4) 消防団員の教育訓練

専門的、科学的な知識及び技術を備えた消防団員を養成するため、国、県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実地的な教育訓練を行う。

また、新任団員については初任教育の講習を受講させるほか、計画的に実地訓練を行う。

第2 広域応援体制の整備

1. 広域応援体制の整備 [総務課、伊達地方消防組合]

町及び伊達地方消防組合は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。さらに、町及び伊達地方消防組合は、「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、伊達地方消防組合は、広域応援のマニュアルづくりの検討を行うものとする。

なお、伊達地方消防組合では、災害時に迅速に応援を受入れるため、広域受援計画を策定している。

2. 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制 [総務課、伊達地方消防組合、県]

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、伊達地方消防組合、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。

さらに、伊達地方消防組合は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 出火防止対策

消防法をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱施設等に対する規制指導を行い、火災発生から延焼までの火災の進行の各段階において、防災関係機関と住民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り発生件数の減少を図る方策を講じて、全体としての火災の防止をめざす。

1. 火災予防思想の普及啓発 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町、伊達地方消防組合及び町消防団は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、広報かわまた、回覧、チラシ、ポスター等による広報を通じ、火災予防思想の普及に努める。

さらに、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2. 住宅防火対策の推進 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

町、伊達地方消防組合及び町消防団は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(1) 一般建築物

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

(2) 政令指定防火対象物

政令指定防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際して防災上の指導を行う。

(3) 予防査察等

予防査察の実施に当たっては、大規模災害時の被害を想定しての指導も行い、不備欠陥については是正措置を講ずる。また、病院・スーパー等の不特定多数の者が出入りする施設については、立ち入り検査を励行して管理権限者に対する防火体制の徹底について指導する。

なお、査察に当たっては、大規模災害に対する平素の心構えについても指導する。

3. 防火管理者制度の効果的運用 【伊達地方消防組合】

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4. 予防査察指導の強化 【伊達地方消防組合】

伊達地方消防組合は、年間計画に基づき以下の予防査察を計画的に実施するとともに、特に病院・スーパー等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

(1) 定期予防査察

年度計画により消防法第4条及び第16条の5による立ち入り検査等を実施する。

(2) 臨時予防査察

年末年始、祭礼、家屋の新築、増築等で必要と認めるとき、又は住民等から要請があったとき臨時実施する。

(3) 特別予防査察

高齢者、心身障がい者等の要配慮者在宅家庭の防火指導を実施する。

緊急に査察を必要とするときはその都度実施する。

5. 火災原因調査 【伊達地方消防組合】

伊達地方消防組合は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1. 消火器等の普及 【総務課、伊達地方消防組合】

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等について、災害発生時に有効にその機能が発揮されるよう指導の徹底を図るとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。

(2) 消火器具の普及

町及び伊達地方消防組合は、初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努める。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2. 自主防災組織の初期消火体制 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

町は、伊達地方消防組合及び町消防団の協力を得て、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3. 家庭での初期消火 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

町、伊達地方消防組合及び町消防団は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1. 道路等の整備 【総務課、建設水道課】

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2. 建築物の防火対策 【総務課、建設水道課、県】

町及び県の関係機関は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利

用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判定するものとする。

公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

3. 薬品類取扱施設対策 【総務課、伊達地方消防組合】

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、町及び伊達地方消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

4. 危険物施設の安全化 【総務課、伊達地方消防組合】

危険物施設における構造設備の安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱の保安管理の指導、危険物施設の安全化を推進するとともに、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、査察の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。

危険物施設に関する災害予防については、「第22節 危険物施設等災害予防対策」に記載する。

第6 救急救助体制の整備

台風等による家屋の倒壊等の被害もさることながら、救急救助を要する傷病者が多数発生することが予想され、迅速かつ的確に救急救助に当たらなければならない。大規模災害時には、有線通信の途絶や道路の障害、収容病院等の被災により、救急救助活動への影響が危惧されるため、災害状況に応じた効率的な救急救助活動運用体制の確立、関係機関との連携、資機材の整備を図る。

1. 救急救助体制の整備 【保健福祉課、伊達地方消防組合】

町は、伊達医師会、日赤県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想される救急救助に関する要請に的確に対処するため、必要な救急救助体制の整備・充実を図る。

また、町は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

伊達地方消防組合は、救急救命士の増員、高性能の救助工作車や高規格救急車両の配備、高度救助用資機材の備蓄等救急及び救助体制の整備充実を図るとともに、災害に対応できるよう訓練を充実させる。

2. 住民の自主救護能力の向上等の推進 【保健福祉課、伊達地方消防組合】

住民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

また、住民の自主救護能力の向上に努めるとともに、災害時のトリアージ（治療の優先順位による傷病者の振り分け）の意義について住民に対し普及啓発を行い、理解協力が得られるように広報活動に努める。

第9節 建造物災害予防対策

都市部の近年の著しい都市化現象は市街化の高密度化を促すとともに、建造物は高層化大型化し、その用途や設備が多様化している。またその一方、川俣町においては依然として木造建築物が多く、建造物は多種・多様であり、建物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、町本庁舎については、東日本大震災により大きな被害を受けたため、利便性だけではなく耐震など災害予防も十分に考慮した新庁舎を平成28年に竣工した。

第1 不燃性及び耐震性建築促進対策

1. 民間の建造物 【建設水道課】

町は、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2. 公共建築物の対策 【建設水道課】

町は、公共建築物の地震や火災に対する安全性の確保と被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善などを行うとともに、建築物の適切な維持管理を図る。

3. 町庁舎の新設 【関係各課】

東日本大震災により町庁舎は大きな被害を受け、耐震診断及び被災度判定を行った結果、復旧不可能な倒壊に相当すると判定を受けた。

そこで、「美しい小都市かわまた 地域に開かれ 未来への希望を紡ぐ新庁舎」を基本理念とし、新庁舎の建て替えを行った。

新庁舎は、以下を考慮し建設された。

- ①機能的で利用しやすい庁舎
- ②ユニバーサルデザインの導入及び来庁者へのきめ細かな気遣い
- ③住民とのふれあい空間の確保
- ④自然景観と調和し、風土を守り伝える庁舎
- ⑤省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入
- ⑥災害対策本部としての機能及び耐震性の確保、備蓄機能の確保、情報システムの整備
- ⑦長寿命化

4. 川俣町災害対策本部バックアップ施設の整備 【関係各課】

町保健センター(川俣町字樋ノ口地内, 川俣町中央公民館に隣接、RC平屋建て888㎡、平成9年度建設)は、災害対策本部のバックアップ施設として位置付けられている。このセンターには、太陽光発電及び蓄電装置による非常用電源が備えられている。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

〔建設水道課〕

建築基準法第12条及び建築基準法施行規則第6条により、福島県の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査させて福島県に報告することが義務付けられている。この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正を図る。

第10節 ライフライン施設

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

町は、各機関に対して必要に応じて予防対策の実施を要請するとともに、災害時における応急、復旧活動の円滑な進展を確保するため、町及びライフライン事業者からなる合同連絡協議会を設置するなど相互の連携調整に努めていく。

第1 水道施設

1. 概要 【建設水道課】

本町の上水道は、阿武隈川水系長滝川(一級河川)、同小谷沢川(同)及び同高根川(同)の表流水を水源とし、施設能力は1日最大6,000m³である(平成20年度)。

また、飯坂地区には農村総合整備モデル事業によって設けられた簡易水道施設がある。これは、国有財産水路の表流水を水源とし、施設能力は1日最大245m³である。(平成12年3月31日現在)。

さらに、摺上川ダムが平成17年10月に完成し、平成19年度から福島地方水道用水供給企業団から本格受水を開始している。

【摺上川ダムの概要】

所在地	福島市飯坂町茂庭地内
ダムの型式	中央コア型ロックフィルダム
流域面積	160km ²
総貯水容量	1億5,300万m ³
水道用水	1日最大24万9,000m ³ (3市3町に供給)
かんがい	4,242ha
工業用水	1日最大10,000m ³
発電	最大出力3,000kw/h

2. 基本方針 【建設水道課】

水道施設の耐災害性を強化するため、老朽化施設の整備、改良を進めるとともに、施設の常時監視点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

3. 事業計画 【建設水道課】

- (1) 「川俣町水道課非常災害対策要綱」の整備を図る。
- (2) 災害救助法が適用される状況下でも、飲料水の水源として確保できる水源を特定し、その供給区域を定めておくとともに、日常からその給水拠点について広報し住民の周知に努める。
- (3) 災害復旧マニュアルを整備する。

- (4) 周辺市町村との相互協力体制の確立を図る。
- (5) 応急資材の備蓄について検討していく。
- (6) 老朽水道管（石綿管）から耐震性配水管へのつけ替えを進める。
- (7) 地下貯水槽を含め貯水槽の配備を進める。
- (8) 給水タンク等の整備を行う。
- (9) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、風水害等による被害の軽減を図るものとする。
- (10) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。
- (11) 水道施設の風水害等に対する安全性の確保事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、必要経費の確保を図るものとする。

第2 電力施設

1. 防災体制の確立 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織及び防災体制を確立しておくとともに、その運営活動方法等についても定めておくものとする。

2. 事業計画 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 災害予防のための設備計画

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所の補強等により対処するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれのある場合には特別の巡視）ならびに家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めるものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材の輸送計画を策定しておくとともに、車両等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 従業員に対し、災害に対する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第3 簡易ガス施設

1. 現況 [各簡易ガス販売事業者]

簡易ガスは、一つの団地内におけるガスの供給地点の数が70以上であるものをいい、本町では町営団地（ふもと川団地等）で使用されている。

2. 防災体制の確立 [各簡易ガス販売事業者]

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3. 事業計画 [各簡易ガス販売事業者]

風水害等の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るため、次の事項を考慮に入れた防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 災害予防のための設備計画

過去に発生した水害・土砂崩れ・風害等による被害の実情等を踏まえ、事前措置として設備の巡回・点検及び強化等を実施するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

風水害等発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を、迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

風水害等発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第4 LPガス施設

1. 現況 [各LPガス販売事業者]

LPガスは、現在、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。

このような、LPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育等を実施している。

2. 防災体制の確立 [各LPガス販売事業者]

災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3. 事業計画 [各LPガス販売事業者]

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を、迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

ア 住宅地図の整備・管理の在り方

イ 集合住宅の開栓の在り方

ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第5 電気通信施設

1. 基本方針 [東日本電信電話（株）福島支店]

災害時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。

また、災害が発生した場合に備えて、東日本電信電話（株）福島支店に災害等対策実施細則を制定し、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

2. 施設の現況 [東日本電信電話（株）福島支店]

(1) 交換機設置箇所

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具、工具、試験器等には耐震対策を施し、棚等是不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

3. 事業計画 [東日本電信電話（株）福島支店]

(1) 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するため、次の諸施策を計画し実施中である。

ア 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。

イ 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう必要な場所に臨

時公衆電話を設置し、一般県民の使用に供する。

ウ 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害(火災)に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。

エ 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。

オ 商用電源が停止した場合の対策として発電機等を常備しているが、さらに被災した場合を考慮して移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。

カ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

(2) 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

ア 気象に関する情報伝達訓練

イ 災害時における通信疎通訓練

ウ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練

エ 消防及び水防の訓練

オ 避難及び救助訓練

(3) 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

ア 物資対策

県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請

イ 電源対策

商用電源の供給要請

ウ お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請

第11節 緊急輸送の環境整備

大規模災害時に、通常の輸送体系が大きく混乱することを想定し陸上及び航空輸送に分けて、それぞれの輸送ルートに関し、応急的な復旧作業や輸送活動用資機材、設備等の確保のために必要な整備計画について示す。

これにより、いかなる事態に際しても町内の各地域に対して、救援、救護物資や応急対策活動用人員の迅速かつ適切な緊急輸送体制を確保することを目指す。

第1 陸上輸送の環境整備

1. 緊急輸送道路 【建設水道課、県北建設事務所】

緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設を下記のものとする。

- (1) 町庁舎、出張所、消防署分署、警察署及び収容医療機関等の主要公共施設
- (2) 広域避難場所、緊急避難場所、避難所
- (3) 輸送拠点、臨時ヘリポート

県指定の緊急輸送路については、以下のとおり指定しており、この道路を優先して整備を推進する。

なお、町指定の緊急輸送路の詳細については、資料編（資料3-5）に示す。

【県指定の緊急輸送路】

分類	路線
第1次確保路線 (県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線)	町管内においては該当なし
第2次確保路線 (県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等と接続する幹線道路で優先的に確保すべき道路)	国道114号 国道349号 主要地方道原町川俣線 主要地方道川俣安達線 主要地方道霊山松川線
第3次確保路線 (第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路)	川俣町道熊ノ宮・京田線 川俣町道鶴東・鉄炮町線 川俣町道五百田中道線

2. 集積場所・輸送拠点 【総務課】

災害時における物資の受入れ、一時保管及び町内各地域への配付を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。

3. 民間との協力体制の整備 【農林振興課、町内輸送関係機関】

災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、町内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結等を促進する。

また、災害時の連絡体制や協力方法その他について協議するための場として、県、町建設同業会、福島トラック運送事業協同組合及びタクシー事業者等との連絡協議会を設置するよう、関係機関に要請する。

第2 航空輸送の環境整備

【総務課】

災害時の空路からの物資受入れ拠点として、県のヘリコプター臨時離着陸場に指定されている箇所は以下のとおりである。

【ヘリコプター臨時離着陸場】

No	離着陸場の場所	名 称	管理者
①	東福沢字祭田 74	農村広場	川俣町
②	東福沢字万所内山 2	川俣町体育館	川俣町
③	飯坂字諏訪山 1	川俣高校	福島県
④	山木屋字小塚山 9-1	山木屋小学校	川俣町

現在、臨時ヘリポートは上記の②-④箇所であるが、対策本部、避難所、地域拠点及び輸送拠点等を十分勘案しながら、自衛隊等関係機関と協議し指定の拡大を図っていくとともに、上記の地点を結ぶ連絡道路の整備を進めていく。

第3 緊急輸送路等の整備

【建設水道課】

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

なお、県及び町は、県緊急輸送路等及び町緊急輸送路に面する建築物について、「福島県耐震改修促進計画」、「川俣町耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第12節 避難対策

町は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」の指定や避難誘導體制の整備等、住民の安全な避難に向けた取組みを推進する。

また、避難誘導體制の整備において町、関係機関及び地域における住民・事業所等のそれぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難を行えるよう日頃から備えるべきことを示す。

第1 避難計画の策定

【総務課】

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難所運営マニュアルについては、平成19年3月に策定している。

避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップを踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

1 避難指示等が発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

町は、「避難指示等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、町は、住民に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のた

めの時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言を行うものとする。

ア 町は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

（２）指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関を以下に示す。

- ・水害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、県北建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、県北建設事務所）、県（危機管理総室）

（３）留意事項

ア 市町村は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

このことについては、「第2章 第10節 第1」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第1章 第12節 第2・第3・第4・第5」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第1章 第12節 第6」を参照するものとする。

誘導方法については、「第2章 第10節 第3」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所の食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（租借機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体のプロtectionを念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの

緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベット等簡易ベットの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体を保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄しておくことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資（プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等）を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等および、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。（可能な限り医療機関に対応を求める）

(5) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であることから、飼養のための資機材の準備を行うとともに、避難所におけるペットの飼養スペースの確保やペットの預け先の確保（避難所で使用できない場合等の預け先）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者も含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となるこ

と等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応をとることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くような措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

（1）避難所の管理・運営責任者（原則として町職員を指定）及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

（ア）避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。

（イ）避難所に必要な食糧・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

（ウ）避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃

保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

(エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、わかりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。

(オ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行う。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。

(カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用にも努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

(ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織や、NPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活ルール作りを支援するものとする。

(イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。

(ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

(ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。

(イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険個所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増

設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。

(ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地の避難の状況、避難者数、避難所内の問題等を町から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）については、あらかじめ施設管理者と協議し、定めておくものとする。

体育館の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。

また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

（2）給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や、適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の相互体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

（3）情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

（4）トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

（5）ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

町は、様々な環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急即報メール機能を含む。）、お知らせ配信サービス「インフォ@かわまた」、川俣公式ライン「Ka-LINE」、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第19節第2、第3、第5」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

このことについては、「第19章第6」を参照するものとする。

(4) 避難支援体制の整備等

町は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し、本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する名簿の作成、情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。

また、要配慮者に対する救援措置については民生委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等の連携について考慮するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行

このことについては、「第12節第8」を参照するものとする。

(2) 住民に対する巡回誘導

このことについては、「第12節第8」を参照するものとする。

(3) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配付等

町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

(4) 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第2 避難場所等の指定・整備

〔総務課〕

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要がある

と認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、災害の想定等に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(1) 災害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定

を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

〔総務課〕

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

また、町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者等を受入、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられているおり、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での

障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や、公衆無線 LAN 環境の整備を図るものとする。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を啓示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害

者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。

(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

〔総務課〕

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合、または新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、県が内閣府との協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速に開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

第5 避難地区分けの実施

〔総務課〕

1 避難地区分けの境界線は地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、河川などを横断して避難することを避けるものとする。

2 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

3 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能

力に余裕を持たせる。

第6 避難路の選定等

〔総務課〕

町が策定する避難計画の避難路の選定基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- 2 避難路は相互に交差しないものとする。
- 3 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- 4 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第7 避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難のため、関係機関との連携を強化するとともに、避難誘導に係る以下の整備等を推進する。

1. 標識等の整備 〔総務課〕

避難所・避難場所周辺の安全確保と標識等の整備を進める。誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2. 避難誘導体制の確立 〔総務課、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、町消防団〕

- (1) 避難道路の安全化
- (2) 情報通信手段の整備
- (3) 避難誘導体制の整備
- (4) 広報活動の推進

第8 避難場所等の居住者等に対する周知

〔総務課、政策推進課〕

町は、風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難

所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

町は、住民の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- 1 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- 2 災害に関する情報伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- 4 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第9 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を策定し、避難対策の万全を図る。

1. 学校等の避難計画 【学校等】

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と町の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2. 社会福祉施設等における避難計画 【町内社会福祉施設】

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動

能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難者は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3. 病院における避難計画 【町内医療機関】

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4. その他の防災上重要な施設の避難計画 【その他の防災上重要な施設】

店舗、工場や事業所等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法について定めておくものとする。

5. 避難確保計画の作成等の義務 【学校等、町内医療機関、町内社会福祉施設、総務課、保健福祉課】

浸水想定区域（令和4年8月現在で同区域の指定箇所はない。）や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（資料2－8）の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を町へ報告する必要がある。

町は、避難確保計画の作成を促進するために支援する。

また、施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

第10 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

【総務課、政策推進課】

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

第11 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

【総務課】

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町及び県は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。

町は、県及び関係機関と連携し、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1. 医療（助産）救護活動体制の確立 【保健福祉課、伊達医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、日本赤十字社福島県支部】

町は、災害時における医療救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図るものとする。

（1）町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

ア 医療救護班の編成

大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、県、医師会及び日赤県支部と協議して緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信連絡体制の整備に努める。

なお、医療救護班は医師、看護師及び健康増進係職員等により編成する。

イ 後方医療体制の整備

大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう町内収容医療機関のネットワーク化を進める。

また、二次的・高度医療施設の一層の整備充実が図られるよう、県その他関係機関に要請する。

ウ 救護所の指定

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、あらかじめ救護所の設置する場所を指定するとともに、住民に対する周知を図る。

なお、救護所の設置箇所は以下のとおりである。

（ア）保健センター内

（イ）開設した避難所の中で、保健センター長が必要と認める場所

（2）その他の機関

ア 伊達医師会、福島歯科医師会

伊達医師会及び福島歯科医師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため救護班の編成体制の整備充実を図る。

イ 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。

ウ 福島薬剤師会

福島薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療（助産）救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

2. 医療器具及び医薬品の確保 【保健福祉課】

(1) 災害対策医薬品（救急箱）の配備

避難所等の救護所設置予定施設に、災害対策医薬品セット（救急箱）等の配備を検討する。

(2) 医師会等との連携強化

避難所若しくは救護所設置予定施設への災害対策医薬品セット（救急箱）等の配備に当たっては、内容品等について医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。また、歯科医師会、薬剤師会等に対し、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

(3) 県への災害時医薬品等の提供要請

県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制における災害時医薬品等の供給を必要とする場合は、本町を所管する県北保健福祉事務所へ供給要請を行うものとする。

(4) 医薬品等調達計画の策定

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3. 血液確保体制の確立 【保健福祉課】

非常時における血液確保対策については、県内赤十字センターにおいて備蓄が進められている。町は、非常災害時における血液の不足に備え、災害時はもとより日頃からの献血促進について住民への普及啓発を図る。

4. 後方医療体制の整備 【保健福祉課】

(1) 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷病者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療施設の一層の充実が図られるよう、県、その他関係機関に要請する。

(2) 後方医療機関の受入れ状況等連絡体制の整備

町（救護所）・医療機関及び消防機関等の間における十分な情報連絡機能を確立するべく災害救急医療システムの確立を図る。

5. 災害時救急医療情報システムの整備 【保健福祉課】

県は、平常時において、医療機関及び消防機関等の間で応需情報等の収集・提供を行う救急医療情報システムの機能を強化し、平成10年4月から災害時には県域を超えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムを運用している。

また県は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療機関等に対し、当該システムを利用した定期的な情報の収集・提供を行う研修や訓練の実施に努めている。

町は、災害時のシステムの有効利用を図る。

6. トリアージ・タグの普及・啓発 【保健福祉課、県】

県は、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊要度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）を作成し、保健福祉事務所、災害拠点病院など救急医療機関等に配備している。

町は、災害時のトリアージ（治療の優先順位による傷病者の振り分け）の意義について住民に対し普及啓発を行い、理解協力が得られるように広報活動に努める。

7. 傷病者搬送体制の整備 【総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合】

（1）情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時救急医療情報システムの確立を図る。

（2）搬送手段の確保

町、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

（3）搬送経路、搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

（4）ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

8. 医療関係者に対する訓練等の実施 【保健福祉課、県】

町及び県は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

9. 災害時の医療救護活動についての協定締結 【総務課、保健福祉課】

災害時の医療救護活動について、伊達医師会等との協定締結を進める。

第2 防疫対策

1. 防疫体制の確立 【町民税務課】

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2. 防疫用薬剤等の備蓄 【町民税務課】

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3. 感染症患者等に対する医療体制の確立 【町民税務課、保健福祉課】

町は、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の把握と患者等の搬送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1. 広域的医療協力体制の確立 [保健福祉課]

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要をまかなうため、町（保健福祉課）は郡内他地域又は郡外地域からの応援活動について、各医療関係団体等との協定の締結を推進するとともに、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

2. 応援要請のための情報連絡体制の整備 [保健福祉課]

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面において、町（保健福祉課）は広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について、関係市町、関係機関との調整及び整備を図る。

第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材・廃棄物処理計画等の整備

災害応急対策においては、火災や倒壊、流出により住宅を失った住民のための災害救助用食料や避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類の確保、応急活動用資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図ることが重要である。しかし、大規模災害時は平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。

この節では、本町の地域特性を考慮しつつ、あらかじめ町が備蓄する物資又は町内業者からの調達により確保できるよう計画すべきことを示すものである。

なお、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保に努める。

また、町は、住民に最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう指導の徹底に努める。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1. 食料 【総務課、農林振興課、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会】

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめふくしま未来農業協同組合、町商工会等食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するものとする。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の利用にも配慮して備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じることも必要である。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、町の防災倉庫における集中備蓄を基本とし、その体制の整備に努める。

なお、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するため、指定避難所等に最低限の備蓄を行うよう努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用食料の確保及び備蓄に努める。

2. 生活物資 【総務課、農林振興課、政策推進課】

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、ふくしま未来農業協同組合、町商工会、卸売業者及び小売業者と物資調達に関する協定を

締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の品目は、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品、女性用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。さらに、女性用品など女性に配慮した物資の備蓄に努める。

- (3) 備蓄を行うに当たっては、町の防災倉庫における集中備蓄を基本とし、その体制の整備に努めるものとする。

なお、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するため、指定避難所等に最低限の備蓄を行うよう努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、県の地震・津波想定調査等の結果を参考に、被災家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

3. 緊急調達体制の整備 【総務課、農林振興課、政策推進課】

本町においては、農村地帯を抱え農産物を産出し、また商業者が多数いることから、これらの特性をいかし、緊急調達体制を整備していくものである。町内各事業所等との間で、災害時における必要物資等の確保のため供給協定締結等を検討し、整備に努める。

【主な対象】

- ・主食となる米穀
- ・生鮮食品その他の食品の供給
- ・燃料供給
- ・粉ミルク
- ・その他災害対策用物資一般の調達

【卸小売業者数】

年	卸 売 業			小 売 業		
	法人	個人	総数	法人	個人	総数
昭 60	—	—	44	—	—	330
63	19	15	34	59	254	313
平 3	22	21	43	66	227	293
6	21	16	37	72	210	282
9	18	14	32	83	183	266
11	15	14	29	88	171	259
14	16	10	26	86	150	236
16	17	10	27	81	130	211
19	14	16	30	85	107	192
26	—	—	18	—	—	131

資料：各年商業統計調査

第2 飲料水の確保

生命維持の上から、最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

なお、このうち町は生命維持の上から最低限必要な分として、飲料水1人1日3リットルずつ3日分を確保し、4日目以降の飲料水及びその他必要最小限の生活用水として、1人1日16リットルについては7日分以上の確保に努める。

(本町人口の1日当たり必要水量)

1～3日 : 11,900人×3リットル=35,700リットル

4日以降 : " ×16リットル=190,400リットル

(人口は令和3年の住民基本台帳人口(10月1日現在)(下二桁は切り上げ))

1. 初期応急飲料水の確保 【建設水道課】

(1) 耐震性飲料水用貯水槽等の整備

初期応急飲料水の給水施設として、順次整備を進める。

(2) 非常用水源の確保と保全

上水道の水源施設の非常用となるべき水源の確保及び保全に努めるとともに、湧水、井戸等の把握に努め、その利用について検討しておく。

(3) 飲料水調達体制の整備

町は、食料品とともに飲料水(ペットボトル等)についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2. ろ過浄水機等給水用資機材の配備 【建設水道課】

(1) 町は、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水に直接投入する浄水剤の交付を行う。

(2) 町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

3. 上水道の非常用水源 【建設水道課】

町上水道は、下記の水道施設を有しており、応急給水の際の水源とする。

【水道施設】

施設名	容量 (立方メートル)	貯水量	所在地
西部配水池	1,100	480	川俣町大字小神字行治山 18-1
浄水場第1配水池	750	700	川俣町小綱木字出付 5-1
浄水場第2配水池	1,200	1,100	川俣町小綱木字出付 5-1
大作ポンプ場	50	40	川俣町字大作 409
大清水ポンプ場	144	120	川俣町字大清水 34-20
小高屋敷ポンプ場	16	12	川俣町大字東福沢字外田 136-2
祭田調整池	194	120	川俣町大字東福沢字祭田 28-2
町体育館ポンプ場	48	40	川俣町大字東福沢字万所内 13-2
山王ポンプ場	80	70	川俣町大字小神字山王 7-3
中山ポンプ場	80	45	川俣町大字鶴沢字中山 1-18
浄水場配水池(簡易水道)	155	125	川俣町飯坂字中下 27-1

4. 緊急時協力体制の整備 【建設水道課】

指定水道工事店等と協力協定を締結し、災害時の協力要請の連絡窓口、方法及び動員の方法等について取り決めを行い、迅速かつ的確な災害時給水活動を行う。

また、住民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を行う。

第3 物資等輸送力の把握

1. 一般物資輸送力の把握 【総務課、政策推進課】

町は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数や輸送事業者など、輸送力の把握に努める。

2. 燃料輸送力の把握 【総務課、政策推進課】

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数など輸送力の把握に努める。

3. 荷捌きスペースの確保 【総務課、政策推進課】

町は、県内他地域又は県外地域からの支援物資の輸送を効率的に実施するための荷捌きスペースの確保に努める。

第4 住民に対しての啓発

【総務課】

町は、防災機関、防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水・生活物資や非常持出品を日頃より備えておくよう啓発を図るものとする。

また、各自が平常時の生活においても災害時の対応を考えるよう、あらゆる機会をとらえ、啓発を図る。

第5 防災資機材等の整備

1. 防災資機材の整備 [総務課、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県]

町、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎及び県は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

また、町は、災害時の電源喪失や緊急事態に備え、避難所に自家用発電機、投光機、給水袋等を整備する。

町は寒冷地域に含まれることから、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料の備蓄に努めるとともに、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努める。

2. 備蓄倉庫の整備 [総務課]

町は、公用施設、公共施設、指定避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

第6 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

[町民税務課、伊達地方消防組合]

1. 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

2. 広域処理体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。大量発生が見込まれる災害廃棄物を受け入れるのに十分な大きさの仮置場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるなど、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第15節 航空消防防災体制の整備

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速、かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・洪水等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者運搬等の消防防災活動が極めて有効であることから、県内市町村及び消防本部との連携の上に、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1. 活用の目的と範囲〔総務課、伊達地方消防組合〕

災害発生により予想される被害形態を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性をいかして次のような活動に利用する。

(1) 救急救助活動

- ・山村地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・水難・遭難事故等における捜索・救助
- ・大規模災害・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・被害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・各種災害における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・林野火災における空中からの消火活動
- ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2. 消防防災ヘリコプター基地の整備〔総務課、伊達地方消防組合〕

消防防災ヘリコプターの活動拠点となる基地は、県内を広域的にカバーし、かつヘリコプターの機動性を十分に確保するとともに、大規模災害時における消防防災活動の拠点基地となる必要があることから、福島空港内に隣接して設置されている。

3. 消防防災ヘリコプターの運航体制〔総務課、伊達地方消防組合〕

機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊を編成している。

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の確保

1. 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進 [総務課、伊達地方消防組合]

消防防災ヘリコプターは、災害発生時等の緊急出動等においては、航空法で認められたヘリポート等の飛行場以外の場所にも離着陸できることとなっている。しかし、消防防災ヘリコプターは、災害予防対策や各種防災訓練への参加等、災害発生時以外にも様々な日常活動を予定している。このため、現在町内には2-4箇所の場外離着陸場が指定されているが、さらに5箇所程度をめどに場外離着陸場の指定を計画的に検討する。

(1) 場外離着陸場指定場所

農村広場	川俣町大字東福沢字祭田 74	川俣町	
川俣町体育館	川俣町大字東福沢字万所内山 2	川俣町	024-565-3931
川俣高校	川俣町飯坂字諏訪山 1	福島県	024-566-2121
山木屋小学校	川俣町山木屋字小塚山 9-1	川俣町	024-563-2101

(2) 場外離着陸場指定予定地区

川俣地区 2 箇所 福田地区 1 箇所 小島地区 1 箇所 飯坂地区 1 箇所

2. 訓練地の確保 [総務課、伊達地方消防組合]

ヘリコプターを利用した消防防災活動は、地上での活動と異なった専門的な知識及び高度な技術を要求されるため、予想される様々な災害態様に適応できる訓練を常に積み重ねることが必要となる。

このため町は、県及び関係機関と協議・検討を行いながら、予想される災害現場を想定した訓練地の確保に努めるものとする。

第3 広域航空消防応援活動体制の確立

[総務課、伊達地方消防組合]

町は、県消防防災ヘリコプターによる迅速かつ効果的な運航、応援体制を確立するため、~~県消防相互応援協定~~県広域消防相互応援協定に基づき、非常時の体制整備に協力するなど災害時の航空消防防災応援体制活動の確立を図るものとする。

第16節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町、県及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人一人が日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する特別警報等について、利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

また、消防学校を活用して自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

第1 一般住民等に対する防災教育

災害による被害を最小限にとどめるため、町をはじめとする防災機関職員は、いかなる事態においてもその場に即して、迅速かつ適切な応急対策活動に当たることを要請されている。そして、住民もまた自らの安全を守るための予防措置を講じた後、行政機関に協力し地域ぐるみの防災活動を行うことが要請される。

町、県及び防災関係機関は、それぞれの責任分野において住民及び関係職員に対し、防災知識を普及、広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち防災意識の向上と地域自主防災活動への積極的参加を進める。

1. 実施期間 [総務課]

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 雪害予防に関する事項 | 12月～3月 |
| なだれ防災週間 | 12月1日～12月7日 |
| (2) 風水害予防に関する事項 | 5月～9月 |
| 水防月間 | 5月1日～5月31日 |
| (3) 土砂災害予防に関する事項 | |
| 土砂災害防止月間 | 6月1日～6月30日 |
| がけ崩れ防災週間 | 6月1日～6月7日 |
| 山地災害防止キャンペーン | 5月～6月 |
| (4) 火災予防に関する事項 | |
| 春季全国火災予防運動 | 3月1日～3月7日 |
| 秋季全国火災予防運動 | 11月9日～11月15日 |
| (5) 地震災害に関する事項 | |
| 防災とボランティア週間 | 1月15日～1月21日 |
| 防災とボランティアの日 | 1月17日 |
| 防災週間 | 8月30日～9月5日 |

防災の日

9月1日

2. 防災知識の普及啓発 【総務課、伊達地方消防組合】

町及び防災関係機関は、住民に対し、次の事項について普及啓発を図るものとする。

(1) 一般住民

ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保健・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険個所の把握

ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め方等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

(2) 自主防災組織リーダー

ア 自主防災組織のリーダーマニュアル作成等を行う。

イ 「地区防災環境カルテ」（仮称）や「災害時行動マニュアル」（仮称）の配付と対策の検討を行う。

ウ 自主防災組織リーダーの交流を強化する。

エ 消防学校を活用した防災教育を実施する。

(3) 事業所従業員

ア 伊達地方消防組合は、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。

イ 防火管理者会議、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

3. 地域防災力の向上 【総務課】

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設等に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、町は、町内会等において、各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を策定することを支援する。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1. 病院及び社会福祉施設等における防災教育 【総務課、保健福祉課】

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、風水害に対する防災教育を徹底するものとする。特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2. 旅館・スーパー等における防災教育 [総務課]

(1) 避難誘導訓練等の実施

旅館・スーパー等の不特定多数の者を収容する施設等においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3. その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育 [総務課、施設管理者]

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1. 研修の実施 [総務課、県、防災関係機関]

- (1) 新任研修
- (2) 職場研修
- (3) 防災ハンドブックの作成

2. 建築物応急危険度判定士等の養成 [建設水道課、県]

被災建築物及び宅地の使用制限に係る応急危険度判定が必要なことから、県と協議し建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成する。

第4 学校教育における防災教育

1. 学校における防災教育の趣旨 [学校教育課]

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2. 学校行事における防災教育 [学校教育課]

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3. 教科目による防災教育 [学校教育課]

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探求）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4. 教職員に対する防災研修 [総務課、学校教育課]

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を、定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育

[総務課、伊達地方消防組合、県]

消防学校では、県民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防職員及び消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成することを目的としている。

町は、消防学校を活用し、町職員、消防職員及び消防団員、自主防災組織の指導者等の教育・訓練を充実させる。

第6 災害教訓の伝承

[総務課、政策推進課]

1. 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2. 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第17節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1. 概要 [総務課、各課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関]

町は、町単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

また、大規模な地震、風水害等などの発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び地域住民等の参加のもとに総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2. 訓練項目 [総務課、各課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関]

訓練の実施にあたっては、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 通行規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、下水路施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1. 概要 [総務課、各課、防災関係機関]

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

2. 個別訓練の種類 [総務課、各課、防災関係機関]

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、さらに情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県の派遣した情報連絡員（リエゾン）との連携等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(8) 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が実際に機能するかどうか、その点検及び評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1. 概要 [事業所、自主防災組織、住民]

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2. 事業所（防火管理者）における訓練 [事業所]

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的の実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、伊達地方消防組合及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3. 自主防災組織における訓練 [自主防災組織]

自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び伊達地方消防組合等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4. 一般住民の訓練 [住民]

住民一人一人の災害時における行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等、防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第18節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心としての自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

〔総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関〕

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

〔総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関〕

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会又は行政区分単位の規模で編成するよう努める。自主防災組織の認定に当たっては、防災訓練をきっかけに行う。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- 2 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- 3 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- 4 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1. 地区防災計画の策定 【自主防災組織】

自主防災組織は、「第1章第18節第5 地区防災計画の作成」に基づいて、必要に応じて地区防災計画の策定を行うこととする。

2. 日常の自主防災活動 【自主防災組織】

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい防災知識の普及啓発に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び防災関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関等が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所（県北保健福祉事務所）・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料及び飲料水を確保したり、配給方法等について習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保及び避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法等

の訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

〔総務課、伊達地方消防組合、県、企業〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の安全化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。さらに町は、先進的な防災組織のある事業所が、他の事業所と連携を図ることについて、支援を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

〔総務課、伊達地方消防組合、企業〕

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。なお、地区防災計画を作成する際は次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該

地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 要配慮者の安全確保

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが従来以上に重要な課題となっている。そして「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置付け、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを行うものである。

第1 本町の避難行動要支援者の現況と基本的な考え方

1. 本町の避難行動要支援者の現況 【保健福祉課】

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

区 分	人数(人)
要介護認定3～5	326
身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者	263
療育手帳Aを所持する者	39
精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者	67
県の生活支援を受けている難病患者（令和5年1月31日現在）	100
合計	795

令和5年3月1日現在 川俣町保健福祉課（住民基本台帳ベース）

2. 基本的考え方 【保健福祉課、住民】

- （1）地域住民は、避難行動要支援者の居宅を事前に把握しておき、安否確認体制や災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てできるよう、地域で支えるネットワークを形成する。
- （2）町は、介助を必要とする避難行動に際して支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者がそうでない住民と共生できるよう、福祉のまちづくりを計画的かつ総合的に推進する。

第2 社会福祉施設等における対策

1. 施設、設備の整備・充実 【町内社会福祉施設】

社会福祉施設においては、その利用者が高齢者、乳幼児、障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性

を高めることが重要である。

そのため、社会福祉施設等の管理者は、施設の安全化を図り、施設や設備の点検を常に行って施設そのものの安全性を高めるとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。

2. 避難計画の策定 [保健福祉課、伊達地方消防組合、町内社会福祉施設]

各施設の管理者は、入所者、通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携、避難指示の伝達方法の明確化、緊急避難場所の指定と確認、避難経路及び避難方法等について検討し、避難計画を策定する。

町及び伊達地方消防組合は、必要な指導助言を行う。

3. 組織体制の整備 [総務課、保健福祉課]

町は社会福祉施設等の管理者に関して、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくよう指導する。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等の悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保するよう指導する。

4. 防災教育・防災訓練の充実 [町内社会福祉施設]

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、風水害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解や関心を高めるため、町及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害〔PTSD〕）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

5. 緊急連絡体制の整備 [町内社会福祉施設]

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

6. 地域住民等との連携による協力支援体制の確立 [町内社会福祉施設]

社会福祉施設等の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

第3 在宅で介助支援の必要な住民への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成 [総務課、保健福祉課]

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下避難支援等という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

（1）避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- オ 県の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で自治会が支援の必要があると認めた者

（2）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由

（3）要配慮者情報の利用及び取得

ア 町内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。

イ 県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

（4）避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも6ヶ月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

ア 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者等が、新たに転入してきた

場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

イ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

ウ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

エ 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

(5) 名簿情報の漏洩を防止するための措置

平常時において、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、川俣町個人情報保護条例第6条第2項第5号及び第7条第1項第5号の規定を適用する。緊急時（災害時）に、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、川俣町個人情報保護条例第6条第2項第3号及び第7条第1項第3号の規定を適用する。

また、地域の避難支援関係団体（以下「支援団体」という。）へ避難行動要支援者情報を提供する場合は、情報収集時に支援団体への情報提供について本人から同意を得て収集した情報とし、守秘義務を確保するものとする。

対象となる支援団体は以下のとおりとする。

- ア 自治会・自主防災組織等一定地域の住民によって組織される自治組織
- イ 川俣町社会福祉協議会
- ウ 川俣町民生委員協議会
- エ 川俣町消防団

2. 避難行動要支援者名簿の利用及び提供〔総務課、保健福祉課〕

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

ア 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- 1) 消防機関
- 2) 警察
- 3) 民生委員
- 4) 町社会福祉協議会
- 5) 自主防災組織
- 6) 行政区長

- 7) 社会福祉事業者
- 8) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

イ 適切な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- 1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- 2) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- 3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- 4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- 5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者に限定するよう指導すること。
- 6) 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- 7) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

3. 情報伝達体制の整備 [総務課、保健福祉課]

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、災害時のみならず緊急通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火器、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

4. 防災知識の普及・啓発 [総務課、保健福祉課]

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、町は防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター、ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

5. 支援体制及び避難用器具等の整備 [総務課、保健福祉課]

町は、発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生委員等と連携を図りながら、町内会、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握しておき、災害発生時には、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

6. 避難支援等関係者の安全確保 [総務課、保健福祉課]

避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合ってルールを決め、計画を作り、周知することが適切であることから、町は、適切な措置について今後検討に努めていく。また、避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は出来る限りの支援を行うが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう説明、周知に努める。

7. 個別避難支援計画（個別計画）の作成 [総務課、保健福祉課]

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、個別避難支援計画（個別計画）の策定を積極的に行う。策定にあたり、国で定める避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に係る地域防災計画の必須事項を定め作成すること。

- (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- (2) 避難支援等関係者となるもの
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 個別避難計画の変更に関する事項
- (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

なお、当町では、高齢者に関する個別計画については策定済みであるので、障がい者等に関する個別計画の策定を推進する。

個別避難支援計画（個別計画）の策定に当たっては、本人の同意を得ることを前提に、町が定める個人情報保護条例の規定に留意しながら、要支援者となる自治会や自主防災組織等とも連携しながら策定を進めるものとする。

8. 地域の連携体制の確立 [総務課、保健福祉課]

住民への災害時の避難行動要支援者支援の必要性に関する広報を徹底し、地域の中で避難行動要支援者の把握と連携について対応可能となるよう、町内会、自主防災組織に対し指導と協議を行う。

9. 緊急避難場所の確保 [総務課、保健福祉課]

要介護高齢者等の緊急避難場所として、特別養護老人ホーム、和室のある公民館等を指定できるよう協議を進めるとともに、町外の特別養護老人ホーム等との間で相互避難援助協定締結を進める。この場合、緊急避難場所への保健師、ホームヘルパーの配置も併せて計画しておくものとする。

第4 病院入院患者等対策

〔総務課、保健福祉課〕

町は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な病室に受け入れするなど、特別な配慮をするよう指導する。

第5 外国人への防災対策

〔総務課、町民税務課〕

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- 1 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- 4 外国人の雇用又は接する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第6 避難所における避難行動要支援者支援

1. 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）〔総務課、保健福祉課、学校教育課、子育て支援課、生涯学習課〕

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とし、ユニバーサルデザイン化されていない避難所に避難行動要支援者が避難した場合は、バリアフリートイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要支援者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2. 福祉避難所の指定 〔総務課、保健福祉課〕

町は、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設を福祉避難所として5箇所指定している。

今後は、福祉避難所の指定箇所の増加を検討するとともに、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第20節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時には国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられることが予想され、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受入体制について検討しておく。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的にいかされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

【保健福祉課、社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的にいかされる方法等について検討を進める必要がある。

なお、町及び県は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

【保健福祉課、社会福祉協議会】

災害発生と同時に各地からボランティアの申出がなされることが予想される。

これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、町が個々のボランティア活動を把握することは困難であると思われる。

そのため、町は日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努めるものとする。

また、個々の善意、能力を活用できるようボランティア連絡協議会を設立するなど、登録制度の導入についても検討していくものとする。

なお、応急危険度判定士については、講習会を実施の上、県土木部（建築総室）において認定登録を行っており、さらに消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入についても検討していくものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1. ボランティアの情報共有 【保健福祉課】

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、町は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティ

ア団体等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2. コーディネート体制の整備 【保健福祉課、社会福祉協議会】

町は、社会福祉協議会が中心となって立ち上げるボランティアセンターとの連携の強化を図る。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練において町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターの災害対応・運営訓練等を実施する。

3. ボランティアの育成 【保健福祉課、社会福祉協議会】

ボランティアの受入れ体制等について、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部の機関等と協議し、ボランティアが十分機能できるよう指導・育成を行う。

- (1) 社会教育の場等あらゆる機会を活用し、ボランティアの担い手の育成を図る。
- (2) 各地区、各種ボランティアの把握に努める。
- (3) ボランティアグループに対して研修会、説明会等を開催し、防災意識の理解、啓発を図る。
- (4) ボランティアグループの災害時における役割分担の明確化を図るとともに、具体的行動マニュアルを作成する。
- (5) 町内、町外ボランティアの受入体制の確立
受入れる組織、コーディネーターの育成、ボランティアに対する食・住の対応についても検討する。

4. ボランティア活動保険 【保健福祉課、県、関係機関】

町及び関係機関は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 受援力の強化

【総務課、保健福祉課】

防災ボランティアの支援をいかすためには、被災地側がボランティアの支援に上手に寄り添う「受援力」が重要である。この受援力を強化するために、町は、以下に掲げる住民の取組みを支援・強化する。

【受援力を高めるための住民の平時の取組み】

- 地域の防災マップをつくる。
- 地域の防災訓練に参加する。
- 支援が必要なときの窓口（相手）を決めて把握しておく。
- 日頃から地域の人と人とのつながりを築いておく。

第5 ボランティアの種類

【総務課、保健福祉課】

ボランティア活動には、労務提供型の一般ボランティアと専門知識、技能を必要とする専門ボランティアの2つが考えられる。

専門ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護等の経験を持つ介護ボランティア、建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建築物としての使用継続の可否の判定に当たる応急危険度判定士、外国人との通訳・翻訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、町が個々にボランティア活動を把握することは非常に困難であることから、災害時において行政とボランティア間を取り持ち、ボランティアの指導、総合調整に当たるボランティアコーディネーターも有効であると考えられる。

町は、上記の専門ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等について検討していくものとする。

【ボランティアの活動内容】

- 一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供）
 - ・炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- 特殊作業
 - ・通訳、医療、通信、消防、介護、輸送等
- 災害ボランティアコーディネート業務

【主なボランティアの種類】

ボランティアの種類	関係団体
①一般・福祉ボランティア	社会福祉協議会
②高齢者支援ボランティア	関係支援団体
③障がい者支援ボランティア	関係支援団体
④医療ボランティア	医師会、看護協会、歯科医師会、薬剤師会
⑤語学ボランティア	国際交流協会
⑥応急危険度判定士	建築士会
⑦山地災害、砂防ボランティア	
⑧救助・救急ボランティア	消防協会
⑨アマチュア無線	アマチュア無線連盟
⑩被災ペット救助ボランティア	獣医師会
⑪栄養・食生活支援ボランティア	栄養士会、食生活改善推進連絡
⑫子ども、 一人親家庭支援ボランティア	

第21節 文化財災害予防対策

この計画は、火災等の災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 火災予防対策

1. 文化財保護思想の普及啓発 【生涯学習課】

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町、教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2. 防災設備等の整備強化 【文化財所有者・管理者等】

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防火設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3. 火災予防体制の強化 【文化財所有者・管理者等】

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚き火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4. 防火査察の徹底 【生涯学習課、伊達地方消防組合、町消防団、関係機関】

伊達地方消防組合は、町（生涯学習課）、教育委員会、町消防団及び関係機関と連携を図り、文化財施設について定期的に防火査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5. 訓練の実施 【生涯学習課、伊達地方消防組合、町消防団、文化財所有者・管理者、関係機関】

町（生涯学習課）、教育委員会、伊達地方消防組合、町消防団、文化財所有者・管理者及び関係機関は相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第22節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1. 現況 [総務課、伊達地方消防組合]

石油類をはじめ種々危険物はエネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐために増加する危険物取扱施設に対し有効な指導ができるよう、町（総務課）は、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に、危険物取扱者に対する講習等の啓発教育事業を伊達地方消防組合の協力の下に実施する。

2. 防災体制の確立 [危険物取扱事業者]

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏えい、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3. 事業計画 [総務課、伊達地方消防組合、危険物取扱事業者]

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏えい、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を、常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

町及び伊達地方消防組合は、県と協力し関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講

率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため、予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4. 安全対策の強化 [総務課、県]

町は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の伊達地方消防組合による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1. 現況 [火薬類関係事業者]

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

2. 防災体制の確立 [火薬類関係事業者]

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、災害対策に関する規程を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3. 事業計画 [総務課、伊達地方消防組合、県、火薬類関係事業者]

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者の自主保安体制の推進

町、県及び消防機関は、火薬類等保管施設に対して、自主的な保安管理体制及び応急措置体制の強化を指導するとともに、関係業種別の保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1. 現況 [高圧ガス製造事業者等]

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

2. 防災体制の確立 [高圧ガス製造事業者等]

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び危害予防規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3. 事業計画 [総務課、県、高圧ガス製造事業者等]

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

高圧ガス製造事業者等及び関係団体に対して、自主的な保安管理体制及び応急措置体制の強化を指導するとともに、関係業種別の保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1. 現況 [伊達地方消防組合、毒物劇物取扱事業者]

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送に当たっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県は、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施している。

2. 防災体制の確立 [毒物劇物取扱事業者]

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するものとする。

3. 事業計画 [伊達地方消防組合、毒物劇物取扱事業者]

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剂等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 伊達地方消防組合の任務

必要に応じ立入検査等を実施して施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。

また、特に事業所に対しては中和剂等の確保と応急処置体制等についての検討並びに防火管理者等に適切な防災計画の立案整備について指導する。

第23節 応援協力体制の整備

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業等と連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 市町村間の相互応援協力等の締結

〔総務課〕

平成5年4月30日に拠点都市地域として指定を受けた本町を含む県北17市町村が、災害時における応急対策の万全を期し、物資等の相互援助を行うことを趣旨とする協定を平成7年8月1日付けで締結した。

また、平成8年8月28日付けで福島県北と宮城県南の本町を含む8市25町3村による福島宮城広域圏災害時相互応援協定が締結された。さらには、これに山形県南の市町村が加わり33市町村による協定が平成9年1月16日に発効した。今後は、この協定に沿って広域的な連絡体制、応援体制の確立を図るとともに、効果的な支援のシステムについて構築していく。また、他市町村との協定締結についても、推進していく。

さらに、「福島地方拠点都市地域基本計画」に定める国土の保全、災害の防止等のための施策を地域が一体となって進めていく。

災害時相互応援協定の協定内容等については、資料編（資料5-1）に示す。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定締結を推進する。

1. 食料、生活必需品等の供給 〔総務課〕

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結を推進する。また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

2. 物流、物資配送等の災害対応業務 〔総務課〕

町は、災害時の物資の輸送等を円滑に行うため、運送事業者等との協定締結を促進する。

3. 燃料等の確保 〔総務課〕

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、県等と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、石油業協同組合等の関係機関との災害時応援協定の締結を

推進し、災害発生時の燃料の確保、安定供給のための体制及び災害発生時の業務従事車両や物資運搬等へ優先給油の体制整備に努める。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

4. その他の民間事業者等との協定締結 【総務課】

町は、その他、必要に応じて民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備えるものとする。

第3 応援協定の公表

【総務課】

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

【総務課】

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第5 応援受入体制

【総務課】

人的・物的資源の受入れ手順や応援を受ける業務等について、対象業務、担当部署、具体的な手続等については、別途「川俣町災害時受援計画」に従い、速やかに必要な応援の受入れを行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、町内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動の協力をするものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1. 時系列行動計画作成の意義 [各班、関係機関]

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、町、県、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、町における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2. 初動対応において重要な対策 [各班、関係機関]

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 県を通じて自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 県及び県を通じての関係機関、災害時応援協定による自治体への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMAT、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の準備

3. 時系列行動計画 [各班、関係機関]

No.	災害応急対策業務	(本部担当班等)	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
1	災害対策本部体制	各班	●災害対策本部の設置 ●事務局会場設営 ●関係機関への通知 ●第1回本部員会議開催	●第2回本部員会議開催 (以降、適時開催)					●業務量に応じ本部体制の見直し
2	情報連絡	消防交通班 各班	●関係機関からの情報収集 ●県からの情報連絡員の受入れ	●定期的な情報収集					
3	職員の動員	各班	●職員全員登庁 ●指定職員が事務局参集 ●職員登庁先、安否確認						
4	災害情報収集伝達	消防交通班 各班	●県への被害第一報報告 ●関係機関からの被害報告 ●消防防災ヘリ情報収集出動要請	●職員派遣による情報収集 ●ヘリからの災害情報提供 ●定期的な被害報告					
5	通信の確保	消防交通班 デジタル推進班 関係機関	●防災行政無線の確認 ●使用可能な通信手段の確認	●使用可能な通信手段の通知	●アマチュア無線協力要請 ●伝言ダイヤル等活用周知				
6	相互応援協力	消防交通班 地域福祉班 まちづくり推進班 農業振興班 農林整備班 関係各班		●周辺市町村、関係機関に協定に基づく応援要請 ●県への応援要請	●広域応援の受入準備		●要請による被災市町村への応援職員派遣	●広域応援職員受入れ	
7	広報計画	文書広報班 デジタル推進班	●町長緊急メッセージ	●被害速報マスコミ提供	●安心情報の適時提供				
8	ホームページ等	デジタル推進班		●災害対応ホームページ掲載 ●災害情報の掲載					
9	消火活動	消防交通班 伊達地方消防組合 町消防団	●地域による初期消火活動	●県内広域応援による消火活動 ●緊急消防援助隊、広域応援ヘリの要請と受入体制の整備	●緊急消防援助隊による消火活動				
10	救助・救急	消防交通班 伊達地方消防組合 町消防団 自主防災組織 事業所、住民	●地域による救急活動	●県内広域応援による救急活動					
11	自衛隊災害派遣	消防交通班 自衛隊	●派遣要請の準備 ●自衛隊ヘリ情報収集、自主派遣	●県への自衛隊派遣要請 ●受入体制、作業計画作成	●救護活動開始				
12	避難・避難所	総務班 消防交通班 文書広報班 デジタル推進班 地域福祉班 町民班 管理班 学校教育班 子育て支援班 幼児教育班 生涯学習班 関係機関	●避難指示 ●住民への周知 ●避難場所の確保	●避難所の開設、周知	●県等への避難所設置要請 ●県への広域避難の要請	●避難所自主運営組織の確立 ●旅館ホテル等の避難所確保		●小規模避難所の集約 ●旅館ホテル等への避難開始	
13	医療（助産）救護	地域福祉班 健康推進班 伊達地方消防組合 伊達医師会 関係機関	●病院施設等医療情報収集 ●医師会への医療（助産）救護班の派遣要請 ●救護班設置準備	●救護所設置 ●医療（助産）救護班の活動開始 ●救護班の活動開始 ●薬品等の確保 ●県への応援要請	●DMAT活動開始	●血液の確保			
14	道路の確保	消防交通班 管理班 建設班 農林整備	●被害状況の収集	●道路開通状況の広報 ●緊急輸送路の啓開作業	●事業者等と連携し道路確保				

第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

No.	災害応急 対策業務	(本部担当班等)	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
15	緊急輸送 対策	総務班 消防交通班 管理班 建設班 まちづくり推進班 関係機関		●運用可能車両把握と確保	●避難者等輸送	●支援物資配送			
16	災害警備 活動及び 通行規制	消防交通班 管理班 建設班 福島警察署川俣分庁舎 関係機関	●避難誘導 ●救助活動	●緊急輸送路の確保 ●通行規制実施、周知	●緊急通行車両 証明書申請				
17	防疫及び 保健衛生	生活環境班 地域福祉班 健康増進班		●防疫班の設置	●防疫活動実施	●給水、炊出等 食品衛生指導 ●井戸水等水質 検査		●被災地の消 毒、ネズミ等 駆除	●避難所の衛 生指導、食事 栄養指導
18	メンタル ヘルスケア	地域福祉班 健康増進班						●カウンセラ ー、相談員等 の巡回	
19	ペット救 護	総務班 生活環境班 学校教育班 子育て支援班 幼児教育班 生涯学習班 県北保健福祉事務所			●県等への支援 要請			●県の動物救 護活動への協 力 ●ペット同伴 可避難所広報 ●放置ペット の救済活動	
20	清掃及び 廃棄物処 理	消防交通班 生活環境班 伊達地方衛生処理組合				●ごみ収集体 制・し尿処理体 制の構築、仮置 場の検討 ●広域収集処理 応援要請	●災害清掃の 実施	●がれき処理 体制の検討	●がれき処理
21	救援対策 (水、食 料、生活 必需品)	消防交通班 水道班 地域福祉班 まちづくり推進班 学校教育班 子育て支援班 幼児教育班 生涯学習班 保健体育班 関係機関		●応急給水の開始	●食料必要数の 情報収集 ●町内事業者等 との協議	●備蓄品による 供給 ●生活必需品の 必要数収集 ●毛布等の避難 所への提供	●協定先から 食料・物資供 給 ●一般的生活 必需品の提供	●ニーズに応 じた物資の提 供	
22	救援対策 (トイレ、入浴 等)	生活環境班 関係機関			●事業者に仮設 トイレ等の調達 要請	●避難所等へ仮 設トイレ設置	●自衛隊へ入 浴施設派遣要 請	●旅館、公共 施設等入浴施 設への協力要 請	
23	義援物 資、義援 金受付	文書広報班 消防交通班 デジタル推進班 地域福祉班		●個人等の物資受入辞退 周知		●義援物資要請 取りまとめ公表	●義援金受付 口座公表		
24	建築物応 急危険度 判定	管理班 建設班 関係機関			●被災地区、建 築物の把握 ●応援要請		●応急危険度 判定の実施		
25	災害相談 窓口	消防交通班 各班					●相談員配置 検討	●電話専用窓 口の設置	●避難所への 相談員巡回開 始
26	金融機関 の対応	町指定金融機関等		●店舗の安全確保 ●システム稼働確認			●預金者、事 業者相談体制 の設置	●臨時払い出 し手続き開始	
27	仮設住宅 建設、借 上げ住宅	管理班 県					●仮設住宅の 必要戸数把握	●仮設住宅、 借上げ住宅計 画の方向性作 成	●仮設住宅建 設開始
28	住宅応急 修理	建設班							●住宅応急修 理計画の検討

第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

No.	災害応急対策業務 (本部担当等)	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
29	遺体の捜索、遺体の取扱い 総務班 消防交通班 生活環境班 関係機関			●捜索活動開始	●関係機関への支援要請 ●火葬場の稼働状況確認 ●ドライアイス・棺等の確保	●遺体収容所の設置 ●応援含む検視・検案体制の確立	●火葬の開始	
30	上水道応急対策 水道班 文書広報班 デジタル推進班	●被害状況調査	●状況の広報 ●重要施設から復旧作業	●関係機関への応援要請				
31	電力施設応急対策 東北電力ネットワーク 福島電力センター	●被害状況調査	●状況の広報 ●応急復旧作業					
32	ガス施設応急対策 簡易ガス事業者 町内LPガス事業者	●被害状況調査 ●ガス供給停止措置	●状況の広報 ●応急復旧作業					
33	電気通信施設応急対策 東日本電信電話株式会社 福島支店	●被害状況収集 ●災害優先電話の通信確保	●優先順位により通信の回復		●臨時電話の設置			
34	道路応急対策 建設班 管理班 関係機関	●被害状況調査	●緊急輸送路等の復旧作業 ●通行規制 ●交通整理員の派遣	●緊急通行路情報広報				
35	河川管理施設応急 建設班 管理班 関係機関	●水防警戒、水門操作 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策	●応急復旧作業				
36	砂防施設 県北建設事務所	●震後点検	●危険箇所の安全対策 (危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業				
37	ため池施設 農林整備班	●緊急点検	●危険箇所の安全対策 (危険に応じ避難指示等)	●応急復旧作業				
38	公共建築物 総務班 管理班 各施設管理者	●利用者の安全な誘導 ●被害状況調査	●危険箇所の安全対策 ●避難所受入準備	●応急復旧作業				
39	園児、児童生徒保護、応急教育対策 消防交通班 学校教育班 子育て支援班 幼児教育班 健康増進班	●児童生徒等の安全な避難 ●被害状況調査	●(安全な場合)保護者へ引渡し ●避難所受入準備			●授業再開方針の検討	●学用品要望調査 ●応急教育場所の準備	●学用品の給与 ●授業の再開
40	文化財応急対策 生涯学習班		●被害情報収集		●応急修理、現状保存		●保管場所被害の際移転作業 ●県等への支援要請	
41	要配慮者等対策 町民班 地域福祉班 子育て支援班 幼児教育班 健康増進班 町社会福祉協議会 社会福祉施設	●関係機関との避難行動要支援者名簿の情報共有 ●地域による要配慮者への声かけ、避難支援、避難誘導	●福祉避難所の開設	●避難状況の把握 ●社会福祉施設等へ受入要請	●外国人向けの相談窓口、インターネット情報掲載		●ヘルパー、ボランティア等の応援派遣	
42	ボランティア連携 地域福祉班 日赤福島県支部 町社会福祉協議会			●ボランティア相談窓口設置	●ボランティアセンター設置	●ボランティア活動調整		
43	危険物施設応急対策 消防交通班 伊達地方消防組合 福島警察署川俣分庁舎 各事業者	●被害拡大防止緊急措置 ●被害状況調査	●関係機関への報告 ●施設応急点検					
44	災害救助法の適用 消防交通班 各班 県	●県による4号適用の検討	●県から内閣府に報告 ●町への適用報告		●県への情報提供	●県からの適用報告		

第2 初動体制

各課等の職員は災害発生を知った場合、直ちにこの計画による応急活動体制のための配備指令に即応できる体制を取る。併せて夜間・休日等の場合、迅速に災害対策本部体制の確立が図れるようにするとともに、本部設置までの間の空白を極力なくす体制を取るものとする。

1. 各課等の警戒体制 【各課等】

各課長等は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前配備担当職員のうち必要な職員を配備して警戒活動を実施するとともに、以下の事項を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 状況の報告
- (3) 配備検討会の設置の進言

2. 配備検討会 【各課等】

(1) 配備検討会の開催

災害時の早期対応と初動体制の確立を図る観点から、情報収集、初期緊急応急対策計画の検討とその計画実施のための配備体制の検討、その他町長からの特命事項等について協議するため、次のいずれかの場合、配備検討会を開催しその協議結果を副町長へ報告する。

ア 総務課長が必要と認めたとき

イ 各課長又は配備検討会の各課長から総務課長に要請があったとき

(2) 配備検討会の構成等

配備検討会は、総務課長、建設水道課長、農林振興課長をもって構成し、事務局を総務課に置く。

3. 災害対策本部設置前配備 【各課等】

災害対策本部設置前配備は、総務課長が指令する。

総務課長は、配備検討会の報告を踏まえ状況を総合的に判断し、この計画に基づき災害対策本部設置前配備を指令するとともに、副町長に報告する。

配備に付いた職員は、上司の命令に従い、直ちに災害応急対策活動を実施する。

(1) 災害対策本部設置前配備課

災害対策本部設置前配備を行う課等は下表のとおりとし、各課長は課員の任務分担及び勤務時間外における連絡体制をあらかじめ定め、職員に周知しておく。

【災害対策本部設置前配備の基準】

災害対策本部設置前配備の対象課	配備職員	基準	対応事項
総務課、政策推進課、財政課、町民税務課、保健福祉課、農林振興課、建設水道課、原子力災害対策課、学校教育課、子育て支援課、生涯学習課の各課	総務課長及び各課長に指定された職員	総務課長が指示した場合	・情報の収集 ・施設、設備の点検、確認 ・各課長の指示への対応

4. 夜間・休日等勤務時間外の体制 【各課等】

(1) 臨時非常配備体制

勤務時間外の緊急事態発生時の体制確立手順は、次のとおりとする。

ア 本庁日直員、宿直員は災害情報を収受したとき、「気象情報等の収集及び伝達に関する計画」に定める非常連絡経路により、町長、副町長、総務課長へ連絡する。

イ 本庁日直員、宿直員は、町長、若しくは特別非常参集職員（第2節－第3）、又はその他の職員が登庁するまでの間、総務課長又は総務課長補佐の指示に従い、情報の収受等に当たる。

ウ 職員は、(2)に定める基準により、災害の発生又は被害の発生を知ったときは、直ちに所定の配置場所に参集する。

エ 特別非常参集職員は、総務課長の指示に基づき、災害対策本部開設までの間、初期応急活動を行う。

オ 「臨時非常配備体制」は、事前配備・警戒配備・特別警戒配備・特別警戒本部（災害対策本部設置前配備体制）、災害対策本部のいずれかが設置された段階で引継ぎを行い、それぞれの配備体制へ移行する。

カ 臨時非常配備体制の任務

- (ア) 防災行政無線の利用その他の方法による情報収集
- (イ) 県及び防災関係機関との連絡
- (ウ) 災害対策本部開設の準備
- (エ) 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
- (オ) 住民対応
- (カ) 参集したその他の職員の指揮
- (キ) その他必要な事項

(2) 参集基準

休日、勤務時間外の参集基準は下記のとおりとする。

ただし、災害の状況等によってはこの限りではない。

【休日、勤務時間外の参集基準】

職員の区分	気象注意報が発表され、なお警報の発表が予想されるとき	警報が発表されたとき	警報・特別警報が発表され、広範囲の災害の発生が予想されるとき
配備検討会担当課職員	直ちに参集 (指定された職員)	直ちに参集	
災害対策本部設置前配備担当職員	状況により参集		
災害対策本部員	待機	災害対策本部設置後に参集	
特別非常参集職員のうち指定された職員	待機	直ちに参集	
その他の各職員	待機	状況により参集	直ちに参集

第3 川俣町特別警戒本部

[各課等]

町内に災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるための本部設置に至るまで、又は本部の設置に至らない程度の災害において、必要と認められた場合には、動員配備体制の定めるところにより川俣町特別警戒本部を設置する。

第4 川俣町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2及び川俣町災害対策本部条例の規定に基づき、川俣町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が設置する機関で、町長を本部長として町長部局及び町職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

1. 本部の設置と解散 [総務課]

(1) 町災害対策本部の設置

ア 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、川俣町災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設 置 基 準
① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき
② 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき
③ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき

イ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合、第1順位：副町長、第2順位：教育長、第3順位：総務課長の順で決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、町長不在等の非常時においては、第1順位：副町長、第2順位：教育長、第3順位：総務課長、第4順位：総務課長補佐、第5順位：消防交通係長の順に判断するものとする。

ウ 本部の設置場所は、災害対策室内とする。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の事務分掌及び運営は、その都度、本部長（町長）が定めるものとする。

(3) 国・県の現地対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

(4) 町災害対策本部の解散基準

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、本部長（町長）が解散する。

- ア 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したとき
- イ 予想された災害の危険性が解消されたと認められたとき

2. 本部の設置又は解散の通知 【総務課】

本部を設置又は解散した場合は、総務課長は直ちに以下のとおり電話その他適当な方法により通知する。

【設置・廃止の通知先】

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
対策本部各部・各班	総務班	庁内放送・町防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
その他町出先機関	各主管課 担当班	町防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
住民	文書広報班	広報車・報道機関
町議会議員	議会事務局班	町防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
県知事・自衛隊 福島警察署川俣分庁舎長 町防災会議委員 隣接市町村等	総務班	県防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
伊達地方消防組合 消防団長	消防交通班	町防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
報道機関	文書広報班	電話・口頭・その他迅速な方法

3. 本部等の運営等 【総務課】

(1) 本部員会議の協議事項

本部員会議の協議事項は、災害の状況に応じてその都度本部長（町長）若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- ア 本部の配備体制の切替及び閉鎖に関する事
- イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- ウ 災害対策経費の処理に関する事
- エ 災害救助法の適用の意見に関する事
- オ その他災害対策の重要事項に関する事

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

消防交通係長は、本部が設置されたときは次の措置を講ずる。

- ア 本部開設に必要な資機材等の整備
 - (イ) 川俣町災害対策上必要な図板の設置
 - (イ) 住宅地図等その他地図類の確保

- (ウ) 携帯ラジオの確保
- (エ) テレビの確保
- (オ) 自主防災組織代表者、町内会代表者名簿その他名簿類の確保
- (カ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (キ) その他必要な資機材等の確保

イ 通信手段の確保

有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

ウ 自家発電設備の確保

(3) 本部員の食料、飲料水等の確保

本部員が災害対策に従事するため、本部員の食料及び飲料水等の確保を行う。

4. 本部等の組織 【各課】

(1) 町災害対策本部組織

本部の組織編成、事務分掌及び配備体制は、「9. 本部の組織編成表」に示す。

(2) 災害対策本部員会議

ア 災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長（町長）、副本部長、本部員をもって組織する。

イ 本部員会議に事務局を置き、会議の開催に関する事務を行う。なお、各本部員には部内の連絡調整役として連絡員を配置する。

ウ 本部員会議は、町長室において開催する。ただし、町長室で開催することが困難な場合は、町長が指示する場所で開催する。

【災害対策本部組織】

本部長	町長	本部員	総務課長
副本部長	副町長	〃	政策推進課長
〃	教育長	〃	財政課長
〃	消防団長	〃	町民税務課長
		〃	保健福祉課長
		〃	農林振興課長
		〃	建設水道課長
		〃	原子力災害対策課長
		〃	会計室長
		〃	学校教育課長
		〃	子育て支援課長
		〃	生涯学習課長
		〃	議会事務局長

【災害対策本部事務局】

事務局長	総務課長
事務局次長	総務課長補佐
事務局員	総務課職員
	各部の本部連絡員
	その他事務局長が指名する者

5. 被害状況の掌握等 【各班】

- (1) 被害の状況は、各部各班長において掌握するものとする。
- (2) 各部各班長は、自班に直接関係のない被害の状況でも緊急の報告を受けたときは、速やかにこれと関係する班長に伝達するものとする。
- (3) 災害対策本部に集まった被害の状況及び災害応急対策の実施状況等は、随時、県に報告するとともに報道機関に発表するものとする。

6. 被害調査隊 【関係各班】

本部長（町長）は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があると認めるときは、関係する班長及び班員による被害調査隊を編成し、現地調査を行わせるものとする。

7. 災害救助法が適用された場合の体制 【各班】

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務の実施又は県が行う救助事務の補助を行うが、この場合の体制についてもあらかじめ定めるものとする。

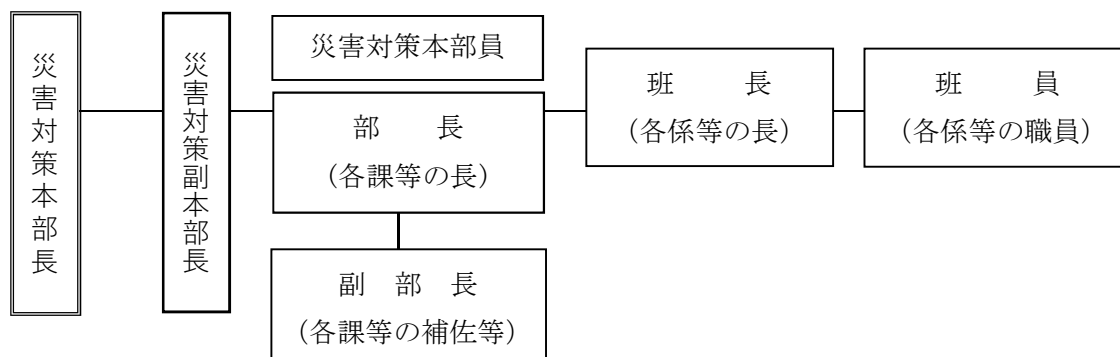
8. 防災連絡員の設置 【各課】

庁内の各課は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災諸活動に即応する体制を確立し、防災関係機関相互の有機的連携を図るため、必要に応じて防災連絡員を指定しておくものとする。

9. 本部の組織編成表 【各班】

- (1) 本部の組織編成表

【編成の概要】



【災害対策本部編成表】

(2)本部の事務分掌 ()内は該当部班の長



第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

部名	班名	主な分掌事務
総務部 (総務課長)	総務班 (総務係長)	(1) 災害対策本部の庶務に関すること (2) 災害対策本部と各部各班との連絡に関すること (3) 各部との連絡調整及び部内各班との連絡調整に関すること (4) 職員の非常招集及び動員活動に関すること (5) 車両の調達及び町公用車の配車に関すること (6) 災害義援金品の受付及び貸付けに関すること (7) 町庁舎の被害調査並びにその応急復旧に関すること (8) 町議会との連絡に関すること (9) 避難施設の管理に関すること (10) 避難誘導班の編成に関すること (11) 応急対策職員の厚生及び給食に関すること (12) 広域応援職員の受入れ及び連絡調整に関すること
	文書広報班 (文書広報係長)	(1) ラジオ放送、テレビ放送、新聞による広報及び広報車等による広報活動に関すること (2) 災害活動写真の撮影、災害情報の収集及び記録等に関すること (3) 避難準備要請に関すること (4) 住民への情報伝達に関すること
	消防交通班 (消防交通係長)	(1) 防災会議に関すること (2) 災害対策本部長(町長)(以下この表において「本部長(町長)」)というの命令の伝達に関すること (3) 気象情報の收受及び伝達に関すること (4) 避難指示等に関すること (5) 災害情報の収集及び報告に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請及び活動状況の把握に関すること (7) 伊達地方消防組合との連絡に関すること (8) 消防団員の非常召集に関すること (9) 消防団員による現地広報・避難誘導に関すること (10) 消防団との連絡調整に関すること (11) 立入禁止措置、緊急輸送のための交通確保等に伴う警察との連絡調整に関すること (12) 資機材の調達に関すること (13) 被災者台帳に関すること (14) 災害救助法に関すること (15) 罹災証明の交付に関すること (16) 被災者生活再建支援法に関すること (17) 応急復旧に関する住民相談の受付及び関係各部との連絡に関すること (18) 県及び関係機関への応援要請に関すること
政策推進部 (政策推進課長)	政策調整班 (政策調整係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 本部長(町長)の命ずる応急対策に関すること (3) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること
	まちづくり推進班 (まちづくり推進係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 生活必需物資の調達に関すること (3) 食料品の確保及び調達に関すること (4) 商工業関係の被害調査及びその対策等に関すること (5) 商工業復旧事業資金のあっせん等に関すること (6) 観光施設との連絡調整、施設利用者の避難支援に関すること (7) 観光客の避難に関すること (8) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること
	デジタル推進班 (デジタル推進室長)	(1) 町の電子情報処理の保全に関すること (2) 高度情報通信手段の確保に関すること (3) 町ホームページによる広報に関すること
財政部 (財政課長)	公有財産班・財政班 (財政係長)	(1) 町有財産の被害調査並びにその応急復旧に関すること (2) 工事等の契約に関すること (3) 各種資機材の調達に関すること (4) 本部長(町長)の命ずる応急対策に関すること
町民税務部 (町民税務課長)	町民班 (町民係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 本部長(町長)の命ずる応急対策に関すること (3) 被災者台帳に関すること (4) 外国人からの問い合わせへの対応及び情報提供に関すること

第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

部名	班名	主な分掌事務
町民税務部 (町民税務課長)	生活環境班 (生活環境係長)	(1) 生活必需物資の確保に関する事 (2) 埋火葬に関する事 (3) 遺体の処理に関する事 (4) 飲料水及び食品の衛生に関する事 (5) 被災地域の環境の整備に関する事 (6) し尿の収集及び処理計画に関する事 (7) 廃棄物の収集計画、処理対策に関する事 (8) 被災地における防疫に関する事
	税務班 (税務係長)	(1) 本部長(町長)の命ずる応急対策に関する事 (2) 国土調査成果の維持及び管理に関する事
	収納班 (収納室長)	(3) 建物等の被害状況の取りまとめに関する事
保健福祉部 (保健福祉課長)	地域福祉班 (地域福祉係長)	(1) 被災者の調査及び援護対策に関する事 (2) 災害時における応急食糧及び応急必需物資の給与に関する事 (3) 生活必需物資の確保に関する事 (4) 避難者の受入れ移動等に関する事 (5) 被災者に対する生活資金の貸付けに関する事 (6) 国・県からの災害義援金品の受付及び配分に関する事 (7) 弔慰金、災害見舞金等の支給に関する事 (8) 罹災救助基金に関する事 (9) 福祉施設との連絡調整及び避難支援に関する事 (10) 福祉施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 (11) 民間援助(ボランティア等)の受入れに関する事 (12) 被災母子等世帯に対する援護対策に関する事 (13) 救護所開設準備に関する事 (14) 避難所等の衛生活動に関する事 (15) 部内各班との連絡調整に関する事 (16) 県が実施する医療活動への協力に関する事
	国保年金班 (国保年金係長)	
	健康増進班 (健康増進係長)	(1) 被災高齢者世帯等要配慮者に対する援護対策に関する事 (2) 応急医療及び助産、救護、救護所開設・運営に関する事 (3) 医療機関との連絡調整及び避難支援に関する事 (4) 医療機関の被害調査及びその応急復旧に関する事 (5) 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事 (6) 乳幼児、園児、児童及び生徒の保健管理に関する事 (7) 健康相談に関する事 (8) 心のケアに関する事
農林振興部 (農林振興課長)	農業振興班 (農業振興係長)	(1) 農林畜産物被害の調査に関する事 (2) 農業気象に関する事 (3) 被害農業者に対する資金のあっせんに関する事 (4) 農協及び生産者団体との連絡調整に関する事
	農林整備班 (農林整備係長)	(1) 農業用施設等の被害状況調査及びその応急復旧に関する事 (2) 農道、林道及び治山施設の災害状況調査及びその応急復旧に関する事 (3) 応急対策用資材の調達及びあっせんに関する事
建設水道部 (建設水道課長)	管理班 (管理係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関する事 (2) 町営住宅の被害調査及びその応急復旧に関する事 (3) 応急仮設住宅の建設及びその応急資材のあっせんに関する事 (4) 部内他班の所掌に属しない事項に関する事 (5) 避難者への一時提供住宅に関する事 (6) 避難者受入れ等に係る避難先自治体との連絡調整に関する事
	建設班 (建設係長)	(1) 公共土木施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 (2) 国・県道管理者との連絡調整に関する事 (3) 避難路及び緊急輸送路等の状況把握・確保に関する事 (4) 交通安全施設等の被害調査及びその応急復旧に関する事 (5) 交通不能箇所調査及び交通路線の決定に関する事 (6) 町有建築物等の応急復旧に関する事 (7) 街路灯の被害調査及びその応急復旧に関する事 (8) 土地区画整理事業による施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 (9) 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関する事 (10) 災害復興に係る都市計画に関する事 (11) 都市公園、緑地等の被害調査及びその応急復旧に関する事 (12) 建築物の被害状況調査に関する事 (13) 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関する事 (14) 災害復興住宅資金融資に関する事

第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

部名	班名	主な分掌事務
建設水道部 (建設水道課長)	水道班 (水道室長)	(1) 水道に関する災害応急対策の企画及びその伝達に関すること (2) 関係機関及び指定業者等との連絡調整に関すること (3) 水道施設等の被害調査及びその応急復旧に関すること (4) 水質保全に関すること (5) 復旧資材に関すること (6) 飲料水の応急給水に関すること
原子力災害対策部 (原子力災害対策課長)	とんやの郷施設長兼住民支援班 (施設長兼住民支援係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 避難住民に係る連絡調整に関すること (3) 被災者台帳に関すること (4) 避難住民の総合相談窓口の設置・運営に関すること (5) 仮設住宅等の被害調査及び支援に関すること (6) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること (7) 本部長(町長)の命ずる各部の支援に関すること (8) 災害時における山木屋地区復興拠点商業施設(とんやの郷)の避難場所開設に関すること
	除染対策班 (除染対策係長)	(1) 除染に伴う廃棄物の被害調査・管理に関すること (2) 環境放射線モニタリング調査に関すること (3) 本部長(町長)の命ずる各部の支援に関すること
会計部 (会計室長)	出納班 (出納係長)	(1) 災害対策経費の経理に関すること (2) 災害見舞金の出納管理に関すること
学校教育部 (学校教育課長)	学校教育班 (学校教育係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 事務局内の職員の動員に関すること (3) 教職員の動員に関すること (4) 教育施設との連絡調整、児童及び生徒等の避難支援に関すること (5) 避難施設の管理に関すること (6) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること (7) 児童及び生徒に対する援護対策に関すること (8) 児童及び生徒の避難に関すること (9) 児童及び生徒の保健管理に関すること (10) 応急教育対策に関すること (11) 被災した児童及び生徒に対する学用品等の支給に関すること
子育て支援部 (子育て支援課長)	子育て支援班 (子育て支援係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 教職員の動員に関すること (3) 教育施設との連絡調整、児童及び生徒等の避難支援に関すること (4) 避難施設の管理に関すること (5) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること
	幼児教育班 (幼児教育係長)	(1) 乳幼児、園児に対する援護対策に関すること (2) 乳幼児、園児の避難に関すること (3) 乳幼児、園児の保健管理に関すること (4) 応急教育対策に関すること
生涯学習部 (生涯学習課長)	生涯学習班 (生涯学習係長)	(1) 部内各班との連絡調整に関すること (2) 社会教育等施設の被害の調査及びその応急復旧に関すること (3) 女性団体及び青少年団体との連絡調整に関すること (4) 公民館の被害調査及びその応急復旧に関すること (5) 各公民館との連絡調整に関すること (6) 避難施設の管理に関すること (7) 文化財の保全及び被害調査に関すること
	保健体育班 (保健体育係長)	(1) 体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること (2) 災害時における体育施設の避難所開設に関すること (3) 部内他班の所掌に属しない事項に関すること
支援部 (議会事務局長)	議会事務局班 (庶務係長)	(1) 議会議員との連絡調整に関すること (2) 本部長(町長)の命ずる各部の支援に関すること
	農業委員会班 (農地係長)	(1) 本部長(町長)の命ずる各部の支援に関すること
	選挙管理委員会班 (選挙管理委員会書記長)	(1) 本部長(町長)の命ずる各部の支援に関すること

第5 指定地方行政機関等の活動体制

1. 組織等の整備 [防災関係機関]

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び動員の基準を定めるものとする。

2. 職員の派遣 [防災関係機関]

指定地方行政機関等の長は、県災害対策本部長を通じて町災害対策本部長（町長）から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

災害の状況に応じて以下の配置基準により職員を配備する。なお、初動体制における配備体制の検討等については「第1節 第2初動体制 2. 配備検討会」のとおり、総務課長、建設水道課長、農林振興課長をもって構成した配備検討会にて協議し、配備検討会の報告を踏まえて配備を指令する。

第1 配備基準

1. 災害対策本部設置前 [各課]

	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務課及び関係課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1. 大雨、台風期等において、気象注意報(大雨洪水注意報等)が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき 2. その他特に総務課長が必要と認めたとき
警戒配備	関係各課の所要人数で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1. 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. その他特に総務課長が必要と認めたとき
特別警戒配備	関係課の課長補佐及び係の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 次の状況を総合的に判断し、総務課長が必要と認めたとき (1) 市町村における雪害対策本部設置の状況 (2) 指定雪量観測点における積雪深の状況 (3) 気象台アメダス観測点における積雪深の状況 2. 特別警報が発表されたとき 3. その他特に総務課長が必要と認めたとき
特別警戒本部体制	関係課の課長及び係の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町災害対策本部の設置に至るまでの間又は町災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき 2. その他特に副町長が必要と認めたとき

2. 災害対策本部設置後 [各課]

	配備体制	配備時期
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能の全てを挙げて応急対策に当たる体制とする。	1. 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2. 町内各地に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき、さらには、町内全域に応急対策が必要と認められるとき 3. その他必要により町長が当該配備を指令したとき

第2 配備指揮体制

[各班]

- 1 事前配備、警戒配備、特別警戒配備に関わる指揮監督は、総務課長が行う。
- 2 特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副町長が行う。
- 3 本部長（町長）は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長に連絡することとし、各部長は、配備編成計画に基づく配備体制を取る。

第3 配備人員

[各班]

配備人員は、別表の配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。また、災害の状況特殊性により、配備編成計画の人員によらない配備計画ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

なお、配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ各部の部長が指定しておくものとする。

(別表)

■配備編成計画

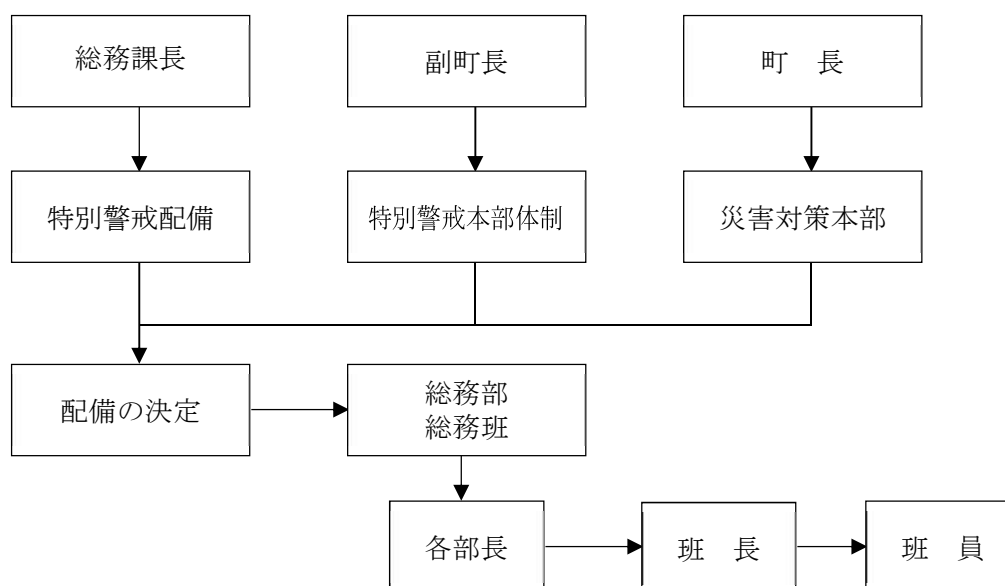
部 名	班 名	配備人員の数				
		特別非常参集職員				災害対策本部体制
		事前配備	警戒配備	特別警戒配備	特別警戒本部体制	
総務部	総務班	1	班員の 1/2	全員	全員	全員
	文書広報班		1	班員の 1/2	全員	全員
	消防交通班	1	班員の 1/2	全員	全員	全員
政策推進部	政策調整班				班員の 1/2	全員
	まちづくり推進班			1	班員の 1/2	全員
	デジタル推進班			1	班員の 1/2	全員
財政部	公有財産班				班員の 1/2	全員
	財政部				班員の 1/2	全員
町民税務部	町民班			1	班員の 1/2	全員
	生活環境班				班員の 1/2	全員
	税務班				班員の 1/2	全員
	収納班				班員の 1/2	全員
保健福祉部	地域福祉班			1	班員の 1/2	全員
	国保年金班			1	班員の 1/2	全員
	健康増進班			1	班員の 1/2	全員
農林振興部	農業振興班	1	1	1	班員の 1/2	全員
	農林整備班	1	班員の 1/2	全員	全員	全員
建設水道部	管理班	1	班員の 1/2	全員	全員	全員
	建設班	1	班員の 1/2	全員	全員	全員
	水道班			1	班員の 1/2	全員
原子力災害対策部	住民支援（とんやの郷）班				班員の 1/2	全員
	除染対策班				班員の 1/2	全員
会計部	出納班				班員の 1/2	全員
学校教育部	学校教育班			1	全員	全員
子育て支援部	子育て支援班			1	全員	全員
	幼児教育班			1	全員	全員
生涯学習部	生涯学習班			1	班員の 1/2	全員
	保健体育班			1	班員の 1/2	全員
支援部	議会事務局班				班員の 1/2	全員
	農業委員会班				全員	全員
	選挙管理委員会班		全員	全員		全員

※ 特別非常参集職員は正職員のみとする。また配備人数が 1/2 のとき班員数が奇数の場合は切り上げた人数とする。

※ 災害対策本部設置時において、住民生活に不可欠な平常時業務については、各課・各班で調整し、業務の継続を図る。

第4 動員伝達方法

1. 平常勤務時における動員の伝達 [各班]



※ 伝達は、庁内放送、電話又は口頭、その他適切な方法により行う。

※ 消防部(伊達地方消防組合)の動員伝達は、伊達地方消防組合の定める伝達系統による。

2. 休日及び勤務時間外における動員の伝達 [各班]

各部各班長までの伝達は、災害対策本部編成表に準じて行うものとする。

◎ 各班員までの動員伝達については、各班長が行う。

なお、各班長はあらかじめ伝達の方法を定めておき、円滑かつ迅速に伝達できるよう体制を整えておくものとする。

第5 非常参集等

[各課]

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無に関わらず、配備編成計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

参集途上においては、必要に応じて目視等による被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を災害対策本部事務局に報告するものとする。なお、参集途上において事故等に遭遇したときは、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる出先機関及び公共施設等に参集し、当該機関の長・施設責任者又は当該機関の長・施設責任者が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- 1 山木屋地区復興拠点商業施設（とんやの郷）
- 2 避難所となる小中学校、公民館等

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

【各班】

各部各班員は、配備の指令に基づき配備体制を整えたときは、直ちにその旨を総務班長に報告するものとする。災害対策本部長（町長）は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、各班長に応援の指示を行う。

また、各所属部長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務班長に報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

本町に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。
また、本町に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象特別警報・警報・注意報等の伝達

1. 定義と種類について

(1) 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場
合、その旨を警告して行う予報。

注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、そ
の旨を注意して行う予報。

(2) 種類

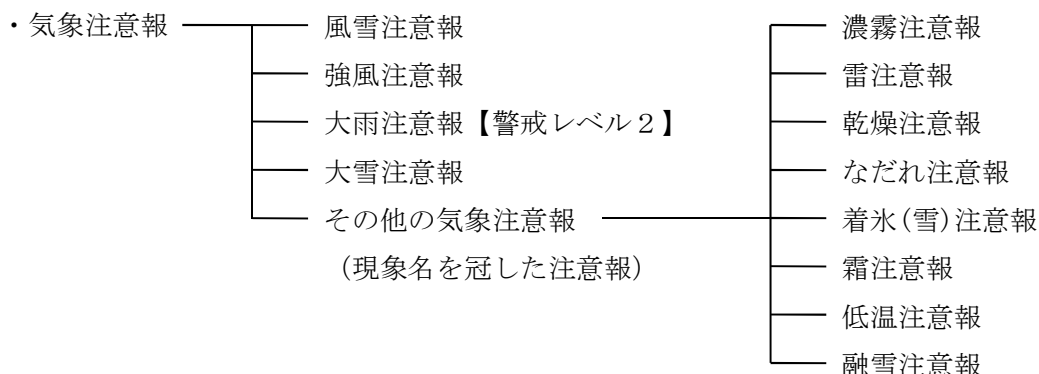
ア 特別警報

- ・ 気象特別警報
 - 大雨特別警報【警報レベル5相当情報】
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
 - 大雪警報
- ・ 洪水警報【警戒レベル3相当情報】
- ・ 水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）
- ・ 水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）
- ・ 福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流（釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川を含む）、荒川及び阿賀川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）
- ・ 福島県と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（夏井川、新田川及び宇多川：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）
- ・ 地面現象警報（警報事項を気象警報に含めて行う。）

ウ 注意報



- ・洪水注意報【警戒レベル2】
- ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流（釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川を含む）、荒川及び阿賀川：氾濫注意情報の表題で発表）
- ・福島地方気象台と共同して行う水防活動用洪水注意報（夏井川、新田川及び宇多川：氾濫注意情報の表題で発表）

（注1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

（注2）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

エ 情報

(ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

なお、雨を要因とする特別警報が発表された場合は、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当。

(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、町から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(エ) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(カ) 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害の発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危機度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(ク) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

オ その他

(ア) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

2. 注意報・警報等の伝達の発表基準

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和2年8月6日現在 発表官署 福島地方気象台

川俣町	府県予報区		福島県	
	一次細分区域		中通り	
	市町村等をまとめた地域		中通り北部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	広瀬川流域＝16.3, 女神川流域＝7.3, 三百川流域＝6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	18m／s
	暴風雪		平均風速	18m／s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平　地：12 時間降雪の深さ 25 c m 山沿い：12 時間降雪の深さ 35 c m
	波浪		有義波高	—
高潮		潮位	—	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	67
	洪水		流域雨量指数基準	広瀬川流域＝13, 女神川流域＝5.8, 三百川流域＝4.8
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m／s
	風雪		平均風速	12m／s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平　地：12 時間降雪の深さ 10 c m 山沿い：12 時間降雪の深さ 20 c m
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8 m／s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 40 c m 以上 ②積雪 50 c m 以上で日平均気温 3℃ 以上の日が継続	
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が－8℃ 以下、又は－5℃ 以下の日が数日続くとき	
	霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が－2℃ より高い場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

【特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

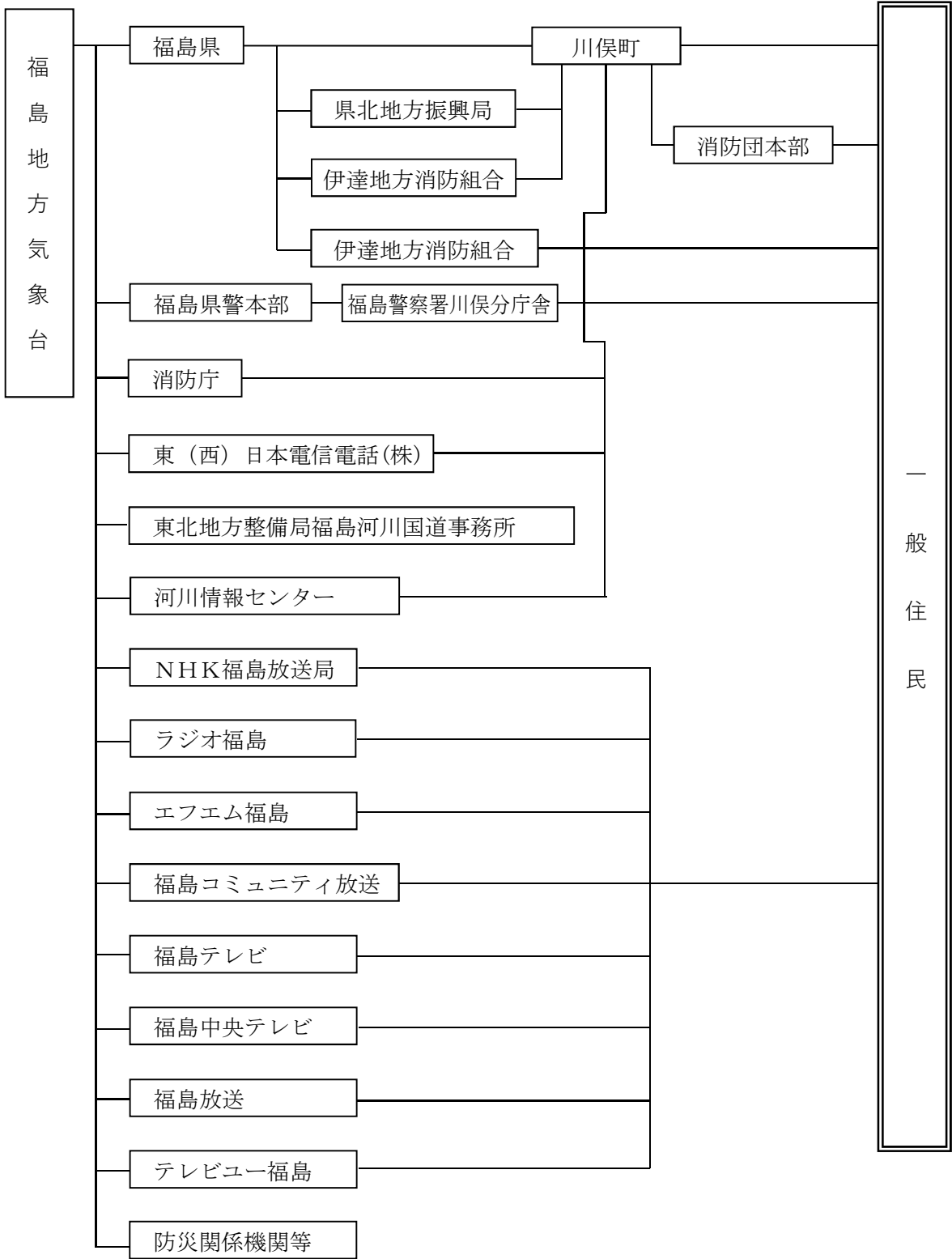
(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

【(参考) 雨に関する川俣町の50年に一度の値】 令和4年3月24日現在

50年に一度の値	48時間降水量 (mm)	329
	3時間降水量 (mm)	103
	土壌雨量指数	211
警報基準	土壌雨量指数	98

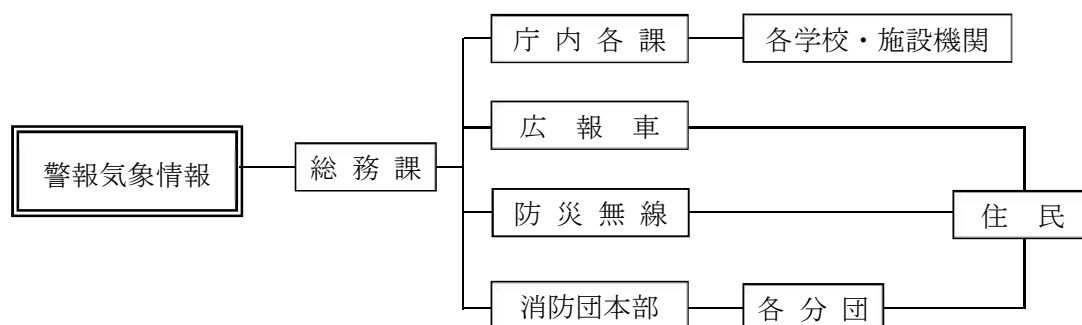
※ 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象とする。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

3. 警報の伝達系統 [消防交通班、関係機関]

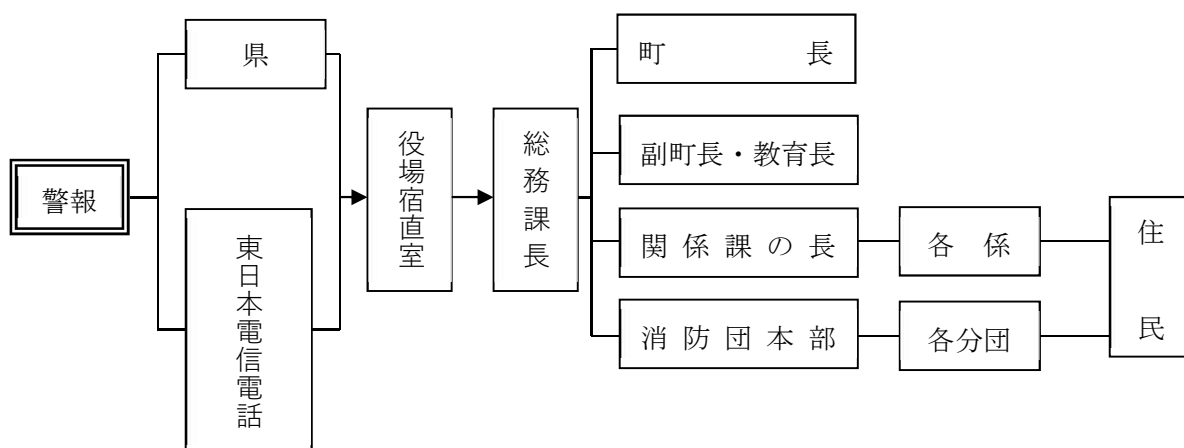


4. 町における気象等の警報の伝達 【消防交通班】

(1) 平常勤務時における伝達



(2) 休日及び勤務時間外における伝達（警報のみ伝達するものとする）



第2 災害情報、被害報告の収集及び通報の要領

災害情報及び被害報告の収集要領は次のとおりとする。

なお、被害の状況掌握は、災害応急対策の基本となるものであるので、その調査に当たる者は迅速かつ的確に掌握するものとする。

1. 被害状況の収集・報告 【各班】

(1) 災害が発生した場合、災害対策本部の事務分掌（災害対策本部が設置されていない場合は、町行政組織規則等に基づく事務分掌）により所管する事項について各班が、その被害状況を掌握する。各班が掌握した被害の状況は、各班長が取りまとめ、総務部長（総務課長）に報告するものとする。

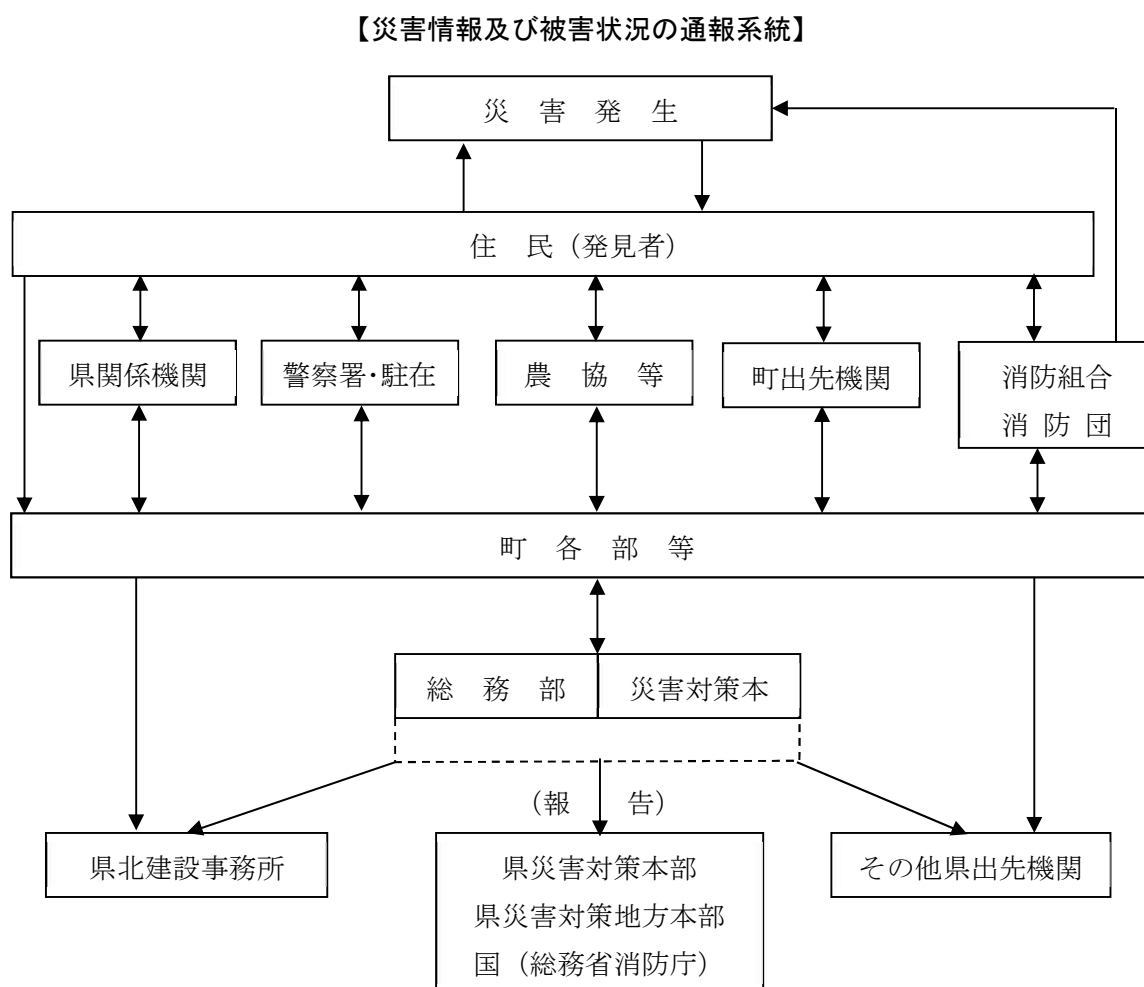
また、災害発生初期においては、人的被害、住家等の被害を中心に医療施設、電力、通信等の生活関連施設の状況を収集するものとし、必要に応じて警察署、その他関係機関と密接な連絡を取り、必要な情報収集に努めることとする。

上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

- (2) 班長は、自班に直接関係のない被害について報告を受けたときは、これを各担当班長に伝達するものとする。
- (3) 町は、災害情報及び被害状況の通達系統により報告することとするが、県北地方振興局へ報告することができない場合は、直接、県の災害対策課へ報告を行うものとし、また、県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況の報告を行うものとする。
- (4) 火災が多発、あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに電話により県の災害対策課及び国（総務省消防庁）に報告するものとする。

2. 二次災害情報の収集 【各班】

災害対策本部は二次災害につながる事象や、土砂災害、建築物倒壊のおそれがあるケース等現場の情報を各所管班の踏査により収集するとともに、住民等からの情報を各機関を通じ収集するものとする。



※県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする。）。

3. 収集すべき情報(収集先) [各班]

(1) 被災直後

- ア 人的被害(伊達地方消防組合、保健福祉部、警察署)
- イ 建物被害(伊達地方消防組合、建設水道部)
- ウ 道路被害(建設水道部、警察署)
- エ 医療機関情報(伊達地方消防組合、保健福祉部、医師会、歯科医師会)
- オ 避難状況、避難所・避難場所情報(各部、町内会)
- カ ライフライン被害(各部、東北電力、東日本電信電話(株))
- キ 二次災害情報(土砂災害等)(気象台、建設水道部)

なお、情報の収集に当たっては、国、県、自衛隊、消防団、自主防災組織、自治会等の協力も得て行うものとする。

(2) 応急復旧時期

- ア 交通情報
- イ 物資、応援情報
- ウ 各種復旧見通し
- エ その他必要な情報
- オ 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、資料編(資料7-4)の「被害の認定基準一覧」によるものとする。

第3 県への報告

1. 報告の担当者 [消防交通班]

県への報告は、本部長(町長)の指示に基づき消防交通班長が行う。

2. 報告相手先及び報告の方法等 [消防交通班]

- (1) 町の県への報告に当たっては、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。
- (2) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。
- (3) 加入電話等が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、福島地区非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用する。
- (4) 通信が全て不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣するなど手段を尽くし報告する。
- (5) なお、いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行う。
- (6) また、火災が同時多発、あるいは災害により多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策課へ報告するものとする。

【被害状況の報告先】

県

N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

国（消防庁等）

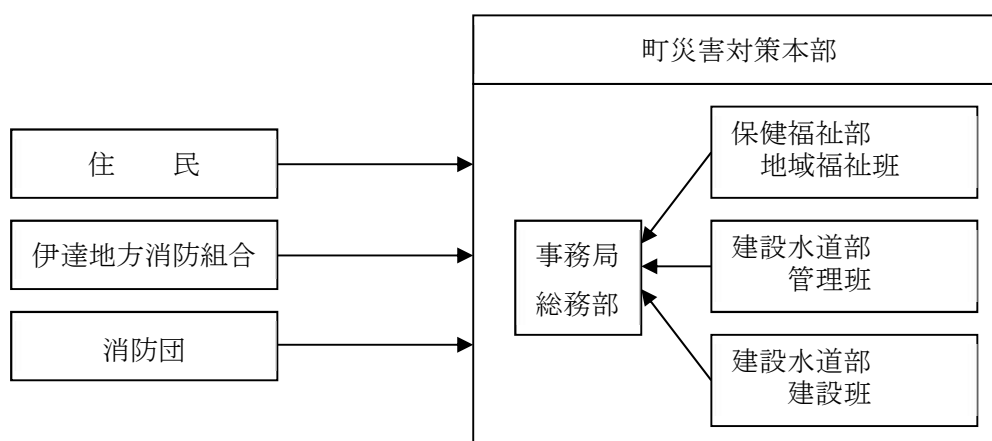
区分		平日（9:30～18:30） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは、内線から無線への乗入れ番号

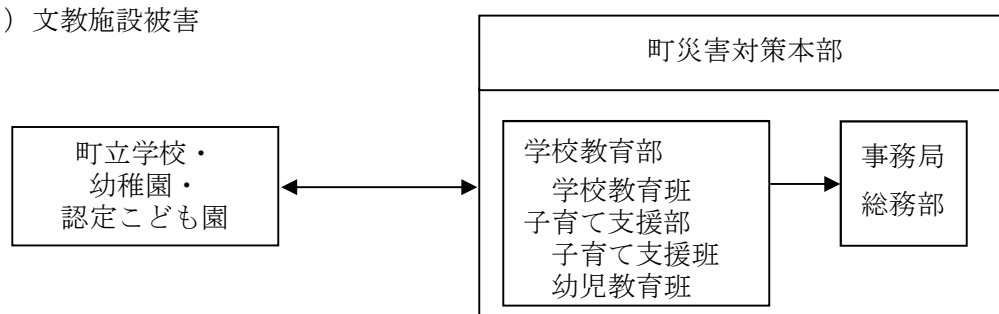
※県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする。）。

3. 被害区分別報告系統 【各班、関係機関】

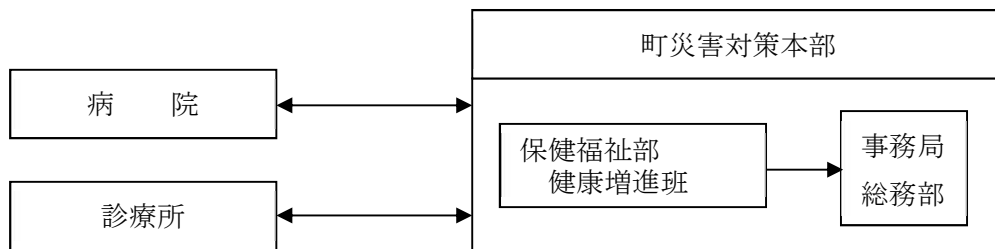
（1）人的被害、建物被害等



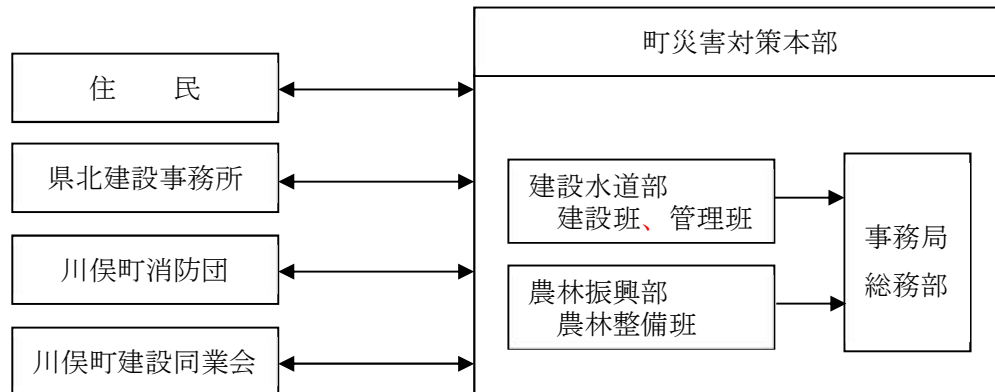
（2）文教施設被害



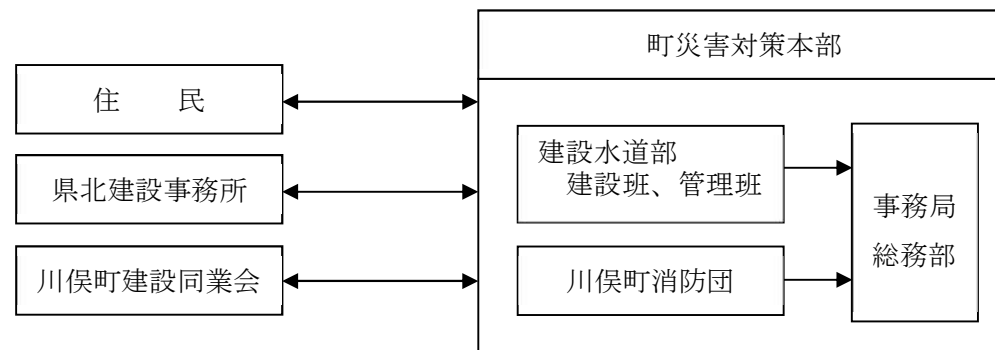
(3) 病院被害



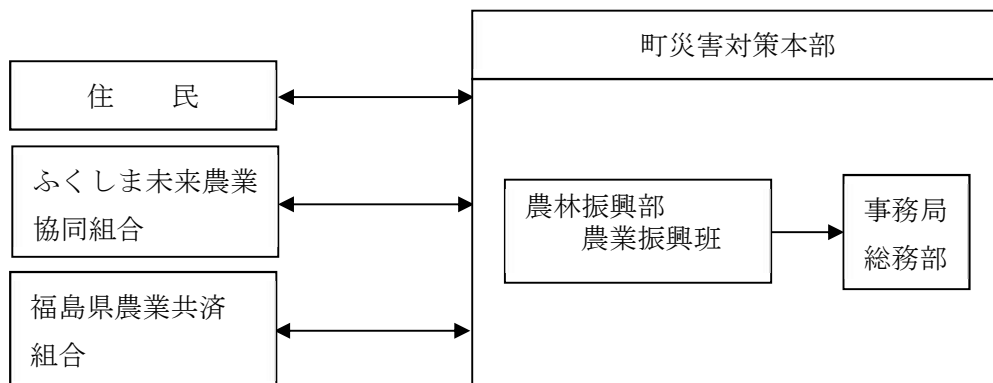
(4) 道路、橋梁被害



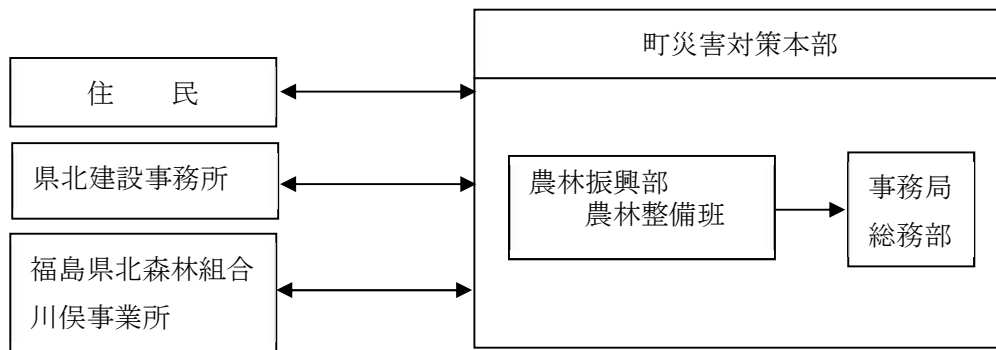
(5) 河川被害、その他水害被害



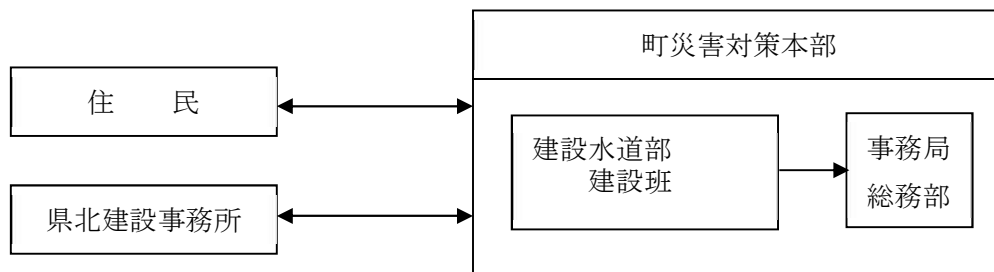
(6) 農産被害、畜産被害



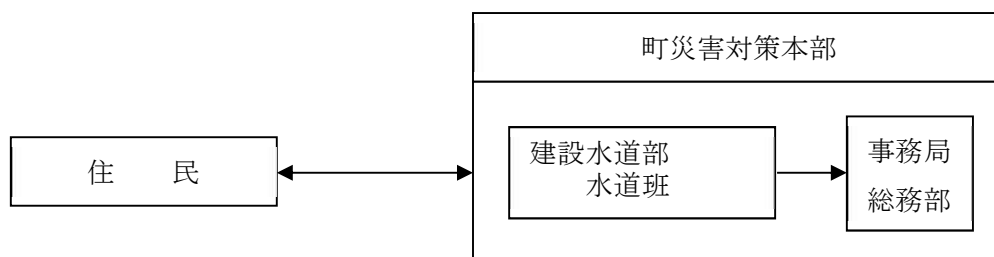
(7) 森林被害



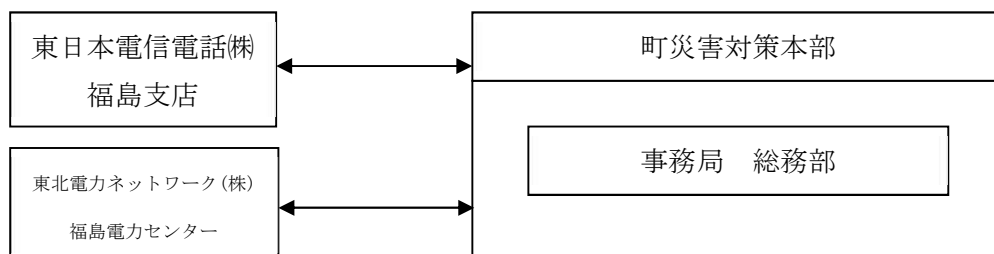
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、なだれ災害の被害



(9) 上水道施設被害



(10) 電話・電力施設被害



4. 報告の内容と種類 [消防交通班]

町は、県に被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を町に連絡する。

消防交通班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況の取りまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。

報告の種類及び様式等は以下のとおりである。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害速報）

被害が発生した場合に直ちに行う。

なお、報告すべき被害の程度については住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う。なお、被害が拡大する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う。

(2) 報告の様式

ア 報告様式は、別に定める被害報告書様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。そのため町及び防災関係機関はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、緊急用電話を確保し、通信従事者を配置するなど迅速かつ円滑な通信体制の確立に努めるものとする。

また、災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1. 通信順位 [消防交通班、デジタル推進班]

災害対策本部と防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段は、原則として以下の順位により確保する。

- (1) F A X等の優先利用
- (2) 非常、緊急通話の利用
- (3) 警察、消防通信の利用

2. 指定電話・連絡責任者の指定 [消防交通班]

(1) 指定電話

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

指定電話は、原則としてN T T登録の「災害時優先電話」を充て、一般業務での利用を制限する。

(2) 連絡責任者

町及び防災関係機関は、災害時の各機関相互の通信連絡を確保するため、各々連絡責任者を定める。

なお、連絡責任者は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

3. 災害時の通信連絡 [消防交通班、デジタル推進班、防災関係機関]

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（N T T加入電話）、無線通信及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) N T T加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町が管理する携帯電話を使用する場合も、「災害時優先電話」を利用できる。

※「非常通話」・・・天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話であって、

他の通話に優先して接続する通話（電波法）

「緊急通話」・・・ 公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする通話（非常通話を除く）で他の通話に優先して接続する通話

なお、「非常通話」「緊急通話」は、「災害時優先電話」の通話による。

- (5) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

4. 通信の統制 [各通信施設管理者]

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信規制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

5. 有線通信が途絶した場合の措置 [消防交通班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎]

有線通信が途絶又は混乱している場合は、以下の方法による。

- (1) 県、隣接市町村及び防災関係機関との連絡

福島県総合情報通信ネットワークを利用して行う。（なお、一斉通信に関しては県災害対策課あてに依頼する。）

福島県総合情報通信ネットワーク等が途絶し、通信手段が確保できない場合は、県に要請するとともに情報連絡員（リエゾン）の派遣を受ける。

- (2) 町災害対策本部と出先機関との連絡

町防災行政無線及び災害情報システムにより行うものとする。

- (3) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話、防災行政無線及び行政無線等が使用不能になったときは、福島地区非常通信協議会構成員の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

- (4) 通信施設所有者の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連絡を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

- (5) 福島警察署川俣分庁舎及び伊達地方消防組合通信無線の利用

町は、非常災害時に加入電話及び県防災行政無線、町防災行政無線、町行政無線が使用不能となった場合には、災害対策基本法第57条の規定に基づき福島警察署川俣分庁舎及び伊達地方消防組合の通信施設の使用を要請するものとする。

- (6) 伝令による連絡

通信機器の配備のない場所、又は確実性を必要とする場合は伝令による。伝令には原則として自転車又はバイクを使用し、自動車は使用しない。この場合、携帯ラジオ、あるいは無線機等を携行するものとする。このため総務班長は、必要な自転車及びバイクの配備及び調達体制について整備しておくこととする。

第2 町防災行政無線等の運用

【消防交通班】

災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、町防災行政無線、行政無線及び防災情報システムを活用し行う。

なお、町防災行政無線の運用については、以下の規程により運用する。

- 1 川俣町防災行政無線局管理運用規程〔移動系〕（資料編（資料1-4））
- 2 川俣町防災行政無線局運用細則〔移動系〕（資料編（資料1-5））
- 3 防災行政無線局（陸上移動局）庁舎外設備管理運用規程（資料編（資料1-6））

第3 東日本電信電話(株)福島支店の措置

1. 加入電話輻輳時の緊急通話の確保 【東日本電信電話(株)福島支店】

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。
- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、災害用伝言板（スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。
※災害用伝言板（Web171）、災害用伝言板（スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（スマートフォン）については㈱NTTドコモ社の提供サービス

2. 東日本電信電話(株)の無線の運用 【東日本電信電話(株)福島支店】

ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話（最大8回線及びインターネット1回線）を確保する。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

県をはじめとする各機関等への応援要請は、総務部長が本部長（町長）の指示に基づき行う。

第1 県及び市町村との相互協力

1. 県及び市町村との相互協力 【消防交通班、関係各班】

（1）県に対する要請

県知事に対して災害対策基本法第68条の規定により応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、知事に対して、以下に記載する事項を明らかにし県総合情報通信ネットワーク又は加入電話により応援要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

また、県との情報伝達を速やかに行うため、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

なお、県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

（2）相互応援協定先市町村に対する要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された相互応援協定等に基づき、協定先市町村等に対し応援を求めることができる。なお、協定書は資料編（資料5-1）のとおりである。

（3）他の市町村への応援要請

町長は、災害対策基本法第67条の規定により、町において災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要と認められるときは、相互応援協定を締結していないほかの市町村長に対し応援を求めることができる。応援を求める場合には、以下に記載する事項を明らかにし加入電話等により応援要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、機関

オ その他必要な事項

(4) 遠方からの避難者の受入れ

県又は被災市町村、協定締結市町村から避難者の受入れの要請を受けたときは、町の状況等を勘案し、可能な限り避難者の受入れを行う。

避難者の受入れに際しては、県又は被災市町村と協議を行い、避難者の輸送、避難所の開設・運営補助、食料及び生活必需品等物資の供給等を行う。

2. 福島、宮城、山形広域圏災害応援協定による要請 【消防交通班】

町長は、町に災害が発生し独自では十分な対応ができない場合には、協定に基づき広域圏連絡市町村（福島市又は二本松市）を經由し、又は被災市町村以外の市町村に応急対策の要請をすることができる。この場合、以下に記載する事項を明らかにし加入電話等により応援要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需品資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする機関

構成 3県 33市町村

福島県 福島市、伊達市、二本松市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市、相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

宮城県 名取市、亘理町、山元町、岩沼市、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

山形県 米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町

第2 国に対する応援要請

1. 町長の応援職員派遣要請 【消防交通班】

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2. 手続き 【消防交通班】

町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、町は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 自衛隊の災害派遣要請

〔消防交通班、県、陸上自衛隊福島駐屯地〕

本章第9節による。

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

1. 町の応援要請 〔消防交通班〕

町長又は消防本部長(以下、「町長等」という。)は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請するものとする。

2. 知事の応援要請 〔消防交通班〕

- (1) 知事は、町長等から応援要請を受けた場合は、消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、町長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、隣接市町村長等からの情報等により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対し、応援要請を行うものとする。この場合、知事は、町長等に対し、速やかに応援要請を行った旨の連絡をする。
- (3) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知があった場合には、速やかに町長等に連絡する。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊が出動した場合は、緊急消防援助隊受援計画防援助隊の迅速かつ的確な活動を確保するため、「福島県」に基づき、消防応援活動調整本部を設置する。

第5 町内の公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的団体、民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

1. 町内における公共的団体 〔地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、農林整備班〕

伊達医師会、川俣町赤十字奉仕団、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会

2. 町内における自主的防災組織 〔消防交通班〕

婦人防火クラブ、自主防災組織等

3. 協力を得る業務 〔消防交通班、地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、農林整備班〕

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること

- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること

第6 他の地方公共団体への応援

【消防交通係】

他の地方公共団体において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災地方公共団体から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合は可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

その場合、全庁的な支援体制が必要なときは、災害対策本部における事務分掌に準じて、全庁的な体制により応援を行うものとし、それに至らない場合には、消防交通係を窓口として、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各課へ伝達依頼するものとする。

なお、直接各課へ被災市町村等から要請があった場合は、要請を受けた課で対応するものとし、その実施内容については、消防交通係へ連絡するものとする。

第6節 災害広報

災害時には住民に対して、的確な情報を迅速に伝えることが二次災害や混乱の早期鎮静に重要である。

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ（多重放送含む）の広報番組、さらにコミュニティ放送等の協力を得ながら広報活動を行う。

また、被災直後と復旧期など状況に応じた広報手段の選択が必要となる。このため、各機関と災害時の広報内容や広報手順について、あらかじめ調整しておくものとする。

第1 災害広報担当

【文書広報班、デジタル推進班】

- 1 災害対策本部における災害広報は、文書広報班長が担当する。また、パソコン通信、インターネット等の高度情報通信網については、デジタル推進班長が担当する。
- 2 各防災関係機関においては災害広報担当部門を定め、自らの業務内容につき、必要な広報を行うものとする。
- 3 公共放送機関等との間においては、川俣町防災会議との間であらかじめ協定を締結し、その締結した協定に基づき災害広報を行い、災害対策本部から要請があったときは、広報に協力するものとする。

第2 町の広報活動

1. 広報内容 【文書広報班】

広報が必要な情報内容は災害の時期によって推移するが、おおむね以下の情報を広報する。

（1）災害発生前～被災直後

住民がパニックに陥らないために必要な情報を迅速に広報し、沈着冷静な行動を求める。

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び災害警備活動に関する情報
- イ 出火防止（漏ガス、感電、漏油等の注意）及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難指示、避難先情報
- エ 指定した避難所以外に避難した被災者への支援情報
- オ 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- カ 防疫に関する情報
- キ 二次災害危険の見通し
- ク 安否情報
- ケ ライフライン、交通機関の稼働状況及び通行規制の状況に関する情報
- コ 交通渋滞、電話混雑等への協力依頼
- サ 義援物資、義援金の取扱いに関する情報

- シ 犯罪防止、流言飛語の防止に関する情報
- ス ボランティアに関する情報
- セ その他の応急対策活動状況の他、必要と認められる情報

なお、被災していない地区の状況についても、状況問い合わせ、安否確認のための電話の殺到、被災地への車の流入等を極力防止するため、状況が判明し次第、安心情報として積極的に広報を行うよう努める。

(2) 救援復旧段階

- ア 安否情報
- イ 援助救援情報
- ウ 復旧の見通し情報
- エ 臨時災害相談所の開設情報
- オ 被災者への支援策に関する情報（各種特例措置、融資・貸付制度、弔慰金・見舞金・支援金等）

2. 災害情報等の収集 【文書広報班】

文書広報班長は、消防交通班長が収集した災害情報を基に被害状況を調査する担当班と連絡をとり、被害現場の状況及び推移を的確に把握するものとする。

3. 情報の発信と広報の方法 【文書広報班、デジタル推進班】

- (1) 収集した情報及び災害対策本部における応急対策を報道機関に発表するとともに、町広報車等による広報を行うものとする。
- (2) 必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。
- (3) 広報は災害の状況に応じて、防災行政無線、町広報車、ラジオ、テレビ、登録制メール、インターネット（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など）等により迅速的確に行うものとする。

なお、インターネットを利用して広報を行う場合には、以下の点に留意する。

- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。
- ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

- (4) (3) によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報等各種問い合わせ先を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク会社等の協力を求めて的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- (5) 広報車による広報では音声のみによらず、できるだけビラ、チラシなどの印刷物を配付し、伝達情報の正確性を確保する。

- (6) 印刷物の配付については、町内会等自治会組織を通じて行うなど、確実性を図る。
- (7) 救援復旧段階では「広報かわまた災害復旧速報版」を1日1回ずつ作成し、配送、FAX送信などにより避難所に配付・張り出しを行い、安定した情報提供に努める。
- (8) 町及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。
- (9) 次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。
 - ア 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報
 - イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施

4. 情報の的確な伝達 【文書広報班】

被災者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

なお、町外の遠方に避難した避難者に対しても、情報の共有化を図るため、広報誌などの直接送付を行う。

- (1) 避難誘導段階
- (2) 避難所設置段階
- (3) 避難所生活段階
- (4) 仮設住宅設置段階
- (5) 仮設住宅での生活開始段階等

第3 災害記録映像の撮影及び収集と提供

【文書広報班】

- 1 文書広報班長は、災害現場を写真等で撮影するとともに、各班の被害状況調査に際して撮影した写真等を収集するものとする。
- 2 文書広報班長は、収集した写真等について報道機関等から求めがあったときは、必要に応じて提供するものとする。

第4 災害広報活動計画の整備

【文書広報係】

文書広報係長は、次の項目につき、あらかじめ広報活動計画を定めておくものとする。

- 1 災害情報等を収集するための班員、写真等撮影のための班員等
- 2 各課、公民館等が管理する車両で、災害広報に使用できる車両の把握及び人員等の運用計画の整備
- 3 公共放送機関との連絡体制の整備

第5 報道機関への発表・協力要請

1. 町の発表 [文書広報班]

(1) 本部設置前

町長若しくは総務課長の指示により、文書広報係長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

文書広報班長が直ちに共同会見所を設置し、災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。発表は原則として本部長（町長）の決定に基づき共同記者会見方式で行うが、その際、内容の相違を避けるため関係機関とあらかじめ連絡協議して被害情報の統一に努めるものとする。

(3) 発表の形式の統一化

発表に当たっては、的確に事実を伝えられるよう、広報文例をあらかじめ整備しておくものとする。

2. 緊急放送等の要請 [文書広報班]

町は、緊急時における情報連絡手段として、関係機関の協力によりラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。このため、協定の締結と要請の方法、範囲、要請の手続き等について今後協議を進める。

第6 市町村間の協力による広報

[文書広報班]

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した町に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第7 防災関係機関の広報活動

[防災関係機関]

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町及び報道機関に広報を要請する。

1. 福島警察署川俣分庁舎

福島警察署川俣分庁舎は、町災害対策本部、伊達地方消防組合、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- (1) 災害の状況及びその見通し
- (2) 避難・救援活動に関すること
- (3) 道路通行規制に関すること
- (4) その他の警察措置に関すること

2. 東日本電信電話（株）福島支店

東日本電信電話（株）福島支店は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限

を行ったときはトーキー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由・内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他の事項

3. 東北電力ネットワーク（株）福島電力センター

感電事故及び漏電による出火を防止するため、さらに停電の状況や復旧について、利用者に対し次の事項について広報活動を実施する。

- (1) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、通報を依頼すること
- (2) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること
- (3) 災害発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- (4) 停電区域
- (5) 停電事故復旧状況
- (6) 停電事故復旧見込み

4. プロパンガス事業者

プロパンガスによる災害を防止するため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等、あらゆる手段により広報活動を行う。

- (1) 災害発生時
 - ア ガス栓を全部閉めること
 - イ ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
 - ウ ガス使用を止めること
- (2) ガス使用再開時
 - ア 設備を点検し安全を確認するまで使用しないこと

第7節 水防計画

この計画は、大雨等による洪水に際し、水災を警戒、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、町内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための水防団（消防団）及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものであり、詳細は川俣町水防計画書による。

第1 水防の責任

〔消防交通班、管理班、建設班、県北建設事務所、町消防団〕

町は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分には果たすべき責任を有する。また、県においては水防法第3条の6の規定により町が行う水防活動が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第2 水防組織

1. 水防組織の概要 〔各班〕

（1）水防組織の概要

川俣町水防本部の概要は、第2編第2章第1節第4の川俣町災害対策本部の組織編成に準じる。

（2）町水防本部の役割

町の水防事務を総括する。

地方水防本部（県北建設事務所）との密接な連絡のもとに、水防団（消防団、以下「水防団等」という）への出動命令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施する。

（3）水防組織間の連絡

ア 町水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部（県北建設事務所）を通じ水防本部（県土木部）に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 町水防本部は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制を取るものとする。

第3 水防活動

1. 監視、警戒活動 〔消防交通班、管理班、建設班、県北建設事務所、町消防団〕

水防管理者（町長）は、水防警報等の通報を受けたときは、直ちに水防団長（消防団長）に対しその通報を通知し、必要団員に河川の巡視を行うよう指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに県北建設事務所に報告し、県北建設事務所長は県水防本部に報告するものとする。

2. 水防活動の実施 [消防交通班、建設班、県北建設事務所、町消防団]

水防管理者（町長）は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防団（消防団）により水防活動を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに県北建設事務所に報告し、県北建設事務所長は県水防本部に報告するものとする。

第8節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、災害当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を最優先投入して、救助活動を実施する。

町及び伊達地方消防組合は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行うことが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等における救助活動

〔自主防災組織、事業所、住民〕

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し、早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町における救助活動

〔消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団〕

- 1 町は、伊達地方消防組合及び町消防団と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況については、逐次、県に報告するものとする。
- 2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所

- (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 町は予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
 - 建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めていくこと。
 - (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
 - (3) 自主防災組織、事業所及び町民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
 - (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
 - (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 伊達地方消防組合による救助・救急活動

1. 救助・救急活動 【伊達地方消防組合】

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2. 救助・救急における出動 【伊達地方消防組合】

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3. 救急・救助体制の整備 【消防交通班】

町は、学校、公民館及び自治会集会所等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防組合の協力のもとに消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

4. 搬送 【伊達地方消防組合】

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として収容医療機関に搬送する。
- (2) 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないように、毅然たる態度で活動する。

5. 救助活動状況の記録及び報告 【伊達地方消防組合】

救助活動を実施したときは、伊達地方消防組合は、救助活動記録簿（資料編（資料9-2-2））により活動状況を記録し、本部長（町長）に報告するものとする。

第4 広域応援

【伊達地方消防組合】

伊達地方消防組合は、大規模な災害が発生し、消防組合のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて町長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

なお、消防組織の受援については、広域受援計画に基づいて行う。

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

【消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団】

1. 救出対象者

(1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合、又は山津波により生き埋めになったような場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される場合

イ 行方は判っているが生命があるかどうか明らかでない場合

2. 救出の期間

災害発生の日から3日（72時間以内）

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合において人命及び財産を災害から保護するため、県を通じ自衛隊の派遣を要請するものとする。

第1 災害派遣要請の要求

[消防交通班]

1. 災害派遣要請の基準

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

自衛隊の派遣を要請する場合の基準は、おおむね次の場合とする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 水害が発生し、又はそのおそれがあるときで、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 災害派遣要請の範囲

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの、(救急患者、薬等の救急搬送等)については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付及び譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条)
- (12) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安措置及び除去)
不発弾の処理は、警察本部(生活環境課)が窓口となる。

- (13) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- a 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - b 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (14) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要領

【消防交通班】

1. 要請手続

- (1) 本部長（町長）は、総務部長に命じ福島県県北地方振興局長を経て県知事（危機管理総室）あて（2）の事項を明記した文書をもって行う。文書の提出部数は2部とする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県防災行政無線又は一般加入電話等により、直接知事（危機管理総室）に依頼し、事後速やかに文書を提出する。この場合、速やかに福島県県北地方振興局長へ連絡する。災害状況、派遣要請の判断は、警察署、国・県機関等との連絡を密にし、迅速に行うものとする。なお、派遣要請時に町長不在等の非常時においては、第1位 副本部長（副町長）、第2位 副本部長（教育長）、第3位 総務部長の順に判断するものとする。

- (2) 災害派遣を要請する際には、次の事項を明示する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

(ア) 災害の種類

(イ) 被害発生場所

(ウ) 被害発生原因

(エ) 被害の状況

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項

2. 直接要請

町長は、1の要請ができない場合は、陸上自衛隊福島駐屯地司令に対して、災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、この通報を受けた陸上自衛隊福島駐屯地司令は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがない場合は、人命又は財産の保護のため、部隊を派遣するものとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

【陸上自衛隊福島駐屯地 連絡先】

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

TEL 024-593-1212 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

第3 自衛隊の自主出動

1. 初動における情報収集 【陸上自衛隊福島駐屯地】

(1) 情報の収集

町を災害派遣隊区とする部隊長は、担当する災害派遣隊区において大規模な災害が発生したとの情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに県知事、町長及び関係機関へ伝達するものとする。

2. 災害派遣の自主出動 【陸上自衛隊福島駐屯地】

天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請あるいは町長からの通知を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請あるいは通知を待たずに部隊等を派遣することができる。

この場合、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後、町長の派遣要請依頼に基づき県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については以下に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められていること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第4 災害派遣部隊の受入体制

災害対策本部は、派遣部隊の活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、次の措置を取るものとする。

1. 関係機関の協力 【消防交通班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県】

本部長（町長）、県知事、警察機関、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び

災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用に関して緊密に連絡協力するものとする。

2. 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除 【消防交通班、県】

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3. 作業計画及び資材等の準備 【総務班、消防交通班、県】

- （1）消防交通班長は、県北地方振興局、県災害対策課及び福島駐屯部隊と連絡を取り、作業計画とともに、必要とする資機材等の調達等の計画を立てる。
- （2）総務班長は、消防交通班長の計画に基づき必要資機材を調達する。
- （3）消防交通班長は、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- （4）派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
- （5）総務班長は、消防交通班長の計画に基づき現地派遣員の割り振りを行う。

【自衛隊の作業計画の内容】

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 作業箇所及び作業内容 |
| イ | 作業の優先順位 |
| ウ | 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 |
| エ | 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |

4. 町における自衛隊との連絡体制の確立 【消防交通班】

本部長（町長）は、消防交通班長を窓口とし、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置を取れるよう連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

5. 派遣部隊の受入れ 【消防交通班】

（1）受入体制の準備

町長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

ア 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 臨時ヘリポート

※イからオまでについては、避難所あるいは避難場所等との調整を図り、公共施設あるいは町有地を中心として随時選定するものとする。

(2) 派遣部隊の受入れ

- ア 消防交通班長は、災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行い、又は警察官等に要請する。
- イ 災害現地には連絡所を設け、その所在地を明確にするとともに、災害地の地図等を準備し、作業地区毎に現地連絡責任者を置く。
- ウ 作業実施期間中は、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整の上、作業の推進を図る。
- エ 現地と災害対策本部との通信連絡は、「第4節 通信の確保」に定めるところにより行う。

6. 県への報告 [消防交通班]

消防交通班長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について、県北地方振興局を通じ県に報告する。

第5 自衛隊による災害派遣活動の内容

[陸上自衛隊福島駐屯地]

自衛隊において行う災害派遣活動の内容は、おおむね次のとおりであり、具体的には別表のとおりである。

- 1 人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、車両、航空機による救援、救助、輸送及び無線機による通信支援等
- 2 福島駐屯部隊
普通科連隊のほか施設部隊を有し、機械力による大規模な土木作業、車両による土砂運搬作業、人員輸送作業、舟艇による人員・車両運送、組立橋梁による架橋作業、軽無線機による通信支援、特殊技術による支援作業等

【自衛隊の災害派遣活動】

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・艦艇・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索援助(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動などに優先して実施)
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、街路上の転覆トラック・崩土等の排除、除雪等(ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合)
診察・防疫・病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は町が準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線通信支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る)
炊飯及び給水の支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による。(ただし譲与は、県、町その他の公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
通行規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

〔陸上自衛隊福島駐屯地〕

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を取ることができる。この場合において、当該措置を取ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限、禁止及び退去命令
- 他人の土地等の一時使用

- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置を取ることができる。

第7 緊急輸送等の場合のヘリポート

1. 臨時ヘリポート [消防交通班]

緊急輸送等を必要とする臨時のヘリコプターの発着所の設定基準は、資料編（資料7-3）に示すとおりである。

2. ヘリポートとしての使用時の措置 [消防交通班]

(1) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運航上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らない。

(2) 散水車等の配車

臨時ヘリポートのうち、学校の校庭は砂ぼこりが立つので、伊達地方消防組合又は建設水道部に消防ポンプ車・散水用車両等の出動を要請する。

第8 派遣部隊の撤収

[消防交通班、県]

災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊派遣の必要がなくなったと認められる場合に、速やかに文書をもって知事に対し行うものとする。ただし、撤収に当たっては、県及び関係機関と十分な事前協議を行うものとする。

第9 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1. 県、町の負担 [消防交通班、県]

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2. 部隊の負担 [陸上自衛隊福島駐屯地]

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損料、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、町及び防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害時において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、避難行動要支援者を含む要配慮者への情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について、特に配慮が求められる。

第1 避難指示等

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1. 避難の実施機関 【消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、県、陸上自衛隊、防災関係機関】

（1）実施の責任者及び基準

避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため危険の切迫する前に十分な余裕をもって、住民を安全な場所への避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められる場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供や避難行動支援対策に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の主体的・積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

る。

町は、避難指示等について、「第1章第12節第1 第1 避難計画の策定」で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早期となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

町は、避難指示及び解除を実施しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

なお、町職員が補助執行機関として指示等を行った場合は、実施後直ちにその旨を町長に報告する。

【避難の実施責任者】

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等 避難（警 戒レベル 3）	町長	高齢者等は危険な 場所から避難、高齢 者等以外も必要に 応じ避難の準備・自 主的に避難する	人的被害の発生する可能性が高ま った場合において、避難行動に時間 を要する者が避難行動を開始する 必要があると認められるとき
避難の指 示等（警 戒レベル 4）	町長 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、急を要すると 認められるとき
	知事 （災害対策基本法第60条）		災害の発生により、町がその全部又 は大部分の事務を行うことができ なくなったとき
	知事及びその命を受け た職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫 していると認められとき
	知事及びその命を受け た職員又は水防管理者 （水防法第29条）		洪水又は高潮のはん濫により著し い危険が切迫していると認められ るとき
	警察官 （災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き 先の指示	町長が避難のための立退き若しく は「緊急安全確保」を指示すること ができないと認めるとき 町長から要求があったとき
	警察官 （警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の 措置	重大な災害が切迫したと認めると きは、警告を発し、又は特に急を要 する場合において危害を受けるお それのある者に対し、必要な限度で 避難の措置をとる
緊急安全 確保（警 戒レベル 5）	自衛官 （自衛隊法第94条）	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場 合において、警察官がその場にな い場合に限り、災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官は避難について 必要な措置をとる
	町長 （災害対策基本法第60条）	高所への移動、近傍 の堅固な建物への 待避等緊急安全確 保措置	災害が発生し、又はまさに発生しよ うとしている場合において、避難の ための立退きを行うことによりか えって人の生命又は身体に危険が 及ぶおそれがあると認めるとき

2. 避難指示等の要否を検討すべき情報

(1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

(2) 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期雨量指標と60分間積算雨量等の短期降雨量指数を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当時から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 指定行政機関等による助言

避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村に積極的に助言するものとする。

各災害に関する避難指示等が発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、

3. 避難指示等の発令判断基準 [消防交通班、県、防災関係機関]

「避難指示等の判断・伝達マニュアル【水害/土砂災害】（令和4年2月 川俣町発行）」を参照のこと。

4. 避難指示等の伝達方法 [消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、県、陸上自衛隊、防災関係機関]

(1) 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民に周知する。避難の必要がなくなったときも同様とする。

伝達の方法については、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達やLアラート、携帯電話への緊急即報メール、お知らせメール配信サービス「インフォ@かわまた」、川俣公式ライン「ka-LINE」等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。避難指示等を実施する者は、以下の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ 災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の存在
- カ 災害の概要
- キ その他避難に関する情報

(2) 関係機関への連絡

町長が避難指示を発令したとき、また、警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により必要に応じて関係機関等に対し連絡する。

- ア 県の関係出先機関、警察署又は交番等に連絡し協力を求める。
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所として利用する学校、公民館、集会所、公共機関の施設等その施設の管理者等に対し連絡し協力を求める。

ウ 隣接市町村への連絡

避難のため隣接市町村の施設を利用する必要がある場合、又は避難の誘導、経過等によって協力を求める必要がある場合は、当該隣接市町村に対し必要な事項を連絡し協力を求める。

(3) 県への報告

避難のための立ち退き並びに立ち退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事(災害対策本部情報班)に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

ア 避難指示等の有無

イ 避難指示等の発令時刻

ウ 避難対象地域

エ 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路

オ 避難責任者

カ 避難世帯数、人員

キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事(災害対策本部情報班)に報告しなければならない。

(4) 県の措置

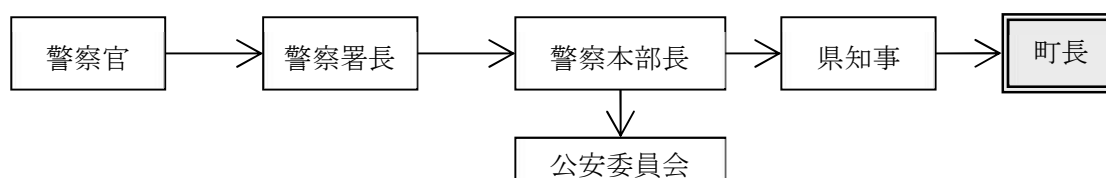
県は、町又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示及び「緊急安全確保」の指示を行った場合は県地域防災計画に定める災害広報等の措置を行うものとする。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(5) 警察官及び自衛官の措置の報告系統

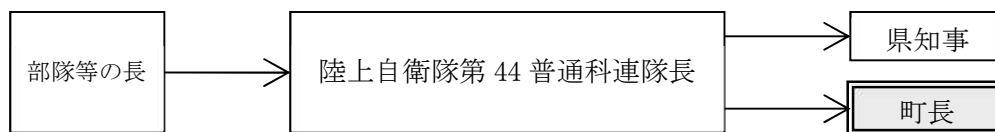
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



ウ 自衛官の措置



5. 特別警報発令時の措置 【消防交通班、文書広報班、防災関係機関】

気象庁から特別警報が発表された時点においては、既に町等が高齢者等避難又は避難指示を行っていることが予想される。

町は、特別警報が発表された場合、まだ避難を行っていない住民等に対しては、現在における気象等の状況を考慮し、指定避難所へ向うことが可能であれば指定避難所へ向うようにし、豪雨などで既に家の外へ出ることが危険と判断されるときは、屋内のより安全な場所に留まるよう住民に対し広報を行う。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、町長（本部長）及び設定権者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1. 警戒区域の設定権者 【消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊】

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第23条の2及び第28条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、ただし町長、警察官が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 町が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

2. 指定行政機関等による助言 【消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊】

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3. 警戒区域設定の周知 【消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊】

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1. 実施機関 [消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊]

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、又は危険が迫った場合に行うもので、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次責任者としての本部長（町長）及び避難指示等を発令した者が、その措置に当たるものとする。

2. 避難誘導 [総務班、消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊]

(1) 避難誘導者

避難の誘導は、警察官、消防団員及び本部長（町長）が命じた本部班長、班員が行うものとする。

(2) 避難の誘導

指定緊急避難場所・指定避難所に誘導するときは、避難経路の広報を行うなど混乱しないよう、以下の事項に留意して迅速に誘導するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。

ウ 選定した避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、建設水道部に対して避難道路の確保等を要請する。

エ 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障がい者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。

オ 誘導中は事故防止に努める。

カ 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行う。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとし、危険の切迫の状況にもよるが、おおよそ次のようなものとする。また、平常時より非常用袋を用意しておくよう啓発に努める。

ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ 3日分程度の食料及び飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類、下着類1組及び必要に応じ防寒具

エ 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）

オ 最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は医薬、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具類及び通学用品、マスク・消毒液等）

(4) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。

ア 傷病者（妊産婦を含むものとする）

イ 高齢者

- ウ 歩行困難な者
- エ 乳幼児
- オ 児童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(5) 避難経路の情報集約と避難者への提供

福島警察署川俣分庁舎及び道路管理者は、避難経路の確保のため、通行可能な道路情報を県（災害対策本部）に集約し、町及び避難者へ情報の提供を行う。

(6) 避難道路の通行確保

警察官等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

3. 避難に関する報告 【消防交通班】

避難が行われたときは、避難指示の有無、避難指示の発令時刻、避難地区名、避難先、避難責任者、世帯数、人員、経緯、状況、避難解除時刻等を県に報告するものとする。

第4 避難行動要支援者等対策

1. 情報伝達体制 【地域福祉班、町民班、町内病院等施設管理者、町内社会福祉施設】

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、避難行動要支援者名簿を活用し、直接あるいは加入電話、広報車、防災行政無線等によって、民生委員、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町は、個人、団体のボランティアの協力や、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2. 避難及び避難誘導 [地域福祉班、町民班、町内病院等施設管理者、町内社会福祉施設]

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を指定緊急避難場所・指定避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の要配慮者利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、指定緊急避難場所・指定避難所又は福祉避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、個別避難支援計画（個別計画）を活用するとともに、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3. 避難移送 [地域福祉班、関係機関]

高齢者、幼児、傷病者、病院等の入院患者等自ら避難することができない者については、一般輸送業者の協力を求めるなど、あらゆる手段を講じ移送するものとする。

第5 広域的な避難対策

1. 県内市町村間の避難調整 [消防交通班、管理班、関係各班、県]

(1) 町の役割

町は、大規模災害により町域を越えた広域避難を行う必要がある場合には、県に対し報告するとともに、必要に応じて受入先確保の要請を行う。

町は、広域避難の際、町内の同一地域コミュニティ単位で指定避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した指定避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 町が受入元となる場合の役割

広域避難を受入れる町は、指定避難所の開設や被災市町村と協力して指定避難所の運営を行う。

(3) 県の役割

県は、大規模災害により町から町域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、町からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入れが可

能な市町村を調査、選定し、町と受入先市町村との調整を行う。

2. 県外避難の調整 【消防交通班、管理班】

町は、被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）に対し、受入先となる都道府県との調整及び被災者が避難を行うための輸送手段の調達などの支援を要請する。

3. 広域的な避難の方法 【消防交通班、管理班、関係各班、県】

(1) 広域的な災害による避難指示が出された場合、住民は原則として最寄りの広域避難場所又は安全区域に自主的に避難する。

(2) あらかじめ指定する区域に対して、広域的な災害による避難指示が出された場合、町は区域内の指定緊急避難場所へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察署、伊達地方消防組合、消防団及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、その都度指定された広域避難場所に誘導する。

また、要配慮者に対する避難誘導に当たっては、情報の伝達、指示方法、移動等について十分配慮するとともに、自主防災組織等の住民組織の協力を得るものとする。

(3) 警察署長は、避難道路等の要所に誘導員を配置し避難誘導に当たる。

(4) 消防長（分署長）及び消防団長は、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を町長、警察署長等に通報するものとする。

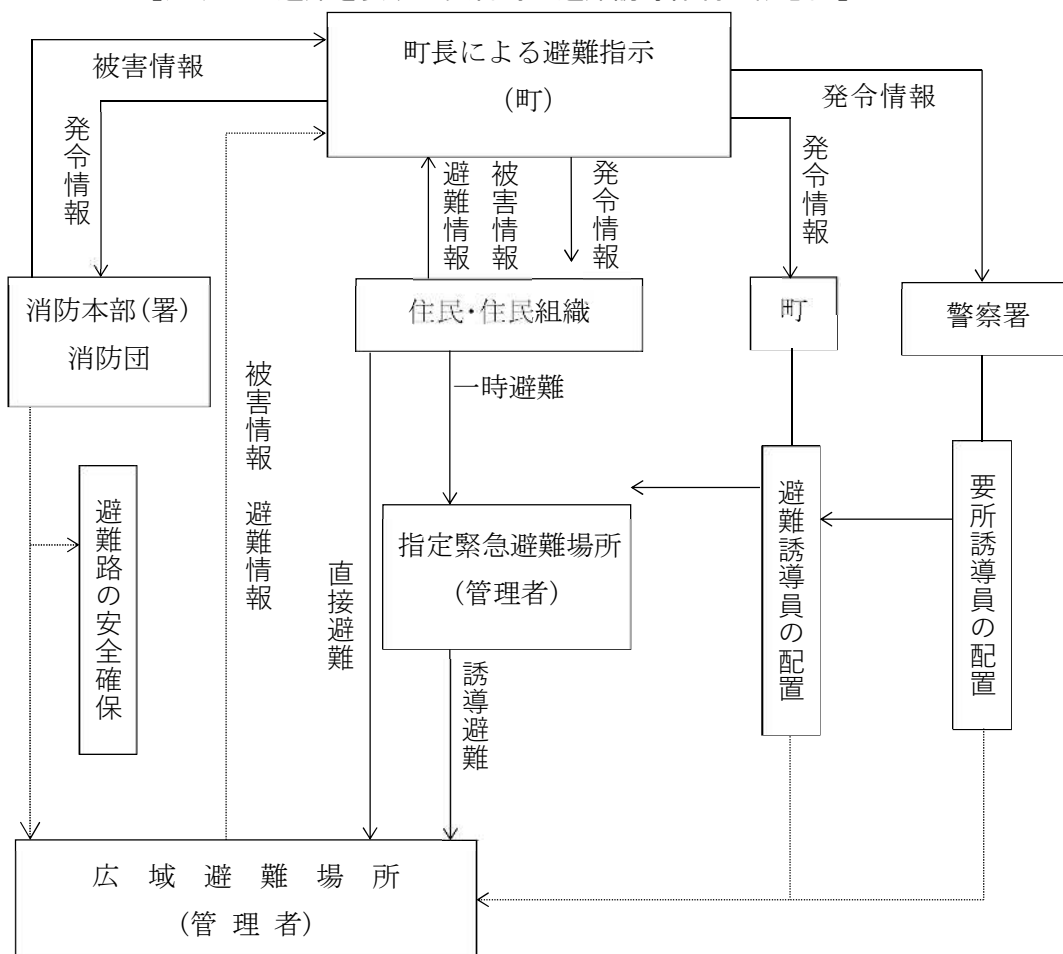
また、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路の安全を最優先してその確保に努める。

(5) 町、警察署、消防団、自主防災組織及び住民は、障がい者や高齢者等いわゆる「要配慮者」については、可能な限り早めに避難させる。

4. 病院、社会福祉施設等の要配慮者の広域避難 【消防交通班、地域福祉班】

町は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、県（災害対策本部避難支援班、保健福祉部各班）及び関係団体と十分に連携して、必要に応じて入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施に当たる。

【広域的な避難を要する災害時の避難誘導体制の概念図】



第6 安否情報の提供等

1. 照会による安否情報の提供〔消防交通班、管理班、関係各班、県〕

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷
又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2. 被災者の同意又は公益上必要と認める場合〔消防交通班、管理班〕

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第11節 指定緊急避難場所の開設及び指定避難所の設置・運営

指定緊急避難場所は、災害が発生又は発生するおそれがある場所にその危険から逃れるための避難場所として、町長が指定している。

指定避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護するための施設として町長が指定している。

第1 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

町が指定している緊急避難場所の詳細については、資料編（資料3-11）に示す。

第2 指定避難所の設置

1. 実施機関 [総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班]

(1) 指定避難所の設置は、本部長（町長）が実施するものとする。

(2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(3) 大規模災害などで町域を超える広域避難が必要となり、町で開設する指定避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2. 指定避難所の所在地及び名称等 [消防交通班]

指定避難所は、次に掲げる学校、公民館等を指定するが、これらの建物で不足する場合は、地区集会所、神社、寺院その他の施設を利用し、又は野外に応急仮設小屋等の一時避難所を設けるものとする。

町が指定している指定避難所の詳細については、資料編（資料3-11）に示す。

3. 本部長（町長）の措置 [総務班、消防交通班]

本部長（町長）は、地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先名簿等により把握しておき、災害が発生し、指定避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

4. 指定避難所の開設 [総務班、地域福祉班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班]

本部長（町長）は、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

指定避難所の開設は、本部長（町長）がそれぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させ

る。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者、勤務職員、又は最初に到着した町職員（特別非常参集職員）が実施する。

また、指定避難所を設置した場合は、原則として各指定避難所に町職員等を維持、管理のための責任者を指定し、施設管理者や避難住民等と連携して指定避難所の運営を行うものとする。

指定避難所においては、避難者に係る情報の把握に努めるものとする。

5. 指定避難所の周知 【消防交通班、文書広報班、デジタル推進班】

本部長（町長）は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに県をはじめ福島警察署川俣分庁舎、自衛隊等関係機関に連絡する。

6. 県への報告 【消防交通班】

指定避難所を開設した際には、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

【開設報告事項】

- | |
|------------------|
| ① 指定避難所開設の日時及び場所 |
| ② 箇所数及び受入人員 |
| ③ 開設期間の見込み |

7. 指定避難所における措置 【総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

指定避難所における本部長（町長）の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

（1）被災者の受入

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（2）被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に對して協力を求めるものとする。

（3）負傷者に対する医療救護措置

（4）被災者に対する生活必需物資の供給措置

（5）被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

（6）感染症対策

町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、指定避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

8. 他の施設の利用 【消防交通班】

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

第3 指定避難所の運営

1. 指定避難所運営の方法 【総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

(1) 本部長（町長）は、指定避難所を開設し住民を収容したときは、各指定避難所毎に避難所及び避難住民の管理並びに災害対策本部との連絡を行うための避難所駐在員を置くものとする。避難所駐在員は、災害対策本部及び支部の職員から本部長（町長）が命ずるものとする。

また、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置について協議する。

(2) 町長は、「避難所運営マニュアル」をもとに、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て指定避難所の運営を行う。

なお、学校が指定避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、指定避難所の運営を行う。

(3) 自治会、自主防災組織、ボランティア等は、指定避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

(4) 指定避難所においては、被災者が自主的、自発的に円滑な避難所運営や、避難所生活のルールづくり、生活環境を向上するための活動を行えるよう、避難所毎に避難所運営委員会を設置する。避難所運営委員会を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(5) 指定避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は指定避難所の運営を行う。

2. 避難状況の記録及び報告 【総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

避難が行われたときは、避難所駐在員は直ちにその状況を指定避難所の設置及び収容状況（資料編（資料9-3-7））により記録するとともに、本部長（町長）あてに報告するものとする。

3. 整備帳簿類 【総務班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班】

指定避難所を開設したときは、各指定避難所毎に次の帳簿を備え、避難所駐在員はその整備を行うものとする。

(1) 避難所収容者調書（資料編（資料9-3-5））

(2) 避難所用物品受払記録簿（資料編（資料9-3-8））

(3) 避難所用施設及び器物借用記録簿（資料編（資料9-3-9））

4. 住民の避難先の情報把握 【消防交通班】

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5. 指定避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 【総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

(1) 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、指定避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を順次講じる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機具

エ 洗濯機・乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク インターネット情報端末

ケ 簡易台所、調理用品

コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性。食料の確保、配食等の状況、し尿ごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

6. 男女共同参画の視点に基づく避難所運営 【総務班、地域福祉班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

7. 要配慮者対策 [総務班、地域福祉班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班]

(1) 指定避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を指定避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の指定避難所に高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努めるとともに、可能な限り福祉施設等に移送するよう努める。

(2) 医療（助産）・救護・介護・援護措置

町は、医療（助産）・救護を必要とする者に対して、医療（助産）・救護活動のできる指定避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、指定避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

さらに、町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、指定避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神医療等によりメンタルヘルスクア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

(6) 福祉避難所への移送

指定避難所に避難している要配慮者について、必要に応じて福祉避難所への移送を行う。

8. 指定避難所以外の被災者への支援 [総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班]

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、指定避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関との連携、連絡先の広報等を通ずるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎、保健センター等）に避難した者については、指定避難所に避難するよう求める。

9. 災害救助法が適用された場合の実施基準 【総務班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

(1) 指定避難所受入対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 自己の住家に被害を受けないが災害に直面し、応急的にいるところがない者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が出た場合

(イ) 避難指示は発せられないが緊急に避難することが必要である場合

(2) 指定避難所設置基準

ア 指定避難所設置費（実施基準表による）

イ 設置費目

(ア) 「指定避難所」設置・維持・管理のための人夫賃

(イ) 消耗器材費（ムシロ・床又は間仕切り用の板・釘・ローソク・清掃用具等）

(ウ) 建物器物等使用謝金

(エ) 燃料費

(オ) 仮設設置費（仮設炊事場及び便所を含む）

(3) 指定避難所開設期間

災害発生の日から7日以内

第12節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

〔健康増進班、伊達医師会、県北保健福祉事務所、町内医療機関〕

町は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、県北保健福祉事務所、伊達医師会等関係機関と連携し、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

収集した被害情報については、県北保健福祉事務所に報告する。

第2 医療（助産）救護活動

応急医療・救護は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うこととなる。

1. 初動医療体制〔健康増進班、伊達地方消防組合、伊達医師会、県北保健福祉事務所〕

（1）医療対策本部の設置

保健福祉部長は、本部長（町長）の指示があった場合、又は必要があると認めた場合は、本部に保健センター所長（保健福祉部長）を長とする町医療対策本部を設置し、医療、救護活動に関し指揮に当たる。

（2）救護班、医療救護班の編成

ア 救護班

（ア）災害が発生し応急医療、救護が必要と認められるときは、保健センター所長は町職員で構成する救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

（イ）救護班は、医療を要する被災地の区域を数箇所に区分し、一つの区域につき5～8名の人員をもって班を編成する。（災害の規模、被災地の状況によっては人員数を増減する。）

（ウ）救護班の責任者

各救護班には、責任者を定める。救護班責任者は同対策班員を指揮し、重症患者等の移送、医療対象者の把握、医薬品等の充足状況の把握等に当たるとともに班長に連絡する。

また、医療実施状況、医師の派遣要請の必要性等について班長に連絡する。

イ 医療（助産）救護班

保健福祉部長は、本部長（町長）と協議し状況に応じ必要と認めた場合、伊達医師会の協力を得て医療（助産）救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

なお、伊達医師会は自ら必要と認めた場合は、本部長（町長）の要請を待たずに収容医療機関の受入体制の確立及び医療（助産）救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。この場合、伊達医師会は直ちに本部長（町長）に通報するとともに、看護要員、事務、連絡要員等の派遣を要請するものとする。医療（助産）救護班の編成については、医師会が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

また、医療（助産）救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、医療（助産）救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施できるものとする。

ウ 救護所の設置

(ア) 設置場所

保健福祉部長は、本部長（町長）と協議し医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、伊達地方消防組合、伊達医師会、歯科医師会、警察署等の協力を得て救護所を設置する。

(イ) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営は、保健センター所長の指揮により同班が他班の協力を得て行う。

エ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医療救護班が救護所において、以下のとおり実施する。

(ア) 傷病者の傷害等の区分の判別

(イ) 病院等への移送順位の決定

(ウ) 傷病者に対する応急処置

(エ) 死亡の確認

オ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長（町長）が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。

(3) 伊達地方消防組合は応急措置等を行うため、医療救護班と協力し対応に当たる。

(4) 県への応援要請

災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の規模が広範にわたり医療を要する者が多数である等により、多数の医師・看護師等を必要とするときは、本部長（町長）はその旨を県に報告し、協力を要請するものとする。

要請の内容等：派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等人員）、必要な救護班数（県又は日赤の救護班をいう。）、医療救護活動を必要とする期間、救護班の設置場所、その他必要事項

県は、町から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

【災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容】

- ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
- イ 各DMAT本部における統括及び本部業務
- ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）
- エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
- オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
- カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等

【医療救護班の業務内容】

- ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。

また、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

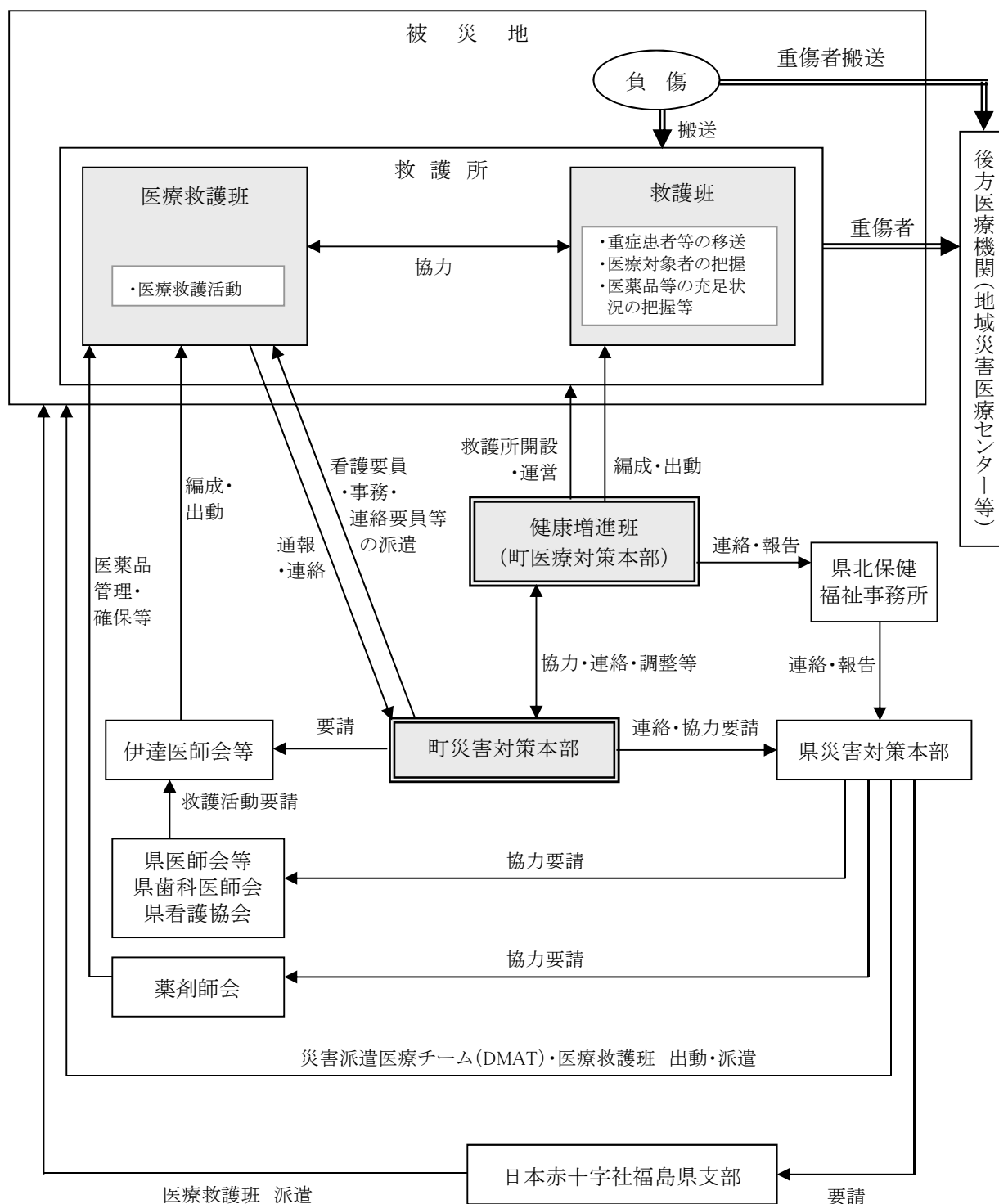
県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求めるものとする。

県（保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

（５）県北保健福祉事務所との連絡体制

保健センター所長は、上記医療救護体制を取る場合は本町を所管する県北保健福祉事務所に状況を速やかに連絡するとともに、応援要請の必要に備え逐次状況を連絡するものとする。

【医療救護活動の流れ】



2. 助産 【健康増進班、伊達医師会】

災害時における助産は、本部長（町長）が行う。

なお、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うこととなる。

（1）助産の実施

災害が発生し、災害対策本部が設置された場合の助産は、保健センター所長が担当する。

ア 助産対象者

災害のため助産の途を失った者で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩し、現に助産を要する状態にある者とする。

イ 助産の実施方法

被災地において助産を要する者がいるときは、保健センター所長は救護班に保健師を加えて派遣するとともに、被災地の状況に応じ至近の産院、助産師にも助産の要請をするものとする。

ウ 産婦の移送

被災地において直ちに病院、医院、産院等に移送を要する産婦がいる場合は、伊達地方消防組合に救急車の出動を要請するほか、病院の車両の出動を要請するなどの方法により行う。

エ 助産実施の報告

助産を実施した場合、救護班の責任者は、助産の実施について保健センター所長に報告するとともに、助産台帳（資料編（資料9-6-1））及び医薬品衛生材料受払簿（資料編（資料9-6-4））を整備し、所長を経て本部長（町長）に報告するものとする。

第3 傷病者等の搬送

1. 傷病者搬送の手順 【地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、伊達地方消防組合】

- （1）原則として被災現場から救護所までは、警察官、自主防災組織、住民ボランティア等の協力を得て伊達地方消防組合が実施する。
- （2）救護所から収容医療機関への搬送については、救護所にて医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、トリアージを実施して後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断して、搬送の必要がある者について、保健福祉部及び伊達地方消防組合が、県、自衛隊、その他関係機関の協力を得て行う。
- （3）被災地において、直ちに病院等に移送を要する患者が発生したときの移送は、地域福祉班や健康増進班が、伊達地方消防組合の協力を得て行う。
- （4）伊達地方消防組合は、隣接市町村を含めて後方医療機関との受入れの連絡に当たる。
- （5）重症者などの搬送については、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。
- （6）重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として福島県立医科大学付属病院（基幹災害拠点病院）や二次保健医療圏単位に設置されている福島赤十字病院（地域災害拠点病院）へ行う

2. 医療スタッフ等の搬送 【健康増進班】

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 収容医療機関

1. 収容医療機関の受入体制の確立 【健康増進班】

保健センター所長は、病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者の収容医療機関を確保するとともに、医師、看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

2. 収容可否施設の把握 【健康増進班、伊達地方消防組合、県北保健福祉事務所】

保健センター所長は、伊達地方消防組合及び県北保健福祉事務所と協力して、収容医療機関の収容状況を常に把握し、救護所、医療救護班、救護班及び関係部署に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に重傷病者が振り分けて収容されるよう指示するものとする。

第5 医薬品等の確保

【健康増進班】

保健センター所長は、医療に必要な医薬品、衛生材料等を確保するため、常にその調達先を把握しておくものとし、災害時において必要なときは調達するものとする。

県に対し、災害時医薬品等の供給要請を行う場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により行うものとし、その際、県北保健福祉事務所が窓口となる。なお、県北保健福祉事務所に被災等何らかの理由で連絡が取れない場合は、県保健福祉部薬務課に連絡する。

第6 血液製剤の確保

【健康増進班】

町は、県及び日本赤十字社福島県支部を通して血液製剤を確保する。

県は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- 1 被害の軽微な地域に血液センターの採血車の出動を要請し、住民の献血による血液の確保に努める。
- 2 近隣都県及び日本赤十字社福島県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第7 人工透析の供給確保

〔健康増進班〕

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第8 広域的救護活動の調整

〔地域福祉班、健康増進班〕

町は、災害発生時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑にできない場合には、近隣市町又は県内、県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

第9 応急医療実施の報告

〔健康増進班〕

応急医療対策班の責任者は、応急医療実施について応急医療実施状況記録簿（その1）、同（その2）、医薬品衛生材料受払簿（資料編（資料9-6-2、資料9-6-3、資料9-6-4））により記録するとともに、その概要を保健センター所長に報告するものとする。保健センター所長は、該当報告を取りまとめ直ちに本部長（町長）に報告するものとする。

第10 災害救助法が適用された場合の実施基準

1. 医療救護 〔地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、県〕

（1）医療対象

災害のため当該地域医療機関の医療機能が停止し、又は診療能力をはるかに超える数の患者、若しくは重症患者が発生したような場合で、応急的医療を必要とする状態にあるにも関わらず災害のため医療の途を失った者であること

（2）医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（3）医療費の限度

- ア 救護班（県又は日赤の救護班）、医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 一般病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内

- ウ 施術者による場合
当該地域における協定料金額以内

(4) 医療実施期間

災害発生の日から14日以内

2. 助産 【健康増進班、伊達医師会】

(1) 助産の対象

- ア 災害のため、助産の途を失った者であること
- イ 現に助産を要する状態の者であること
- ウ 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であること
- エ 被災者であるか否かを問わない。また、本人の経済的能力の如何を問わない。

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置（新生児に対する沐浴を含む）
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産費の限度

- ア 救護班による場合
使用した衛生材料の実費
- イ 産院その他医療機関による場合
使用した衛生材料及び処置費の実費
- ウ 助産師による場合
当該地における慣行料金の8割以内の額
- エ 助産実施期間
分娩した日から7日以内

第13節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は下記2のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1. 実施機関 [総務班、消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関]

災害時における緊急輸送は、本部長（町長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うこととなる。災害対策本部においては、総務班長が担当する。

2. 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲 [消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関]

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）のための輸送
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 遺体の搜索のための輸送
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

3. 緊急輸送活動の対象 [消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関]

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、通行規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

4. 輸送に当たっての配慮事項 【消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関】

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1. 緊急輸送路の確保 【管理班、各道路管理者】

(1) 道路の優先順位

建設水道部長は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路を次により確保する。

ア 本部長（町長）の指示に基づき、あらかじめ指定している路線から順次確保する。

イ 地域によって指定の路線から確保することが困難な場合、若しくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じ指定路線以外のその他の路線の中から確保する。

(2) 道路確保作業の内容

建設水道部長は、本部長（町長）の指示があった場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

ア 緊急輸送路の被害状況を関係機関等の協力を得ながら確認し、本部長（町長）に報告する。

イ 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他の部等又は県、自衛隊等他の機関等に応援を要請する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

2. 輸送拠点・集積場所 【消防交通班】

災害時において調達した物資等や他市町村からの救援物資を受入れ保管し、さらに町内各地域へ配付するための仕分け等を行う大規模物流施設として、中央公民館等、また、物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として必要箇所を指定するものとする。

3. 臨時ヘリポートの開設 【消防交通班】

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長（町長）の指示によるものとする。

総務部長は、本部長（町長）の開設の指示に備えて臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

第3 輸送手段の確保

災害時における被災者、避難者及び災害対策要員の移送並びに災害救助物資等の緊急輸送の迅速、確実を期し応急対策の円滑な実施を図るものとする。

1. 町の確保体制 [総務班、消防交通班、管理班、建設班、まちづくり推進班、各班、町内輸送関係機関]

緊急輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに被災地の交通事情等を勘案し、最も適切な方法により行うものとする。

(1) 車両による輸送

ア 人員、物資の優先輸送

(ア) 人員の優先輸送

優先輸送対象はおおむね次のとおりである。

- A 災害対策本部員
- B 消防職員及び消防団員
- C 災害応急措置を行う要員
- D 公共施設の応急復旧作業員
- E 救出された被災者

(イ) 物資の優先輸送

優先輸送対象物資はおおむね次のとおりである。

- A 食料及び飲料水
- B 医薬品及び防疫物資
- C 生活必需品
- D 災害復旧用資材
- E 車両用燃料

(ウ) 集積場所及び要員の確保

物資の集積・配分業務を円滑に行うため、集積場所の設定並びに要員（町職員）の派遣を行うものとする。

イ 車両の確保

(ア) 町有車両の配車

総務班長は、災害応急措置に従事する各班長から配車の要請があった場合は、被災地の状況及び輸送人員等を勘案し、使用車両を決定し直ちに配車するものとする。

(イ) 一般営業用車両の確保

被災地の状況及び輸送人員等により、町有車両では輸送できない場合、あるいは町有車両のみでは輸送しきれない場合は、町内外の一般輸送業者等に配車を要請するものとする。借上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

(ウ) 指定公共機関等への要請

緊急に被災者の保護の実施が必要であると認めるとき、町は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人並びに輸送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請することができる。この場合、指定公共機関又は指

定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者の輸送を行うべきである旨を書面で指示することができる。

(エ) 緊急輸送のための燃料確保対策

町有車両その他災害応急対策実施のための燃料については、事前に業者等と協定を行いその確保に努めるものとする。

(オ) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

(カ) 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、襟章、証明書の交付は、原則として県において行う。

(2) 車両以外による輸送

地上輸送が全て不可能となった場合、あるいは山間地へ緊急輸送する場合は、ヘリコプター輸送によるものとし、県、自衛隊に対してヘリコプターの応援要請を行う。

自衛隊への要請の手続き等は、「第9節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行うものとする。

(3) (1) 及び (2) のみで対応が困難な場合は、本部長（町長）が隣接市町村を含め他市町村に協力要請する。

2. 防災関係機関の確保体制 【防災関係機関】

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

3. 緊急輸送路の情報の集約と提供 【消防交通班、管理班、まちづくり推進班、福島警察署川俣分庁舎、町内輸送関係機関】

(1) 福島警察署川俣分庁舎及び道路管理者は、緊急支援物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県（災害対策本部）に集約する。集約した情報をもとに、県は輸送に当たる運送事業者には交通情報を提供する。運送事業者においても、実走に基づく通行可能な道路の情報を県に情報提供し、情報の共有を行う。

(2) 県は、集約した情報に基づき、必要に応じて町へ広域的な見地から緊急通行車両の通行ルートの確保を指示する。

第4 緊急通行車両の確認申請

【総務班】

町保有の自動車に災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき、福島警察署川俣分庁舎に対し事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けることとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

第14節 災害警備活動及び通行規制措置

大規模災害の発生時においては、道路交通を中心とした交通混乱等様々な社会的混乱が予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 大規模災害時に予想される混乱

- 1 電話の輻輳、断線等による混乱
- 2 情報の不足に伴う混乱、デマ、流言飛語による混乱
- 3 避難行動に伴う混乱
- 4 帰宅行動に伴う混乱
- 5 自動車による交通の混乱
- 6 買い出し、旅行者等による混乱

第2 災害警備活動

1. 災害警備体制 [福島警察署川俣分庁舎]

(1) 署員の招集

福島警察署川俣分庁舎は災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部の設置

福島警察署川俣分庁舎は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県警本部と連絡を取り福島警察署川俣分庁舎に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

2. 部隊の運用 [福島警察署川俣分庁舎]

(1) 初期運用

初期の部隊運用に当たっては救助活動、避難誘導、通行規制及び被害の拡大防止措置等を重点とし、必要により警備部隊を集中あるいは分散し運用する。

(2) 第二次運用

初期運用を終了したときはおおむね次の事項を重点とし、現有力、被害の状況等を勘案して適切な配備運用を図る。

第二次運用における重点警備事項は、以下のとおりである。

- ア 木造家屋密集地域等の大火災又は延焼予想地域、危険物施設及びその周辺における危険予防のための避難誘導の警戒活動
- イ 交通検問所における通行規制、検問活動
- ウ 住民避難後の留守家屋等に対する警戒活動
- エ 流言飛語の防止その他民心の安定を図るための広報活動
- オ 防災機関の行う民生安定活動に対する支援活動

カ その他秩序維持に必要な諸活動

3. 災害警備活動 [福島警察署川俣分庁舎]

災害発生時において、町を管轄する福島警察署川俣分庁舎の災害警備活動は、以下のとおりである。

(1) 災害情報の収集

福島警察署川俣分庁舎は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出救助活動

福島警察署川俣分庁舎は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、町と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身元確認等

福島警察署川俣分庁舎は、町と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

福島警察署川俣分庁舎は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険箇所等について、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

福島警察署川俣分庁舎は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、町内の防犯協会各支部等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者ニーズに応じた情報伝達活動の実施

福島警察署川俣分庁舎は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、通行規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

福島警察署川俣分庁舎は、町と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

福島警察署川俣分庁舎は、町内防犯協会各支部、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

(10) 防犯に関する広報の実施

福島警察署川俣分庁舎は、住民に対し、災害関連詐欺などの災害に便乗した犯罪に関する注意などの広報に努める。

第3 通行規制措置

1. 被害状況の把握 [消防交通班、管理班、建設班、福島警察署川俣分庁舎]

町は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、福島警察署川俣分庁舎と連携して、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2. 被災地域への流入抑制と通行規制の実施 [消防交通班、管理班、建設班、福島警察署川俣分庁舎]

福島警察署川俣分庁舎は町と連携して被害状況を把握し、必要な通行規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接、又は近接する市町村の地域に係る災害が発生した場合においても、通行規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、福島警察署川俣分庁舎及び町は、次により緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、通行規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、通行規制については、関係市町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

(2) 通行規制の方法等

ア 標示の設置による規制

福島警察署川俣分庁舎と町は、災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれら周辺の区域、又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における通行規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式は、災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2を参照のこと（資料編（資料9-7-1））

イ 現場の警察官指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

福島警察署川俣分庁舎は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

福島警察署川俣分庁舎は、通行規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の番号標を有しているものを除く）

イ 確認手続き

福島警察署川俣分庁舎は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両の確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第3を参照のこと（資料編（資料9-7-2））

※「証明書」の様式は災害対策基本法施行規則第6条別記様式第4を参照のこと（資料編（資料9-7-3））

(4) 緊急通行車両等の事前届・確認手続

ア 福島警察署川俣分庁舎は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略することができるものとする。

ウ 福島警察署川俣分庁舎は、町と協力し緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要項等の周知徹底を図るものとする。

エ 町においても、町保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき、福島警察署川俣分庁舎に対し、事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けるものとする。

(5) 町の措置

建設班長は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により連絡を受けたときは、警察機関など関係機関と連絡を取り、各班の協力を求め所定の道路標識を設置するなどにより、必要な範囲の規制及び交通禁止の措置を行うものとする。

(6) 応援要請

建設班長は、被害の拡大を防止するための応急措置が必要であり、かつ大規模な対策が必要と認められるときは、その旨を本部長（町長）に報告し、県あるいは自衛隊の応援について要請するものとする。

3. 通行規制時の車両の運転者の義務 【運転者】

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域、又は区間以外の場所へ移動させる。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- (2) 前記（1）に関わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4. 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等 【伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、自衛隊】

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を取ることを命ずることができる。
- (2) 前記（1）による措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置を取るることができる。この場合において、警察官は、当該措置を取るためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記（1）及び（2）を警察官がその場にいない場合に限り、防災派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を取ることを命じ、又は自ら当該措置を取るることができる。
- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第15節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス、避難生活の長期化等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1. 防疫実施の担当 【生活環境班】

被災地区の防疫は、町民税務部生活環境班長が担当するものとする。

なお、災害の規模及び状況により本町のみで実施することが困難な場合は、県又は近隣市町村及び自衛隊等関係機関の応援協力を得て行うものとする。

2. 防疫班の編成 【生活環境班】

町民税務部生活環境班長は、災害の規模及び状況に応じ他班の協力を得て、防疫班を編成し、また、県に準じて災害防疫対策本部を設置する。

さらに、知事の指示に従い、感染症予防委員を置く。

(1) 防疫班

ア 防疫班は、被災地の区域を数箇所に区分し、一つの区域につき5～10名の人員をもって班を編成する。(災害の規模、被災地の状況によっては人員数を増減する。)

イ 防疫班は、被災地において防疫活動に従事する。

ウ 防疫班の編成

(ア) 検病調査担当

- A 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- B 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

(イ) 収容消毒担当

- A 感染症患者等の移送
- B 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

(ウ) 環境防疫作業担当

- A 感染症患者が発生し又は発生のおそれがある地域に対し、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫駆除を実施
- B 上記地域住民に対する清潔保持についての指導

(エ) 飲料水検査担当

- A 被災地の特定建築物及び給水施設等を有する建築物の給水設備及び飲料水（公共機関からの供給部分を除く）の検査
- B 不適施設の改善についての指導

ただし、必要に応じ保健所（県北保健福祉事務所）の指導のもとに行うものである。

(2) 防疫班責任者

各防疫班には責任者を定める。

防疫班責任者は、防疫班員を指揮し防疫活動を行うとともに、防疫の実施状況等について班長に連絡し、その指示をあおぐものとする。

3. 防疫の実施 【生活環境班】

防疫は、次のとおり行う。

(1) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(2) 清潔方法

ア 知事の指示に基づき、町が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 収集したごみ、汚泥、その他の汚物は焼却埋設等衛生的に適切な処分をする。この場合の取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定める基準による。

ウ し尿の処理についてはできる限り、し尿浄化槽又は川俣方部衛生処理組合の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

(3) 消毒方法

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、以下に示す適宜の場所に配置する。

(ア) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒

(イ) 避難所の便所、その他不潔場所の消毒

(ウ) 井戸の消毒

(4) 被災世帯における家屋等の消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配付し、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒について衛生上の指導を行う。

(5) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給時の措置

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時機を失しないよう措置する。

(8) 患者等に対する措置

ア 隔離収容

被災地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに隔離収容の措置を取るものとする。

イ 自宅隔離

隔離施設に収容することができない保菌者については自宅隔離を行うものとし、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するものとする。

(9) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

避難所では、次により避難所の防疫の徹底を図るものとする。

ア 避難者の検病検査

イ 衛生消毒剤散布等

ウ 応急給食従事者の健康診断

(10) 防疫活動状況等の報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の機関、地区の保健委員その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県北保健福祉事務所長を経由して知事あてに報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、生活環境班長は、防疫活動状況報告書、防疫用薬剤及び器具等の受払簿（資料編（資料9-8-1、資料9-8-2））により毎日本部長（町長）に報告するものとする。（なお、防疫班を編成した場合は防疫班責任者が班長に報告する。）

第2 食品衛生監視

1. 食品衛生監視班の編成及び指揮 【生活環境班】

町(町民税務部)は、県北保健福祉事務所長の指示に従い、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自に編成した食品衛生監視班を編成し、食品衛生監視活動を行う。

2. 食品衛生監視活動内容 【生活環境班】

食品衛生監視班は、県北保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

1. 栄養指導班の編成及び派遣 [健康増進班]

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に町の保健師・栄養士等を派遣したり、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2. 栄養指導活動内容 [健康増進班]

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町等が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

[健康増進班]

町の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第5 精神保健活動

1. 精神科医療体制の確保 [地域福祉班、健康増進班]

保健福祉部長は、本部長（町長）と協議し必要と認めた場合、伊達医師会に対し精神科医師の派遣を要請する。

また、必要に応じて県に応援を依頼し、被災地に精神科救護所の設置を要請する。

2. 被災者のメンタルヘルスケア [地域福祉班、健康増進班]

保健福祉部長は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ町保健師を救護所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

また、必要に応じて県に応援を依頼し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）による避難

所等の巡回を要請する。

3. 精神科入院病床及び搬送体制の確保 [地域福祉班]

保健福祉部長は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 防疫及び保健衛生資機材の備蓄及び調達

1. 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策 [生活環境班、地域福祉班、健康増進班]

災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が円滑にできるよう必要量の備蓄を進める。

町所有の消毒用機材・機具は次のとおりである。

- ・噴霧器(肩掛け式) 2台
- ・噴霧器(リヤカー式) 2台

2. 調達計画 [生活環境班、地域福祉班、健康増進班]

生活環境班長は、災害状況を迅速かつ的確に把握し、県及び関係機関との連携を図り防疫資機材の調達に努める。また、薬剤、器具を調達しきれない場合は、県にあっせん調達の要請をするものとする。

第7 防疫及び保健衛生協力体制の確立

[生活環境班、地域福祉班、健康増進班]

災害時、多くの被災者が発生した場合、医療チーム不足のおそれが生じるため、県、関係機関との協力体制の整備を図る。

第8 動物（ペット）救護対策

1. 被災動物（ペット）の保護 [生活環境班、県北保健福祉事務所]

町は、県に協力して、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策、指定避難所や応急仮設住宅での飼養状況の県への情報提供を行う。

県北保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。

2. 避難所における動物（ペット）の適正な飼養 [総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班]

町は、県、獣医師等と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、平常時から飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発を行う。

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の

同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3. 動物（ペット）の管理等 【生活環境班】

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第16節 清掃及び廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

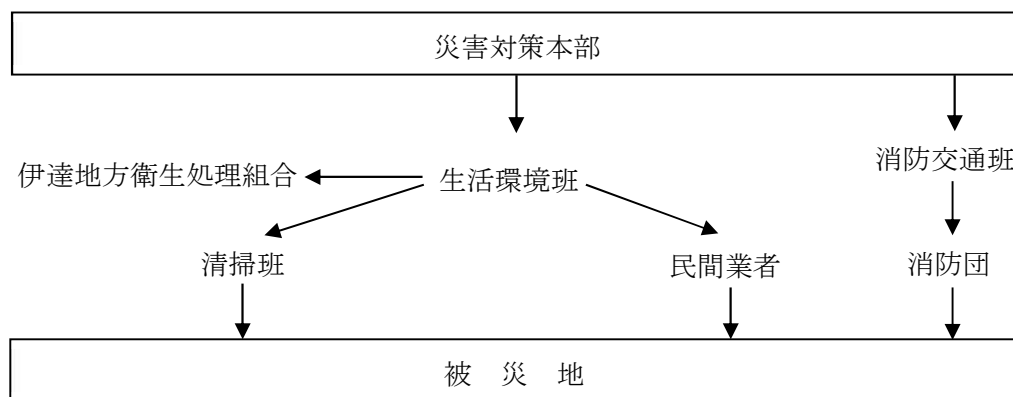
第1 災害清掃の実施

【生活環境班】

被災地における衛生環境の整備のための清掃は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき実施する。

災害清掃は、生活環境班長が担当する。

清掃体制は、下記のとおりとし川俣町消防団に応援を求めるとともに相互に協力し実施する。



第2 清掃班の編成

災害時における被災地の清掃を迅速かつ的確に実施するため、清掃班を編成する。

1. 清掃班責任者 【生活環境班】

各清掃班にはそれぞれ責任者を定める。

清掃班責任者は、清掃班員を指揮し清掃活動を行うとともに、その実施状況等について班長に連絡し、その指示をあおぐものとする。

第3 災害廃棄物処理

1. 排出量の推定 【生活環境班】

災害廃棄物としては、水害等による被災家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス等の破損物等が考えられる。

また、災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。災害廃棄物の推定については、全壊家屋1棟当たり117t、半壊家屋1棟当たり

23 t として推計する。

2. 廃棄物の収集体制 【生活環境班】

町は、被災等における環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常の委託業者による体制に加え、臨時的な関連業者への委託、臨時的雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町からの人員及び器材の応援を求める。

また、町のみで対応できない場合、県に支援を要請し近隣市町村の応援を得て行う。

3. 廃棄物の処理対策 【生活環境班】

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

災害物として排出される廃棄物については、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期における伊達地方衛生処理組合処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として町またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県（環境保全班）、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県（環境保全班、建築班及び救援班）及び町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

4. ごみの一時集積 【生活環境班】

災害の発生により、短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ごみの一時集積場を指定し、被災地域からの搬出を行う。一時集積場の具体的な選定に際しては、環境衛生上他の応急対策事業に支障がないことはもとより、搬入に便利なこと、後に行う焼却、埋め立て等の処理に便利なこと等に留意するものとする。

5. 廃棄物の処理体制 【生活環境班】

廃棄物の処理は、伊達地方衛生処理組合において行うが、処理量の増大により処理ができない場合は、民間最終処分場に協力を求めるとともに、県に支援を要請し近隣市町村の応援

を得て行う。

第4 し尿処理

1. し尿排出量の推定 [生活環境班]

浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要がある。また、大規模な災害時には電気や上水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく町内の全域において町が収集処理しなければならない事態となり、し尿量が増加すると予想される。そのため、緊急時においては民間の収集委託業者をはじめ収集体制の確立を図るとともに、川俣方部衛生処理組合においても施設活用体制の整備に努めるよう要請する。

また、町は水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておくよう努めるものとする。し尿排出量は一人1月分として53リットル程度あるものとする。なお、この被災地帯処理量のほかに、焼失家屋便槽のし尿分が加わるものと考えられる。

2. し尿の収集体制 [生活環境班]

町内の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日を限度として、また、川俣方部衛生処理組合処理場の搬入については計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、他地区の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

また、浸水家屋、倒壊家屋、焼失家屋及び不要となった便槽に貯留されているし尿は、防疫上の観点からできる限り早急に収集・処理する必要があることから、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

このため、町はあらかじめ民間のし尿収集業者、処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

また、収集は町内し尿処理業者により行うが、一時的に処理量は増大すると考えられるため、収集が不可能な場合は、県に支援を要請し近隣市町村の応援を得て行う。

3. 処理対策 [生活環境班]

原則として処理は、川俣方部衛生処理組合において行うが、処理量増大により処理ができない場合は、県に支援を要請し近隣市町村の応援を得て行う。

(1) 避難所等でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより浄化槽機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者、障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、この場合のし尿の収集は、汲み取り式便槽及び仮設トイレを設置した避難所を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水

の汲み置き等を指導しておくものとする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

4. 収集経費 【生活環境班】

災害時における応急し尿収集に要する経費は町が負担することとし、平常収集が可能になったときから個人の負担とする。

5. 仮設トイレの設置 【生活環境班】

総務部長は、大規模な災害が発生し速やかな収集、処理が困難な場合は、本部長（町長）の指示等に基づき仮設トイレを設置し対応する。設置の箇所は、広域避難場所、避難所、その他被災者を収容する施設、集合住宅団地、住宅密集地から優先的に設置する。

また、仮設トイレは民間のリース業者等に協力を求めるものとする。

なお、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

第5 廃棄物処理施設の確保及び復旧

廃棄物処理施設の管理等については、伊達地方衛生処理組合が行う。

1. 事前対策 【伊達地方衛生処理組合】

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の管理を十分に行う。

2. 復旧対策 【伊達地方衛生処理組合】

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村等の処理施設に処理を依頼するなどの方策を取る。なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合には、早急に県（地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処理を講ずる。

第6 応援体制の確保

【消防交通班、生活環境班】

町は被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。

また、町は災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

第7 清掃運搬用車両等

【生活環境班】

町の清掃運搬用車両及びし尿運搬車両は、全て民間業者が保有している。このため、災害が発生した場合、速やかに民間業者に対し車両及び資機材の確保と人員の派遣の協力を求める。このため町は、あらかじめ民間業者に対し、迅速かつ積極的な協力が得られるように協力体制を整えておくものとする。

なお、本町のみで対応が不能と判断される場合は、県に支援を要請し近隣市町村の応援を得て行う。

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、住民に最も身近な行政主体としての町が主体となって救援に当たる。

第1 給水救援対策

災害により給水施設が破壊される等の被害を受けたときにおいて、応急飲料水の供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

本町は、水道水源として河川表流水を使用しているが、さらに非常用水源地及び供給ブロックを設定し、的確な搬送体制により対応していくものである。

1. 実施機関 【水道班】

応急飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。町限りで措置できないときは、他市町村等に応援を要請する。

2. 飲料水供給の概要 【水道班】

町は、県及び国の協力を得ながら風水害等による被災者に対しておおむね当初、最低一人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

3. 飲料水の応急給水活動 【水道班】

災害対策本部においては、建設水道部が必要に応じて給水班を編成し、応急対策を講ずるものとする。

（1）被害状況の調査及び報告

建設水道部長は、給水施設の被害の状況を調査し次の事項について本部長（町長）に報告するものとする。

- ア 配給水施設の被害状況と応急措置の概要
- イ 応急復旧工事の所要箇所数と応急復旧の見込み
- ウ 応急給水の措置概要
- エ その他必要な事項

（2）応急飲料水の確保

被災者に対する応急飲料水確保の場所及び供給ブロックの範囲を定め、円滑な搬送給水を行うものとする。

(3) 補給給水源の確保

ア 町上水道浄水場

大規模災害が発生した場合、建設水道部は浄水場の配水地に貯留を図るほか、応急給水用の水を確保する。

また、このため給水量、給水区域、給水方法等についてあらかじめ定めておく。

イ 受水槽、プール等

状況により関係機関に協力を要請し、貯水槽、小中学校プール、受水槽を補給水源として活用する。この場合、機械的処理（ろ水器等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性の確保に特に留意する。

(4) 給水の方法

ア 給水は、原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給により拠点給水方式で行う。

イ 被災地区に対する搬送給水は、迅速かつ的確に行うものとする。

ウ この場合において、必要に応じ消防署等の保有する給水具等の使用も考慮するものとする。

エ 医療機関、福祉施設等への給水

病院、診療所、重症重度心身障がい児（者）施設及び養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、車両等により給水を行う。

(5) 自衛隊派遣要請

被災地域が広範となり、自衛隊の派遣を要請する必要がある場合は、「第9節 自衛隊派遣要請計画」に基づき要請するものとする。

(6) 給水状況の報告

建設水道部長は、給水車等による搬送給水の状況について、飲料水供給記録簿（資料編（資料9-5-1））により本部長（町長）に報告するものとする。

(7) 住民及び自主防災組織

ア 災害発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。

ウ 地域内の井戸、湧水等を活用し飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

(8) 県への応援要請

町は、必要に応じて、他の市町村の水道事業者及び国の救援について県への応援要請を行うものとする。

4. 生活用水の確保 【水道班】

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

5. 災害救助法が適用された場合の実施基準 【水道班】

(1) 飲料水供給対象

災害のため、現に飲料水を得ることができない者であること

(2) 給水方法

ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の交付等の方法による。

(3) 給水費目

ア ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費（ろ水器、自動車、給水車、ポンプ、バケツ、樽、瓶、水のう等）

イ 浄水用の薬品及び資材費（ろ水器に使用するもの及び被災者各人が飲料する水を直接浄水するもの）

(4) 給水期間

災害発生の日から7日以内

第2 食料救援対策

災害時における食料を確保し、炊飯のできない被災者に対し応急的な炊き出し等を行い、食生活の保護を図るものとする。この場合、本町の特性をいかし、関係機関等の協力を得ながら対応するものとする。

1. 実施機関 [地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班、県、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会]

災害時における応急供給は、本部長（町長）が行う。

ただし、「3. 炊き出しその他による食品の給与」は、本町のみで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊、関係機関に応援を要請する。

2. 応急供給の実施 [地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、県、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会]

(1) 実施担当

応急供給については、地域福祉班長が担当する。

(2) 応急供給の実施

本部長（町長）は、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会、町内の米穀取扱業者等の協力を得て供給を実施するほか、知事が応急供給を実施する場合は知事を補助するものとする。

ア 応急供給対象者

(ア) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

(イ) 被災したため供給機関が通常の供給を行うことができないので、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(ウ) 被災地において救助作業、応急措置、その他応急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

なお、通信機関の施設の管理者等は、所管する罹災施設の応急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合は、県に要請して食料の確保を図るものとする。

イ 供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが実情によってパン等とする。

ウ 応急供給の方法

供給方法、その他供給の手続き等については、別に定めるところによる。

3. 炊き出しその他による食品の給与 [地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、保健体育班、県、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会]

(1) 給与の対象

災害救助法の基準に準じる。

(2) 給与の内容等

ア 給与の内容

応急的に給与する食品は、町が備蓄する保存食（乾パン等）及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて緊急調達の協力依頼機関（業者）、スーパー等から副食を調達する。

また、乳児に対しては、原則として粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルクとする。

さらに、寝たきり高齢者のうち普通食を食せない高齢者に対しては、オカユ、ゾンデ食等を確保しておく。

イ 炊き出しによる食品の給与

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策従事者に対し、炊き出しにより応急食品の給与を行う。

(ア) 実施担当

災害対策本部においては、地域福祉班長及び保健体育班長が他部班長の協力を求め実施するものとする。

(イ) 炊き出しの方法

炊き出し食品の煮炊きは、町有施設において行い、必要に応じ炊き出しのできる米飯業者、旅館等に協力を求めるものとする。

さらに、必要に応じ自主防災組織、婦人会、日赤奉仕団等の協力を求める。

(ウ) 炊き出し現場責任者

炊き出しを行う現場には、本部長（町長）が任命する現場責任者を配置する。現場責任者は炊き出し食品の給与対象者を把握し、炊き出し食品を給与し、応急食料の供給及び必要食品等の調達について災害対策本部と連絡を取り、また、炊き出しに関し次の様式により記録するとともに、本部長（町長）に報告するものとする。

- ・（資料編（資料9-5-2）） 炊き出し給与簿
- ・（資料編（資料9-5-3）） 炊き出し食品等受払簿
- ・（資料編（資料9-5-4）） 炊き出し用物品等借用記録簿

(エ) 避難の長期化に伴う配慮

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、傷病者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の炊き出し実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しについても町長が行う。その場合、災害救助法により実施される基準は次のとおりとなっている。

ア 食品給与対象者

(ア) 避難生活をしている者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

(ウ) 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等も炊き出しの対象とすることができる。

イ 食品給与算出費目

(ア) 主食費（米穀、弁当、パン、乾パン、うどん、インスタント食品等）

(イ) 副食費（調味料を含む）

(ウ) 燃料費

(エ) 雑費、器物（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）の使用謝金、借料、握り飯を包む包装紙類、茶、箸、紐等の購入費

ウ 食品給与期間

災害発生の日から7日以内

(4) 食品の調達及び輸送

本部長（町長）は、炊き出しその他食品の給与について食品の調達が必要と認めた場合は、その調達、あっせんを行うものとする。

ア 米穀、その他の主食品 …………… 地域福祉班長

イ パン、調味料、缶詰類、野菜類、漬物類、海産物類…………… まちづくり推進班長

調達した食品類の炊き出し現場への輸送は、総務班長が担当する。

4. 協定に基づく応急物資の調達 【消防交通班】

町は、「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき関係市町村に対して食料等供給及びそれに必要な資機材提供、職員の派遣等を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資を確保し、給与又は貸与を行い、被災者の応急的な日常生活の確保を図るものとする。

この場合、本町の卸、小売業等の集積をいかし、協力を得ながら対応するものとする。

1. 実施機関 【生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会】

衣類、寝具、生活必需品の給与又は貸与は、本部長（町長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行う。ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会の協力を得て行うが、本町のみで措置不可能の場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 給与又は貸与の対象者 【生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班】

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して行うものとする。

3. 給与又は貸与の方法 【生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会】

(1) 物資調達の担当物資の調達は、まちづくり推進班長が担当する。

(2) 調達物資品目

調達物資品目は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

ア 寝具類……毛布、布団等

イ 外衣……普通着、作業着、婦人服、子供服等

ウ 肌着……下着の類

エ 身回り品……タオル、手拭、靴下、下駄、サンダル、傘等の類

オ 炊事道具……鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、コンロ、バケツの類

カ 食器……茶わん、皿、箸等の類

キ 日用品……石けん、ちり紙、トイレットペーパー、女性用品、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク・消毒液等、上敷き、ゴザ等の類

ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス、石油、薪、木炭の類

ケ 介護用品……紙おむつ

(3) 調達物資の集積場所及び輸送

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、被災現場の状況に応じ災害対策本部において定める。また、集積物資の輸送は政策推進部まちづくり推進班長が担当する。

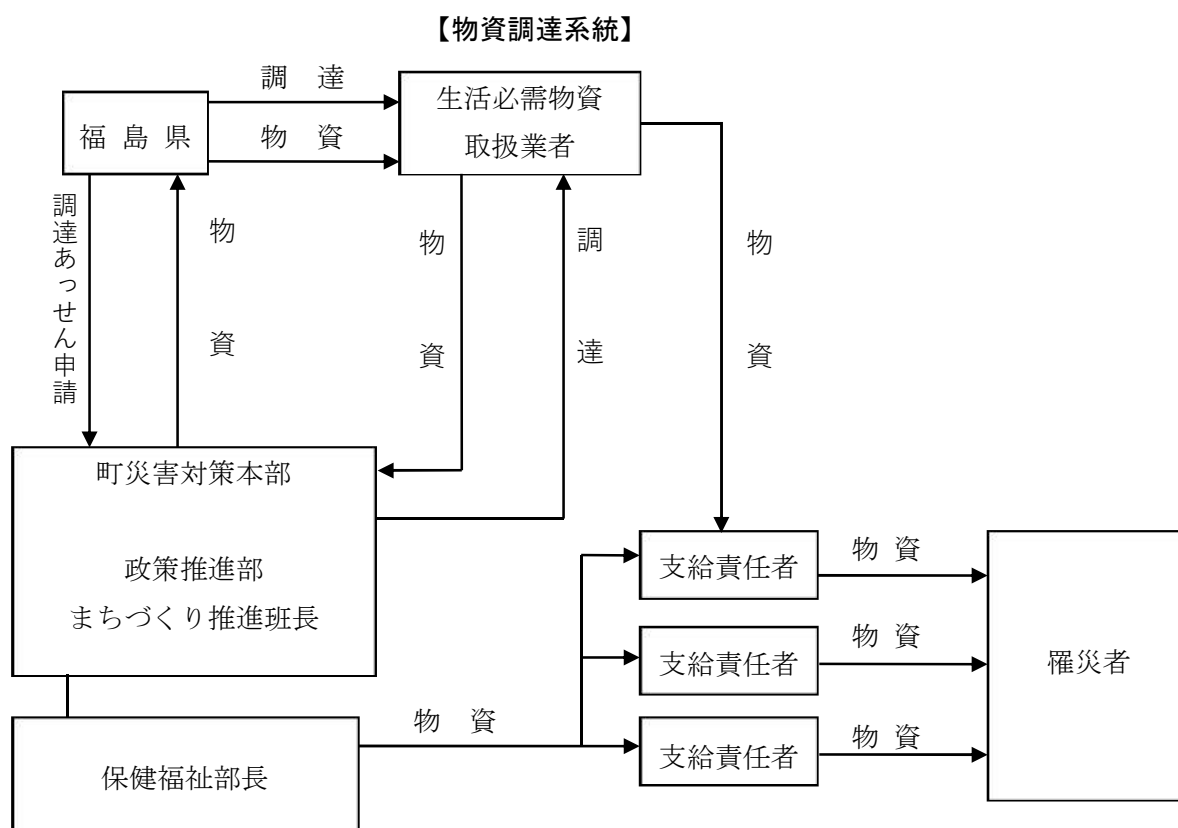
(4) 物資給与又は貸与方法

物資給与又は貸与は、保健福祉部長が被災地域毎に物資支給責任者を定め、他の部班及び町内会長、民生委員等の協力を求め、迅速・的確に行うものとする。

なお、避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

(5) 物資支給責任者

物資支給責任者は、被災現場において被災状況及び給与又は貸与の対象者を把握し、物資の管理、給与、貸与を行うとともに、その状況を生活必需物資受払記録簿及び生活必需物資給(貸)与簿(資料編(資料9-5-5、資料9-5-6))により記録し、本部長(町長)に報告するものとする。



4. 協定に基づく応急物資の調達 【消防交通班、まちづくり推進班】

町は、「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき関係市町村に対して生活必需物資等の供給を要請する。

5. 物価の安定、物資の安定供給 【まちづくり推進班】

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

6. 災害救助法が適用された場合の実施基準 【生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会】

災害救助法が適用された場合は、生活必需物資の供給は県知事が行うが、被災者に対する配分は補助機関として町長が行うこととなる。

(1) 給（貸）与品目

上記3. 給与又は貸与の方法 (2) 調達物資品目を参照。

(2) 物資給（貸）与期間

災害発生の日から10日間以内

第4 義援物資及び義援金の受入れ

1. 義援物資の受入れ [文書広報班、消防交通班、デジタル推進班、地域福祉班]

(1) 受入物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの義援物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送付先を報道機関等の協力を得て公表するものとする。この場合、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、絶えず被災者の物資のニーズの把握に努め、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱を避けるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、上記の受入を辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

(3) 義援物資の保管場所

寄託又は送付された義援物資を被災者に配分するまでの一時保管場所として、防災倉庫を使用するほか、教育施設、社会福祉施設及びその他の公共施設に保管する。

(4) 義援物資の配分

ア 応急対策上現に不足している物資で、義援物資のうち直ちに利用できる物資は、本部長（町長）の指示により保健福祉部長において有効に活用する。

イ 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

2. 義援金の受入れ [消防交通班、地域福祉班]

町は、あらかじめ義援金の受入体制を整えておくものとする。

第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行うとともに、町内金融機関は応急金融措置を実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

【管理班、建設班、県】

- (1) 県は、被災地において被災建築物の二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」を養成し登録するとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（都市班）は、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により宅地が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（河川港湾班）は、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する斜面判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により土砂災害が発生した場合においては、斜面判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

- (2) 町は、県の実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

第2 障害物の除去

災害時に際して、土、石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路を確保し、応急対策措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

1. 実施機関 【管理班、建設班】

災害時における障害物の除去は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うことになる。災害対策本部においては、建設班長が担当する。

- (1) 第一次的には町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。
- (2) 労力又は機械力が相当不足する場合は、川俣町建設同業会（以下この項目において「町建設同業会」という）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

2. 障害物の除去の対象 【管理班、建設班】

災害によって宅地内に運ばれた障害物等の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行う。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物の除去の方法 【管理班、建設班】

- (1) 宅地内の障害物の除去については、各戸が災害対策本部において指定した場所に搬出する。ただし、自ら搬出することができない程度の障害物については災害対策本部において搬出する。
- (2) 短期間に原形復帰を図るため、がれきの運搬車両の確保に努める。
- (3) 除去作業には第一次的には町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（県北建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、町建設同業会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

4. 道路における障害物の除去 【管理班、建設班】

(1) 実施機関及び方法

- ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
- イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

5. 河川における障害物の除去 【管理班、建設班、伊達地方消防組合、町消防団】

(1) 実施機関及び方法

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長（伊達地方消防組合消防長）が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条（洪水時等における緊急措置）第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長（伊達地方消防組合消防長）は、水防法第28条（公用負担）の規定による緊急措置を行うものとする。

6. 除去した障害物の集積 【管理班、建設班】

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、町内関係業者へ委託の上処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、次の点を考慮して確保し、本部長（町長）が指定するものとする。

なお、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地、町有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

7. 工作物等の保管 【管理班、建設班】

工作物等は、その保有者が判明するまで保管するものとする。

8. 関係機関との連携及び応援の要請 【消防交通班、管理班、建設班、町建設同業会】

- (1) 町は、国の出先機関、県の出先機関、町建設同業会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、町建設同業会の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所について、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。
- (3) 町は、住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について町のみで対応できないと判断した場合は、県に応援又は協力の要請をする。
- (4) 被害が甚大となり除去活動が困難な場合は、県を通じ自衛隊に応援を要請する。

9. 災害救助法が適用された場合の実施基準 【建設班】

- (1) 障害物の除去対象者
 - ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（日常生活に欠くことができない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。）
 - イ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること
 - ウ 住家は、半壊、又は床上浸水したものであること
- (2) 障害物除去の方法
 - 災害によって住居等に運びこまれた障害物は、作業員あるいは技術者を動員して除去し、住み得る状態にする。
- (3) 障害物除去の実施期間
 - 災害発生の日から 10 日以内

第3 災害相談対策

1. 臨時災害相談所の開設 【消防交通班、各班、関係機関】

町は、県と連携し災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

2. 臨時災害相談所の規模等 【消防交通班、各班、関係機関】

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3. 相談業務の内容 【消防交通班、各班、関係機関】

- (1) 生業資金のあつせん、融資に関すること
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあつせんに関すること

- (3) 行方不明者の捜索に関する事（被災者の安否の確認に関する事）
- (4) その他住民の生活に関する事

第4 応急金融対策

1. 日本銀行福島支店の措置〔日本銀行福島支店、町指定金融機関等〕

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずるものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、日本銀行福島支店又は被災地所在金融機関が緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと

ウ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること

オ 国債を紛失又は汚損した場合の取扱について、相談に応ずること

カ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

2. 川俣郵便局（㈱かんぽ生命保険及び㈱ゆうちょ銀行）の措置 【川俣郵便局】

非常災害時における被災者の緊急な資金需要等に応じるため、郵便局は㈱かんぽ生命保険及び㈱ゆうちょ銀行からの委託を受け、以下の非常取扱いを行うものとする。

- (1) 通帳・証書・印章等を紛失した被災者の貯金等の非常取扱い等
- (2) 保険料の振込猶予期間の延伸
- (3) 保険料の非常即時払等の非常取扱い

第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急収容施設の仮設を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の建設

1. 実施機関等 [管理班、県]

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町（管理班）が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行うものとする。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 町は、県と連携し応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県との応援協定に基づく（一社）プレハブ建築協会への協力要請、あるいは町建設同業会に対し協力を要請するものとする。

2. 応急仮設住宅の設置基準 [管理班]

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊（全焼）又は流失し居住する住家がないもので、自らの資力で住宅を確保することができない世帯がある場合に設置するものとする。なお、仮設住宅の建設の基準については、災害救助法による基準に準ずるものとする。

3. 応急仮設住宅建設の方法 [管理班]

建設に当たっては、災害対策本部において十分検討した上で建設するものとする。建設方法は、災害救助法による建設方法に準ずる。

なお、建設地の選定に当たっては次の点を考慮する。

- (1) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生が良好なこと
- (3) 児童、生徒の通学やその他生活建て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- (4) 交通の便が良いこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること等建設に当たっては災害対策本部会議において、十分検討するものとする。

4. 応急仮設住宅の建設の戸数、規模等 [管理班]

応急仮設住宅の建設の戸数、費用の限度、着工期間、入居者の選考及び供与期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

- (1) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

(2) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

(3) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

5. 建設資材の調達先、設置場所の把握 【管理班】

管理班長は、応急仮設住宅の建設に必要な建設資材の調達先、設置場所を常に把握しておくものとする。

なお、資材の調達については、必要に応じ県知事あてにそのあつせん調達を要請する。

6. 災害救助法が適用された場合の実施基準 【管理班】

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること

イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が行うこととなるが、災害の状況に応じて県知事から委託された場合は町長が行う。また、応急仮設住宅の入居者の選定に当たっては、高齢者、心身障がい者、乳幼児とその保護者等を優先する。

(3) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しが付けられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分に配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮するものとする。

ア 町有施設内空地

イ 国・県が選定供与する用地

(4) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(5) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(6) その他の措置

仮設住宅による生活が長期化することが予想される場合、町は必要に応じてコンビニエンスストアの設置やバスの無料運行などを実施する。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着 工

災害発生から20日以内

イ 完 了

できるだけ速やかに

ウ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

エ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

7. 応急仮設住宅の建設方法 【管理班】

建設は、直営工事又は一括請負工事で実施する。

8. 応急仮設住宅設置についての報告 【管理班】

管理班長は、災害対策本部の決定に基づき応急仮設住宅を設置するときは、地域福祉班長の被害状況の資料を基に、応急仮設住宅入居該当者調、応急仮設住宅入居者台帳（資料編（資料9-9-1、資料9-9-2））に記録し、本部長（町長）に報告するものとする。

9. 応急仮設住宅の運営管理 【管理班】

県及び町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第2 借上げ住宅等の提供

【管理班】

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、内閣府と協議の上、公営住宅の一時使用、民間アパートの借上げ等により住宅の供与を行う。

第3 住宅の応急修理

1. 実施機関等 [建設班]

- (1) 被災家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長（建設水道部）とする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被災家屋の応急修理は、原則として知事が行うものであるが、知事の職務権限の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は町が行うものとする。

2. 実施方法等 [建設班]

(1) 応急修理対象者

次の要件を全て満たす者とする。

ア 住宅が準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態であること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することによって居住が可能である場合はこの限りではない。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なものについては災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

エ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同報第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

3. 応急修理の方法 【建設班】

直営工事又は請負工事で実施する。

4. 応急修理についての報告 【建設班】

建設班長は、災害対策本部の決定に基づき応急修理をするときは、住宅の応急修理該当者調（資料編（資料9-9-3））に記録し、本部長（町長）に報告するものとする。

第20節 遺体の搜索、遺体の処理等

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1. 実施機関 [総務班、生活環境班]

遺体の搜索、収容、処理及び埋葬は本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うこととなる。

なお、町のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊等の協力を得て実施する。

災害対策本部において遺体の搜索、収容については総務部長が、処理及び埋葬については町民税務部長がそれぞれ担当する。

2. 衛生及び社会心理面への配慮 [生活環境班]

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と、段階毎に的確かつ速やかに対応する必要がある。

3. 伊達医師会及び歯科医師会との協力体制の整備 [福島警察署川俣分庁舎、伊達医師会、福島歯科医師会]

福島警察署川俣分庁舎は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ伊達医師会及び歯科医師会との協力体制の整備を図るものとする。

4. 広域的な遺体処理体制の整備 [生活環境班]

町は、死者が多数にのぼる場合、また、町火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨つぼ等の確保に配慮するとともに、近隣市町村の協力による火葬支援体制の整備に努める。

第2 遺体の搜索

1. 搜索対象 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、県]

- (1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される場合
- (2) 行方不明の状態になってから相当の時間経過している場合
- (3) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- (4) 行方不明になった者が重度の身体障がい者、又は重病人であった場合
- (5) 災害発生後、極く短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合

2. 搜索の実施 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、県]

町は、県、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、消防団等の協力を得て、遺体の搜索を実施する。

被害が甚大であり、活動に困難をきたしている場合は、他市町村消防団の協力、自衛隊の応援要請について考慮する。

なお、遺体の搜索活動に当たっては、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

3. 搜索班の編成 [消防交通班、生活環境班]

本部長（町長）は、災害の状況に応じ搜索班を編成する。

(1) 搜索班

搜索班は、被災地において搜索対象者の把握、搜索用機械器具の調達、遺体の収容及び遺体の移送等を行う。

(2) 搜索班責任者

各搜索班には、それぞれ搜索班責任者を定める。

搜索班責任者は、遺体搜索に携わる班員を指揮するとともに遺体搜索の状況について班長に連絡し、その指示をあおぐものとする。

4. 県及び他市町村への応援要請 [消防交通班]

搜索の実施が困難な場合、あるいは遺体が流出等により他市町村に漂着していると推定される場合は、県及び遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索協力の要請をするものとする。

5. 遺体搜索状況の記録及び報告 [消防交通班、生活環境班]

遺体搜索を実施したときは、遺体搜索状況記録簿（資料編（資料9-10-1））により実施状況を記録し、その内容を本部長（町長）に報告するものとする。（なお、搜索班を編成した場合は、搜索班責任者が班長に報告する）

6. 災害救助法が適用された場合の搜索活動 [消防交通班、生活環境班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、県]

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にありかつ周囲の事情により既に死亡していると推測される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は災害救助法に定めるところによる。
- (3) 搜索期間は災害発生の日から10日以内

第3 遺体の収容

1. 実施方法 [生活環境班]

- (1) 遺体の収容、処理は医師の派遣を求め、また地域住民等の協力を求めて実施する。
- (2) 遺体が発見された場合は
 - ア 現場において検視ができない場合は収容し、警察官が代行して検視を行う。
 - イ 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は遺体を引渡す。

ウ すぐに身元が判明しないものについては、遺体の洗浄縫合、消毒等の措置、身元確認、遺体の一時保存、検案及び遺体の特徴の記録及び所持品等の保管の措置を行う。

- (3) 身元の判明しない遺体、被災地から漂流して来たものでないと推定できる遺体については、検視を受けた後、地域福祉班長に連絡し同班長にその処理を依頼するものとする。(身元不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理することとなる。)

2. 遺体の搬送 [生活環境班]

警察官による検視及び医師（医療（助産）救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、関係機関の協力により遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

3. 遺体収容所の設営及び遺体の収容 [生活環境班]

- (1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

- (2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等について、遺体の処理収容状況記録簿（資料編（資料9-10-2））に記載しその整理を行う。

4. 遺体の収容、処理状況の記録及び報告 [総務班]

総務部長は遺体を搬送、各部は収容、処理状況について、遺体の処理収容状況記録簿（資料編（資料9-10-2））により記録するとともに、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。

5. 災害救助法が適用された場合の実施基準 [生活環境班]

- (1) 遺体処理を行う場合

災害による社会混乱のため、遺体の処理を行うことができないとき

- (2) 収容処理対象

災害時の混乱の際に死亡した者であること

- (3) 収容、処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として救護班又は医療（助産）救護班によって行う。）

イ 遺体の一時保存

ウ 検案・身元確認（原則として救護班又は医療（助産）救護班によって行う。）

エ 遺体の検視（警察官が行う。）

オ 遺体の搬送

- (4) 費用

災害救助法及び関係法令に規定するところによる。

- (5) 収容、処理実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

6. 福島警察署川俣分庁舎の対応 [福島警察署川俣分庁舎]

(1) 検視場所の開設

町と協議の上、検視場所を開設する。この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

災害のため死亡した者で、本部長（町長）が必要と認めた者について応急的に火葬・埋葬を行うものとする。

1. 火葬・埋葬対象 [生活環境班]

(1) 災害時の混乱の際に死亡した者であること

(2) 身元が判明しない遺体であること

(3) 災害のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合であること

困難な場合とは

ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも火葬・埋葬を行うのが困難であるとき

イ 火葬場又は墓地が浸水又は流失し、個人の力では火葬・埋葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、骨つぼ等の入手ができないとき

エ 火葬・埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で火葬・埋葬を行うことが困難であるとき

2. 火葬・埋葬の実施 [生活環境班]

身元が判明しない遺体の火葬・埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、町は、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制を取るものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、関係機関の協力により遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、町火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、町火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

(3) 遺体の埋葬

ア 警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬をする。

イ 身元不明の遺体の確認及び埋葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により行う。

3. 火葬・埋葬実施についての記録及び報告 【生活環境班】

生活環境班長は、火葬・埋葬の実施について火葬・埋葬台帳（資料編（資料9-10-3））により記録するとともに、本部長（町長）に報告するものとする。

4. 災害救助法が適用された場合の遺体の火葬・埋葬 【生活環境班】

町は、以下の基準で実施するものとする。

(1) 火葬・埋葬は原則として町で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地）から漂着した場合で、身元が判明している場合、原則としてその遺族・親戚縁者又は当該市町村に連絡して引き渡すが、当該市町村が混乱のため引き渡すことができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記（2）に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

ウ 火葬、埋葬期間は災害発生の日から10日以内

第21節 生活関連施設の応急対策

上水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

1. 初動体制 【水道班】

町長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策組織体制を指令する。町長は、災害対策組織体制を指令したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

また、災害時には、川俣町水道事業危機管理マニュアルに基づく対応を行う。

2. 被害状況調査及び復旧計画の策定 【水道班】

町（水道班）は、災害が発生した場合直ちに、施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

3. 応急復旧対策 【水道班】

災害時における水道施設の応急復旧は、水道班長が指示し応急復旧要員の確保及び資機材を調達して、復旧作業を進める。

（1）基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要供給所に至る送・配水幹線の復旧、指定避難場所等の給水拠点に給水することを最優先とし、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

（2）配水調整

災害時における緊急調整は、被害を受けない配水管を最大限に利用し、断水地域をできるだけ縮小することを基本とし、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

（3）応急復旧活動

ア 浄水場の応急復旧は、被害箇所発見のための点検、タンク破損による二次災害の防止、受変電設備の復旧、ポンプ廻りの配管及び薬剤注入管の漏えい部分の応急復旧が主であり、浄水場の職員が対応する。

イ 配水管の応急復旧は、復旧作業計画に基づき仕切弁操作を的確に行い、給水の確保を図る必要があり、水道班の職員が対応する。

ウ 復旧順位は、緊急度合の高いものを優先する。

エ 町は、必要に応じて県等に支援要請を行うとともに、隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

る。

オ 町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達する。

(4) 応急復旧用資機材

応急復旧に必要な資機材は、町保有資機材、業者資機材及びメーカーから調達する。

(5) 応急復旧用工具

応急復旧に必要な工器具については、常に点検、整備の万全を期すとともに、協力要請している関係業者の協力により対応する。

4. 災害時の広報 【文書広報班、デジタル推進班、水道班】

災害発生後は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う。

(1) 広報主体

町、警察、消防の協力を得て文書広報班が行う。

(2) 広報内容

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水方法

ウ 水質についての注意事項

エ その他必要な事項

第2 電力施設等応急対策

1. 災害対策組織の設置 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

2. 人員の確保 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。

(2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3. 応急復旧用資機材の確保等 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法によりできるだけ速やかに確保するものとする。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 納入メーカーからの購入

エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4. 災害時における広報 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク（株）福島電力センターに通報すること

ウ 断線、垂下している電線には絶対触れないこと

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること

カ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5. 被害状況の把握、情報収集 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般住民の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（町の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況、復旧見通し

イ 停電による主な影響

ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6. 災害時における危険予防措置 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7. 復旧計画等 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 災害対策組織は、各設備毎に被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧作業の完了見込み
- カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

8. 県の措置【県】

県(土木部)は、外線以外の工事(各家庭等の内線工事の復旧は除く。)で、避難場所、公共施設、官公庁、各防災施設の内線工事の復旧、非常用電源の確保について、災害の状況により、必要に応じて(一社)福島県電設業協会に復旧を要請するものとする。

第3 簡易ガス施設応急対策

1. 災害対策本部【簡易ガス事業者】

ガス漏えい又は導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

2. 人員の確保【簡易ガス事業者】

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援実施要領」((一社)日本コミュニティーガス協会東北支部)に基づき要員の応援を要請するものとする。

3. 災害時における広報活動【簡易ガス事業者】

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRに努めるとともに、災害時においては、広報車等を通じて二次災害防止等の広報を行うものとする。

4. 被害状況の把握(情報収集)【簡易ガス事業者】

災害が発生したら、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

- (1) 設備の被害情報
 - ア 特定ガス工作物に係る被害状況
 - イ ガス導管網の被害状況
- (2) 需要家からの情報
 - ア 供給地点の気象に関する情報の収集
 - イ 需要家の家屋被害情報
- (3) 一般情報
 - ア 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - イ その他災害に関する情報（交通状況等）

5. 災害時における緊急措置 【簡易ガス事業者】

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合、警察、消防機関等から危険予防措置の要請があった場合等には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

6. 復旧計画等 【簡易ガス事業者】

- (1) 災害対策本部は、各設備毎の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧作業に日数を要する場合は、容器等による仮供給を行うものとする。
- (3) 復旧作業計画の策定は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きい。ため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記（1）の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (4) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第4 LPガス施設応急対策

1. 出動体制 【町内LPガス事業者】

町内LPガス事業者は、台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制を取るものとし、必要に応じ、巡回、点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

2. 一般社団法人福島県L Pガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保 [町内L Pガス事業者]

(1) 台風等風水害による災害が発生した場合等

台風等風水害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3. 災害時における広報活動 [町内L Pガス事業者]

町内L Pガス事業者は、広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して注意事項及び協力依頼事項等についてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報を行うものとする。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び災害時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報を行うものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと

イ L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと

4. 被害状況の把握、情報収集 [町内L Pガス事業者]

町内L Pガス事業者は、台風等風水害により災害が発生した場合は、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要者からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要者の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びL Pガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況(町の災害対策本部、その他官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

ウ その他災害に関する情報(交通状況等)

(3) 特定供給設備の被害情報

5. 復旧計画等 [町内L Pガス事業者]

(1) 福島県L Pガス協会の現地災害対策本部長は、各設備毎の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報

告するものとする。

- ア 被害状況の概要
- イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
- ウ 復旧作業の日程
- エ 仮復旧の見通し
- オ その他必要な対策

- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1. 災害時の活動体制 [東日本電信電話(株)福島支店]

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制を取る。

この場合、町及び県並びに各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2. 災害時の応急措置 [東日本電信電話(株)福島支店]

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器(無線機器、移動電源装置等)の発動準備
- ウ 建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型交換装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設
- キ 回線の応急復旧
- ク 災害用伝言ダイヤル「171」の使用

3. 応急復旧対策 [東日本電信電話(株)福島支店]

(1) 災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

- ア 応急復旧工事
 - (ア) 電気通信設備を応急的に復旧する工事
 - (イ) 原状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事
- イ 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- ウ 本復旧工事
 - (ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を織り込んだ復旧工事
 - (イ) 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

(2) 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の順位を参考に、適切な応急復旧措置を行う。

【電気通信回線復旧順位】

順位	復旧する電気通信設備
1	・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	・ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く）
3	・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

4. 災害時の広報 【東日本電信電話（株）福島支店】

東日本電信電話（株）福島支店は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- （1）通信途絶、利用制限の理由・内容
- （2）災害復旧に対して取られている措置及び復旧見込み時期
- （3）通信利用者に協力を要請する事項
- （4）その他の事項

第22節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するためその所管する業務について、本節の内容・川俣町地域防災計画等を踏まえ策定された「川俣町教育施設等防災計画（平成26年8月発行）」等に基づき実施するものとする。

また、文化財の応急対策についても必要な事項を定めるものとする。

第1 実施機関

【学校教育班、子育て支援班、幼児教育班】

町立小中学校の応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）及び町教育委員会が行う。

災害対策本部においては教育長が担当する。

第2 園児、児童及び生徒保護対策

1. 学校の対応 【学校教育班、子育て支援班、幼児教育班】

- (1) 災害が発生するおそれがあるときは、各学校長は教育長と協議し、必要に応じ休校の措置を取るものとする。
- (2) 災害が発生したときは、各学校長は直ちに児童生徒等を至近な安全な場所へ避難させるものとする。
- (3) 学校長は、災害が発生したときは児童生徒等の安否確認、被災状況の把握に努め、速やかに教育長に報告する。
- (4) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (5) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
なお、児童、生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教員が地区別に付き添うなどの措置を取る。ただし、障がいのある児童生徒等については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (6) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2. 幼稚園及び認定こども園の対応 【子育て支援班、幼児教育班】

- (1) 災害が発生するおそれがあるときは、各園長は教育長と協議し、必要に応じ休園の措置を取るものとする。
- (2) 災害が発生したときは、各園長は直ちに園児を至近な安全な場所へ避難させるものとする。
- (3) 園長は、災害が発生したときは園児の安否確認、被災状況の把握に努め、速やかに教育長に報告する。
- (4) 園長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

(5) 園児については、保護者に連絡を行い、幼稚園及び認定こども園において保護者等に引き渡す。また、保護者と連絡ができない者については、幼稚園及び認定こども園において保護する。

(6) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

3. 教職員の対応、指導基準 [学校教育班、子育て支援班、幼児教育班]

(1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。

(2) 児童生徒等の誘導・退避に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

(3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

(4) 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(5) 児童生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

(6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第3 学校教育における応急対策

1. 学校施設の管理 [学校教育班、子育て支援班、幼児教育班]

(1) 事前措置

ア 学校長及び幼稚園長、認定こども園長（以下「学校長」という）は、災害に備え危険と思われる施設の補修、常設消火器、防火シャッター等を定期的に点検する。

イ 学校長は、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等について定期的に点検する。

ウ 学校長は、落下及び転倒の危険がある備品等について、点検と防止措置を講ずる。

エ 学校長は、火災発生に備えプール、貯水槽を常時貯水する。

オ 学校長は、避難所開設の場合に備え、開設マニュアル及び鍵の保管方法等について所属職員に周知徹底を図る。

カ 学校長は、学校防災計画の中に勤務時間外に災害が発生した場合を想定した対策や、応急教育対策等を明記する。

(2) 応急措置

ア 災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し速やかに被害状況を教育長に報告する。

イ 教育長は、班を組織し被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

ウ 学校長は、勤務時間外に災害が発生したときは状況に応じ、必要な職員を招集し、参集した教職員の所属、職、氏名を確認し教育長に報告する。

エ 学校長は、被災した地域等からの避難者があった等の際は、町長に人数、状況等を緊急に連絡する。

また、教育長又は町長より避難所設置への協力の指示又は要請があった場合は、教職員を指揮して避難所収容業務その他について万全を期する。

2. 応急教育対策 【学校教育班、子育て支援班、幼児教育班】

(1) 応急教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会と連絡を密にし災害時において学校教育の実施を万全に期すため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等・教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

(3) 児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

町教育委員会は、各校の児童生徒等・教職員の心身の健康状態について調査し、その実態を把握する。調査の結果、必要のあるときは、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制を確立し、心の健康に関する相談窓口を開設する。災害後も必要に応じて継続的に児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握を行う。

(4) 教育施設の確保

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、町教育委員会は、施設管理者及び関係各部等と協議して、利用についての総合調整を図る。

オ 町外避難を実施した場合の措置

避難先市町村と協議を行い、公共施設等の利用を図る。

(5) 応急教育の予定場所

町教育委員会は、学校毎にあらゆる災害を想定した応急教育を行う場所の確保について、常に計画を策定するものとする。

(6) 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

ア 臨時参集

教員は原則として各所属校に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校の別）に参集する。

(ア) 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の氏名、学校名、職を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告する。

(ウ) 教育長の指示

教育長においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、学校長を通じて、教員の配置等適宜指示連絡をする。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職職員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

ウ 応急教育実施場所等の確保

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が被害を受けた場合	①同一学校の被災を免れたほかの施設（特別教室、屋内体育施設等）を利用する。 ②必要に応じ二部授業を行う。	①欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。 ②管内隣接校からの応援要員の確保を考える。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	①被災を免れた公民館等の公共施設を利用する。 ②被災を免れた隣接校の余剰教室等を利用する。 ③神社、寺院等を利用する。 ④黒板、机、腰掛け等の確保を図る。	③管内隣接校の協力を求める。 ④短期、臨時的にはPTAの適当なものの協力を求める（退職教員等）。
3 特定の地域全体が相当大規模な被害を受けた場合	①校舎が住民の避難所に充用されることも考慮する。 ②校舎が住民の避難所に充用された場合は、隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画を作成する。 ③応急仮設校舎の建設を考慮する。	欠員（欠席）が多数のため、②、③の方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう努める。
4 町全域が被害を受けた場合	①災害対策本部において早急な応急復旧を行うとともに、応急仮設校舎を建設する。 ②町外避難を行った場合、避難先市町村と協議し、その市町村の学校、公民館等の公共施設を利用する。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておく。

(7) 他市町村等への協力要請

教育長は、被災児童生徒の一時的な避難に伴う受入れについて、他市町村等に協力を要請する。

3. 教科用図書及び学用品の調達・給与 【学校教育班】

災害時における被災児童生徒に対する学用品の給与は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（町長）が行うこととなる。

（1）教科用図書、学用品の給与対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の内、小学校・中学校の児童生徒で、教科用図書、学用品がなく就学に支障を来している者とする。

（2）支給対象者の調査把握

学校教育班長は、災害が発生した場合は各学校長と緊密な連絡を保ち、各学校は給与の対象となる児童生徒を調査把握し、町教育委員会へ報告する。

町教育委員会は、報告の結果に基づき、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会への協力要請等必要な措置を講ずる。

（3）教科用図書、学用品の調達

教科用図書については、各学校からの調査報告をもとに、町教育委員会を通じ社団法人教科書協会に無償補給の申請を行い再給与する。学用品については、各学校からの調査報告をもとに、町商工会等から供給を受けるものとする。

（4）給与品目

- ア 教科書及び教材（教科書、準教科書、ワークブック、補充問題集等）
- イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- ウ 通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨傘、雨靴、上ばき、帽子等）
- エ その他被災状況の程度、実情に応じ適宜調達する。

（5）学用品給与期間

- ア 教科書 災害発生の日から1か月以内
- イ 文具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

（6）給与の方法

教科書及び学用品は、各学校長を通じて対象児童、生徒に給与する。

4. 避難所として使用される場合の措置 【消防交通班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班】

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、消防交通班、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

5. 児童生徒等のメンタルヘルス対策 【学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、健康増進班】

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童生徒等に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

6. 保育料の減免 【子育て支援班、幼児教育班】

被災によって保育料の減免等が必要と認める者については、災害の状況を考慮し、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

7. 教科書、学用品の給与記録及び報告 【学校教育班】

教科書及び学用品の支給を行ったときは、学校教育班長は、教科書及び学用品支給記録簿、教科書・学用品受払記録簿（資料編（資料9-11-1、資料9-11-2））により記録するとともに、教育長を経て町長に報告するものとする。

第4 文化財の応急対策

1. 文化財の応急対策 【生涯学習班】

(1) 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

ア 災害発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。

イ 負傷者の有無を確認し必要な措置を講じる。

ウ 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。

エ すみやかに被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

(2) 町は、文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。また、町は文化財の分布状況を予め把握し、地震火災時において消失のないよう措置する。

2. 文化財の種別ごとの対策 【生涯学習班】

(1) 建造物

文化財所有者は、降雨等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び町教育委員会（生涯学習部）は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

災害が発生し建築物の文化財が被災した場合、町教育委員会（生涯学習部）は早急に被害状況を把握し県教育委員会に連絡する。

(2) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設が倒壊またはその危険性がある場合には、県・町及び地域住民等と連携して、可能な限りすみやかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるものとし、県及び町はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

3. 川俣町の文化財 【生涯学習班】

川俣町の文化財は、資料編（資料2-9）「川俣町の文化財一覧」のとおりである。

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

〔地域福祉班、町社会福祉協議会〕

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。このため、町は、以下の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- 1 避難行動要支援者支援計画による避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- 2 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ以下の措置を取るものとする。
 - （1）避難所及び福祉避難所へ移動すること
 - （2）社会福祉施設への緊急入所を行うこと
 - （3）居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること
- 3 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後をめぐりに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
- 4 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

〔地域福祉班、町社会福祉協議会、社会福祉施設〕

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の

必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努めるものとする。

- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。
- 4 町は、県との連携を図りながら以下の点に重点をおいて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

〔地域福祉班、町社会福祉協議会〕

町は、県と連携を図りながら避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと
- 4 関係業者、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること
- 6 必要に応じて福祉避難所等への移送を行うこと

第4 乳幼児、園児、児童に係る対策

1. 要保護児童の把握 〔地域福祉班、子育て支援班、幼児教育班〕

町は、県と連携を図り、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされるような措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供

する。

- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2. 幼児、園児、児童のメンタルヘルスケアの確保 【子育て支援班、幼児教育班、健康増進班】

町は、県の協力を求め、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。

3. 乳幼児、園児、児童の保護等のための情報伝達 【地域福祉班、子育て支援班、幼児教育班】

町は県と連携を図り、被災者に対し、掲示板、広報誌の活用、報道機関の協力、ネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1. 避難誘導 【町民班】

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車等を利用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2. 安否確認 【町民班】

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3. 情報提供 【町民班】

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や住宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4. 相談窓口の開設 【町民班】

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じるものとする。

第24節 民間援助の受入れ及びボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 公共的団体及び住民の自主的な防災組織等

1. 公共的団体

- (1) 伊達医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、生活協同組合、織物同業会、建設同業会、県建築士会、管工事組合、県トラック協会、石油商業組合（燃料供給業者）等の産業経済団体
- (2) 日本赤十字社奉仕団等の厚生社会事業団体
- (3) 青年団、婦人会、体育振興会等の文化事業団体

2. 自主的な防災組織

自主防災組織、町内会、婦人防火クラブ組織等

第2 ボランティアとの連携

1. ボランティアの協力要請及び受入れ 【地域福祉班、日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会】

大規模災害が発生したときは、本部長（町長）の指示に基づき、それぞれ所管する各部長等が協力要請を行う。また、町外からのボランティアについては、保健福祉部長が本部長（町長）の指示に基づき、町社会福祉協議会の設置するボランティアセンターを通して協力要請を行うものとする。（協力要請の方法については、第3「1. 協力要請の方法」と同様とする。）

大規模災害時の支援においては、特に被災していない他地域からのボランティアが重要な役割を果たす。このボランティアには、自発的な個人及び各種の職能ボランティア団体（医療、建設関係、アマチュア無線、パソコン通信等）、企業組織、社会福祉団体、地域住民組織といった多様な個人、組織の参加が予想される。

また、活動需要は発災、救助、救援、復旧の各時期において量的に流動的であり、同時にその種類と性格も被災住民のニーズによって変化する。さらに、ボランティア自体の経験の有無、短期的なもの、長期的なもの等がある。

これらのボランティアに対し、災害応急、復旧対策を進める上で役割分担と調整が必要となる。

- (1) あらゆる局面で、ボランティアに対するニーズの把握に努める。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場

所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等があった場合には迅速かつ的確に受入れるものとする。

(3) 大規模災害時の他地域からのボランティアの直接の受入れについては、町社会福祉協議会が中心となって設置するボランティアセンターにより対応に当たる。

(4) 町域内のボランティアについて、コーディネーターの育成、災害時のネットワーク化を図る。

2. 情報提供 【地域福祉班】

町は県と連携を図り、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に対する情報提供の窓口を明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、県及び近隣市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3. 活動拠点等の提供 【地域福祉班】

町は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供をするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。被災地域外からのボランティア活動拠点については、「道の駅」等の活用を検討する。

4. ボランティア団体等の活動 【地域福祉班】

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (9) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (10) 無線による情報収集及び伝達
- (11) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアの受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申し出を行う。あるいは、地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町において効率的な活用を図るものとする。

また、町は被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

5. ボランティア活動保険の加入促進 【地域福祉班、町日赤奉仕団、町社会福祉協議会】

町及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入を広報等を通じて呼びか

けるとともに、町は、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第3 民間団体への協力要請等

災害の際の応急活動を迅速かつ能率的に処理するためには、災害対策本部の組織に基づく活動に、民間団体の協力がなければ万全を期することはできない。また、特に要配慮者を災害から守るためには、何よりもその身近にいる住民の協力が必要である。

このため、災害対策本部においては公共的団体の特徴と活動内容に応じ、組織としての協力を要請するものとする。

1. 協力要請の方法 [消防交通班、地域福祉班]

災害時に民間団体へ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。なお、要請に当たっては以下の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 協力を希望する人数
- (3) 調達を要する資機材等
- (4) 協力を希望する地域及び期間
- (5) その他参考となるべき事項

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、消防交通班長が本部長（町長）の指示に基づき、その責任者に対して要請するものとする。

2. 協力業務 [地域福祉班]

協力業務としては、第2「4 ボランティア団体等の活動」と同様とする。

3. 公共的団体等との協定締結 [消防交通班、政策調整班、地域福祉班]

公共的団体等に対しては、特に災害時に協力を円滑に得られるよう、協定締結を検討する。

第25節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1. 出動体制 [危険物取扱事業者]

危険物取扱事業者は、災害により危険物の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、伊達地方消防組合及び近隣営業所、住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

2. 人員の確保 [危険物取扱事業者]

対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3. 被害状況の把握（情報収集） [危険物取扱事業者]

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報

ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4. 災害時における緊急措置 [危険物取扱事業者]

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 危険物の漏えいや類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

(2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

(3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5. 町その他防災関係機関の対応 [消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合]

(1) 災害情報の収集及び報告

町は、被災現地に職員を派遣するなどの措置により被害状況の実態を的確に把握するとともに、県の機関及びその他関係機関に災害発生を報告を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

町は、県の機関及び報道関係機関と協力し、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

伊達地方消防組合は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。また、被害が甚大で組合では対応できない場合には、災害応援協定に基づく応援要請を行う。

県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請について考慮する。

(4) 避難

町は、福島警察署川俣分庁舎と協力し避難のための付近住民退去の指示、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

町及び各道路管理者、福島警察署川俣分庁舎その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設付近の交通対策に万全を期する。

第2 火薬類施設応急対策

1. 出動体制 [火薬類関係事業者]

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下、この項目において「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

2. 人員の確保 [火薬類関係事業者]

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

3. 被害状況の把握（情報収集） [火薬類関係事業者]

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

4. 災害時における緊急措置 [福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、火薬類関係事業者]

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。

- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県（災害対策本部各班）、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第3 高圧ガス施設応急対策

1. 出動体制 【高圧ガス製造者】

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2. 人員の確保 【高圧ガス製造者】

対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3. 被害状況の把握（情報収集） 【高圧ガス製造者】

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 製造設備、消費設備等の被害情報

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 気象に関する情報

ア 福島地方気象台からの気象情報

イ 事業所等、周辺の状況の把握

4. 災害時における緊急措置 【高圧ガス製造者】

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第4 毒物劇物施設応急対策

1. 出動体制 【毒物劇物取扱事業者】

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

2. 人員の確保 【毒物劇物取扱事業者】

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

3. 被害状況の把握（情報収集） 【毒物劇物取扱事業者】

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4. 災害時における緊急措置 【毒物劇物取扱事業者】

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健所（県北保健福祉事務所）等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
 - ア 漏えい箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏えい拡大防止措置を講じる。
 - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - ウ 漏えいした毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
 - エ 毒物劇物漏えい箇所が不明、あるいは漏えい停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏えいを最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
 - オ 毒物・劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。

イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。

ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

第26節 災害救助法の適用等

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、同法施行規則、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

災害救助法が適用された場合、被害者の救助は知事が行うが、救助の実施を市町村長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、職権の一部を市町村長が行うこととすることができるとされているので、県からの指示により町長が実施する。

これにより、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、町災害対策本部総務部長が所管する。

第1 災害救助法の適用

1. 災害救助法の概要 [消防交通班]

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
 - (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
 - (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
 - (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされている。
- (法第13条第1項)

- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第7条～第10条)

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2. 災害救助法適用における留意点 [消防交通班]

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき町の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である町においては、あらかじめ建設関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

[消防交通班]

災害救助法の適用は県知事が行う。災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 住宅が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。【施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- (2) 福島県の区域内の被害世帯が、1,500 世帯に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。【施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000 世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合。[施行令第1条第1項第3号前段]

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、ここに判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。[施行令第1条第1項第3号後段]

例 ア 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の州所に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。[施行令第1条第1項第4号]

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 道路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大

b 平年、孤立したことない集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

第3 滅失（罹災）世帯の算定基準

1. 滅失（罹災）世帯の算定 [消防交通班]

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の滅失（全焼・全壊・全流出）した世帯を基準とする。

住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

2. 被害の認定基準 [消防交通班]

被害の認定基準については、資料編（資料7-4）の「被害の認定基準一覧」のとおりである。

3. 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項または第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として県が告示されたとき、町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第4 災害救助法の適用手続き

1. 災害救助法の適用要請 [消防交通班]

災害救助法による救助は、市町村単位で実施されるものであり、町における被害が第2または第3の3に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときには、町長は直ちにその旨を県知事（災害対策本部被災者支援係）に報告しなければならない。

2. 特別基準の申請 [消防交通班]

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況を踏まえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこと。
- (2) 町長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要がある場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (3) 県は、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により関係市町村に連絡するものとする。

3. 救助の実施状況の記録及び情報提供 [消防交通班、各班]

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日毎に整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第5 災害救助法による救助の種類等

1. 救助の種類 [消防交通班、各班]

救助の種類は次に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療

- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災者住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 遺体の搜索
- (14) 遺体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階の救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16) 応急救助のための輸送、(17) 応急救助のための賃金職員等となる。

2. 救助費の繰替支弁 【消防交通班、出納班】

災害救助法第30条の規定により、町が救助費用を繰替支弁したときの交付金の請求については、「災害救助費繰替支弁交付金要綱」に基づき行うものとする。

3. 迅速な救助の実施 【消防交通班】

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極定期的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第27節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、迅速に必要な体制を整え、被害の最小に向けた対策を行う。

第1 防災活動体制

1. 町の活動体制

町は雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

2. 道路交通確保対策 [管理班、福島警察署川俣分庁舎、バス事業者]

(1) 町道路除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

(2) 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

(3) 交通情報の収集及び提供

福島警察署川俣分庁舎は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

(4) 通行規制等

福島警察署川俣分庁舎又は道路管理者は、通行止め等の必要な通行規制を行う。

(5) 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

(6) 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者、市町村等は、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うものとする。

(7) バス運行の安全対策

ア 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

イ 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

3. 通信確保対策 [消防交通班、文書広報班、東日本電信電話(株)福島支店、日本郵便(株)]

(1) 通信の確保

ア 県及び町(消防交通班)は、雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作

業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

イ 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

(2) 孤立集落等への情報提供

県及び町（文書広報班）は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

(3) 郵便の確保

日本郵便（株）は、積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

4. 電力供給確保対策 【東北電力ネットワーク（株）福島電力センター】

(1) 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

5. 被害状況等の収集、報告 【各班、防災関係機関】

町及び防災関係機関は「第2章第3節 災害情報の収集・伝達」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第28節 農林業対策計画

この農林業対策計画は、農業及び林業に係る災害が発生した場合の応急対策を中心とし、関係機関との連携を保ちながら被害の軽減を図ることを目的とする。

第1 農業対策計画

1. 被害の把握 [農業振興班、農林整備班]

災害が発生したときは、関係機関、団体の協力を得ながら、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき、被害を迅速かつ的確に把握する。

2. 災害対策 [農業振興班、農林整備班]

(1) 被害拡大防止及び復旧対策

災害が発生したときは、農業関係機関の協力を得ながら技術対策指導を徹底し、被害の拡大防止及び復旧を図る。また、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき、町農業災害対策本部を設置し、総合的な災害対策に当たる。

(2) 農業資材の確保

被害の未然防止並びに被害の拡大防止及び復旧対策のために、農薬、肥料、飼料その他の農業資材を大量に必要とする場合には、ふくしま未来農業協同組合、福島県経済農業協同組合連合会、福島県酪農業協同組合、福島県農薬卸商業協同組合等の販売業者に対して、その確保を要請する。

(3) 助成措置

災害が一定規模以上になり、かつ被害の拡大防止や農業施設の復旧対策が必要になった場合は、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき下記の助成を行う。

- ・農作物等生産確保対策事業
- ・農業施設普及対策事業
- ・その他町長が必要と認めた事業

(4) 金融措置

町は、県の関係機関と連携を図り、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく、経営資金など及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特に被害農家の農業経営上、緊急に資金が必要とされる場合にこれらの制度金融の措置が取られるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

第2 林業対策計画（林野火災を除く）

1. 被害の把握 [農林整備班]

災害が発生したときは、関係機関、団体の協力を得ながら、福島県林業被害報告取りまとめ要領に基づき、被害を迅速かつ的確に把握する。

2. 災害対策 [農林整備班]

(1) 復旧対策

林業関係機関、団体とともに、被害木の除去等の適切な実施と、成林のための技術指導を徹底する。

(2) 助成措置

災害が一定規模以上になった場合は、農林振興事業補助金交付要綱に基づき、助成を行う。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害（災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害）の指定を早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1. 復旧事業計画の基本方針 [各班]

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被害状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況等を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2. 災害復旧事業の種類 [各班、防災関係機関]

災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他町が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1. 法律に基づき一部負担又は補助するもの [政策調整班、財政班]

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 町が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

第3 激甚災害に関する調査及び指定等

1. 激甚災害に関する調査及び指定 [政策調整班、財政班]

激甚災害に関する調査及び指定については、県が激甚法に定める事項に関して速やかに調査し国に関して指定を要請するものであるが、町においては県の行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について十分な協力をするものとし、速やかに指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

2. 激甚災害指定の手続き [政策調整班、財政班]

激甚災害指定の手続は、次のとおりに行われることになる。

- (1) 本部長（町長）は災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、本部長（町長）からの報告内容により必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めたときは、中央防災会議の意見を聞

いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地的激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

- (4) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

3. 激甚災害に関する被害状況等の報告 [政策調整班、財政班]

本部長（町長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

4. 特別財政援助額の交付手続き [政策調整班、財政班]

本部長（町長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助
- ク 治山施設災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子父子寡婦福祉資金貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4 緊急災害査定の促進

[政策調整班、財政班]

災害が発生した場合には、町は速やかに公共施設の被害と併せて必要な資料を調査し、災害査定の緊急な実施が容易になるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が確保されるよう努めるものとする。

第5 緊急融資の確保

[政策調整班、財政班]

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債又は国庫補助等について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

第6 災害復旧事業の実施

〔政策調整班、財政班〕

町、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び地方指定公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災者の生活安定

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1. 義援金の受入れ配分 [消防交通班、地域福祉班]

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて町に寄託された義援金は、町、町社会福祉協議会及び関係団体により、義援金配分委員会を組織して協議の上被災者に配分する。なお、義援金の配分については、義援金配分委員会で配分方針を決定し、迅速な配布に努めるとともに、情報公開を徹底し、十分に透明性を確保するものとする。

2. 配分計画 [消防交通班、地域福祉班]

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保

1. 公営住宅の一時使用 [管理班]

(1) 実施機関

町は、被災者の生活確保のため町営住宅の一時使用に関し検討するものとする。なお、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な町営住宅を把握しておくものとし、目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼、又は流出した者であること
- (イ) 居住する住宅がない者であること
- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、寡婦、一人親家庭、高齢者及び障がい者等
- (オ) これらに準ずる者であること

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 町営住宅の一時使用者の選定については、町長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、町長が次の事項に留意し定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び川俣町町営住宅条例並びに川俣町町営住宅管理条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、町営住宅の通常の入居希望者に支障の出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、その提供で住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（建築総室）は被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の提供の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2. 職業あっせん計画 【まちづくり推進班、福島公共職業安定所】

災害により、離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについて、県計画では、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案の上、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施について定めている。

町は、臨時住民相談所等において離職者の状況を把握し、迅速に県に報告する。

また、早期再就職を促進するために必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

なお、福島公共職業安定所による職業あっせんの措置は、以下のとおりである。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3. 雇用保険の失業給付に関する特例措置 【福島公共職業安定所】

公共職業安定所長は次の措置を取るものとする。

- (1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

4. 被災事業主に関する措置 【税務班】

町は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5. 租税の徴収猶予等の措置 【税務班】

町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6. 郵便関係措置等 【川俣郵便局】

日本郵便㈱は、災害が発生した場合、その被害状況及び被災地の実情に応じて郵便事業に係わる災害特別事務取扱等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料免除取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

7. 生活必需品等の安定供給の確保 【まちづくり推進班】

町は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定等を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

8. 定期的な広報活動の実施 【文書広報班、デジタル推進班】

町は、被災者生活支援情報や復旧・復興情報等を掲載した川俣町災害対策本部からのお知らせ等の定期的な広報紙を発行する。広報紙については、町ホームページに掲載するとともに

に遠方の避難者に対しては郵送する。

9. その他の被災者生活支援 【各班】

町は、必要に応じて無料バスの運行、体操教室等の心と体の健康支援、災害関連詐欺などの被害防止に関する普及啓発を行う。

また、町は、国及び県の各種被災者支援制度に関する広報、相談受付・制度の活用支援を行う。

第3 被災者への支援

1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 【消防交通班】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに発行するものとする。

2. 支援法の対象となる自然災害 【消防交通班】

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

3. 支援法の対象となる世帯 【消防交通班】

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）

- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ該当住宅に居住する居住することが困難であると認められる世帯（(2) から (4) までの掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

4. 支援法の適用手続き [消防交通班]

(1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5. 支援金支給の基準 [消防交通班]

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第3の3（1）から（4）の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円

(第3の3(5)の世帯)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第5項第1号)	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第5項第2号)	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第5項第3号)	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

6. 支給申請書等の提出 [消防交通班]

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書
(住宅に半壊、中規模半壊、大規模半壊の被害を受けやむを得ず解体した場合も同様)

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

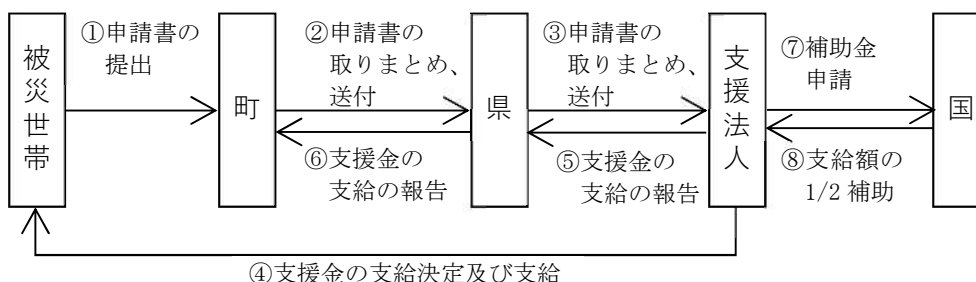
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第4 災害弔慰金の支給

町長（地域福祉班）は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例（川俣町災害弔慰金の支給等に関する条例〔昭和50年3月25日川俣町条例第11号〕）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1. 対象災害 【地域福祉班】

- （1）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- （2）県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- （3）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- （4）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2. 支給限度額 【地域福祉班】

- （1）死亡時において、生計を維持していた者の場合 500万円
- （2）その他の者の場合 250万円

第5 被災者への融資

1. 農林業関係 【農業振興班】

町は、農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者に対し、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という）を適用し、低利の経営資金の融通及び既往貸付期限の延長措置等について、農林業経営の維持安定を図るよう推進するため、次の措置を講ずるものとする。

（1）農業関係

- ア 災害により被害を受けた、農業協同組合及び農業者等に対する経営資金（種苗、肥料、薬剤、農機具等政令で定めるものに限る。）の融通を図る。
- イ 農地及び農業施設等の災害復旧資金として、「農業基盤整備資金」、「農林漁業施設資金」の活用を積極的に指導推進する。

（2）林業関係

- ア 被災森林組合及び林業者等に対して「天災融資法」の適用及び低利経営資金の融資を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。
- イ 林業者及び森林組合等に対する「日本政策金融公庫」による長期低利融資制度の活用を指導し、森林及び林業施設等の早期復旧を積極的に指導推進する。

2. 商工関係（中小企業への融資） 【まちづくり推進班】

町は、町商工会と協力し、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
- （2）銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向融資に関する配慮、信用保証協会の保証枠の確保等に関する措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力するものとする。

- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

3. 住宅関係 【管理班】

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4. 福祉関係 【地域福祉班、町社会福祉協議会】

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、県が生活福祉資金貸付制度により予算の範囲内で災害援護資金の貸付を行う制度である社会福祉資金を、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自ら自立更生するのに必要な資金を融資するものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

5. 罹災世帯に対する住宅融資 【地域福祉班】

低所得世帯、あるいは母子父子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住宅に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

(1) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(2) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

6. 生活資金及び融資 【地域福祉班】

町は、被災した生活困窮者等の再起のため必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(1) 災害救助法による生業資金

(2) 生活福祉資金の更生資金、母子父子寡婦福祉資金

(3) 日本政策金融公庫による災害貸付等

第6 罹災証明等の交付

【消防交通班】

- 1 町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

- 2 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、

被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、申請内容やそれぞれの調査の必要性、実施時期の違い等について説明するものとする。

- 4 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第7 被災者台帳の作成

〔総務班〕

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1. 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2. 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項